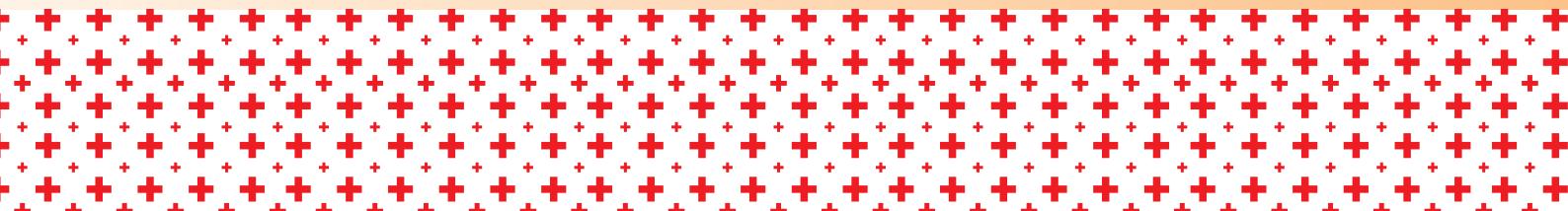




# 赤十字のしくみと活動

令和7年度版

*Humanity*  
*Impartiality*  
*Neutrality*  
*Independence*  
*Voluntary Service*  
*Unity*  
*Universality*



# Mission statement



## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。

日本赤十字社のミッションステートメントは、3つの要素から構成されます。

### **日本赤十字社の使命**

赤十字の使命は、赤十字の誕生以来、きわめて明確に存在しましたが、日本赤十字社では「人道・博愛の赤十字」「赤十字精神」といった漠然とした表現が長く使われてきたため、一人ひとりが受け止める日本赤十字社の使命は、曖昧なものとなっていました。ここでは、日本赤十字社にかかわる全ての人（会員、ボランティア、職員等）が共有すべき使命である「赤十字の理想とする人道的任務を達成すること。（日本赤十字社法第1条）」の人道的任務の達成を「人間のいのちと健康、尊厳を守ります。」と明解に表現し、あわせて「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し」により、多くの人々の思いを結集して赤十字運動を推進して行くことを強調しました。

### **わたしたちの基本原則**

わたしたちが、日本赤十字社の使命を達成するために、世界中の赤十字が共有している7つの基本原則（赤十字の基本理念と行動規範）に従って行動することを明確に宣言しました。1965年にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議で宣言され、1986年にジュネーブで開催された第25回赤十字国際会議で一部改定採択された「赤十字の基本原則宣言」の原文から主旨を汲み取り、簡明に表現しました。

### **わたしたちの決意**

日本赤十字社の使命、すなわち「人道の実現」を達成するために、職員やボランティアなどのわたしたち一人ひとりが心しなければならないこと、具体的に行動していかなければならないことを決意として表明しました。

# 日本赤十字社 長期ビジョン

目指す姿と長期戦略 ～創立150年に向けて～

## 日本赤十字社が取り組む社会課題

災害や紛争から人々が  
守られる社会づくり

人々の健康・福祉を  
支える地域づくり

互いを思いやり、助け合い、  
尊重し合う社会づくり

## 目指す姿

国内外における人道支援活動の“要”となり、  
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

### 事業戦略

災害や紛争における  
支援の充実とレジリエンスの強化

超少子高齢社会における  
地域の健康・安全な生活の追求

多様化が進む社会における  
人道の輪の拡大

### 運動基盤強化戦略

会員の赤十字運動への参画促進

奉仕団等ボランティア主体の  
活動の拡充

国際赤十字との更なる協働

「日本赤十字社 長期ビジョン」は、日本赤十字社が創立150年（2027年5月1日）に向けて、時代と共に変化するこれからの社会課題やニーズに柔軟に対応し、赤十字としての使命を果たし続けていくために、目指す姿やそれを実現するための長期戦略、行動指針等を示したものです。

「長期ビジョン」の概要版・PR版は  
こちらからご確認ください。▶



<https://www.jrc.or.jp/about/vision/>



<b>I</b>	<b>赤十字思想の誕生と国際的なしくみへの発展</b>	<b>01</b>
①	赤十字思想の誕生～発展	01
②	各国赤十字社・赤新月社の創設	04
③	国際人道法の発展	05
④	赤十字・赤新月国際会議	06
<b>II</b>	<b>国際赤十字・赤新月運動の基本原則</b>	<b>09</b>
<b>III</b>	<b>日本赤十字社の発足と組織</b>	<b>11</b>
①	日本赤十字社の成り立ちと歴史	11
②	日本赤十字社の組織としくみ	13
◎会員・社員		13
◎赤十字ボランティア		17
◎本社・支部		18
③	日本赤十字社の財政	18
<b>IV</b>	<b>日本赤十字社の活動内容</b>	<b>23</b>
①	災害救護	23
②	社会活動	29
③	青少年赤十字事業	33
④	国際活動	37
⑤	社会福祉事業	43
⑥	医療事業	47
⑦	看護師等の養成	56
⑧	血液事業	61
	トピック：気候変動への取り組み	69
	資料：赤十字の年表	71
	日本赤十字社法	74
	日本赤十字社定款	81
	日本赤十字社コンプライアンス行動規範	89
	ボランティア憲章	90
	日本赤十字社施設一覧表	91
	各国赤十字社・赤新月社等一覧	93

# I

# 赤十字思想の誕生と国際的なしくみへの発展

## ① 赤十字思想の誕生～発展

1828  
(文政11年)

アンリー・デュナン スイスにて誕生 ~1910 (明治43年)

1859  
(安政6年)

デュナン、ソルフェリーノの戦場で傷病兵を救護

イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノにおいて4万人にのぼる死傷者の悲惨な有り様を目撃しました。デュナンは、すぐに村人たちと協力して、戦場に倒れていた負傷者を教会に収容するなど懸命の救護にあたりました。



アンリー・デュナン

「傷ついた兵士は、もはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救わなければならない。」との信念のもとに救護活動を行いました。

1862  
(文久2年)

「ソルフェリーノの思い出」出版

ジュネーブに戻ったデュナンは、自ら戦争犠牲者の悲惨な状況を語り伝えるとともに、1862年11月『ソルフェリーノの思い出』という本を出版しました。

この中で、

- ・戦場の負傷者と病人は敵味方の区別なく救護すること、
- ・そのための救護団体を平時から各国に組織すること、
- ・この目的のために国際的な条約を締結しておくこと、

の必要性を訴えました。

この主張こそが赤十字思想の誕生であると言ってよいでしょう。



1863  
(文久3年)

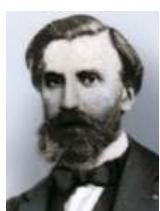
五人委員会の結成・赤十字規約の成立

アンリー・デュナンの訴えは、ヨーロッパ各国に大きな反響を呼びました。

### 五人委員会メンバー



アンリー・デュナン



ギュスタブ・モニエ



ギヨーム=アンリ・デュフル



ルイ・アッピア



テオドル・モノアール

デュナンの構想はジュネーブ公益協会で取り上げられ、2月、同協会に特別委員会が結成されました。これが今日の国際赤十字・赤新月運動の原型であり、赤十字国際委員会の前身となった五人委員会（正式には国際負傷軍人救護常置委員会）です。

五人委員会の呼びかけに応じて、スイス他15カ国の代表は、全文10カ条から成る「赤十字規約」を採択しました。この規約により、各国に戦時救護団体が組織され、平時から相互に連絡を保つ基礎ができ、デュナンの提案のひとつが実現しました。

1864  
(元治元年)

#### 初のジュネーブ条約調印

アンリー・デュナンの二つ目の提案であった救護組織の活動を保護するための国際条約の締結は、1864年8月、スイス等16カ国の外交会議で全10カ条から成るジュネーブ条約「戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する条約 - 1864年8月22日のジュネーブ条約」が採択され、ようやく実現しました。

これが今日、国際人道法と呼ばれる戦争犠牲者の保護・救済のための国際法の端緒となりました。

1867  
(慶応3年)

#### 第1回赤十字国際会議



初のジュネーブ条約調印の様子 (©ICRC)

1875  
(明治8年)

#### 「五人委員会」から「赤十字国際委員会 (ICRC)」に改称

ICRCの活動は、戦争犠牲者に対して人道支援を行うことを中心としており、中立を保つことができるよう、委員はスイス人15人以上25人以内で構成され、ジュネーブに本部をおいて活動しています。

ICRCの主な任務は次のとおりです。

- ・戦時に、中立機関として、犠牲者の保護と救済にあたること。
- ・国際赤十字・赤新月運動の基本原則が守られるようにすること。
- ・新設された赤十字社・赤新月社の承認を行うこと。
- ・国際人道法の研究と普及を推進し、人道法が守られるようにすること。

1901  
(明治34年)

#### デュナン、第一回ノーベル平和賞受賞



赤十字国際委員会

1910  
(明治43年)

#### デュナン、死去

1919  
(大正8年)

### 赤十字社連盟設立

第一次世界大戦の間、赤十字国際委員会 (ICRC) を中心に各国赤十字社が、単に傷病者のみならず一般市民の苦痛軽減のために展開した活動実績は、その規模も大きく内容も多種多様であり、その成果は世界の認めるところとなりました。



国際赤十字・赤新月社連盟事務局  
(ジュネーブ)

第一次世界大戦の終了直後である1918年に、アメリカ赤十字戦時委員会委員長ヘンリー・デイビソンは、日本赤十字社の外事顧問蜷川新氏の発想を基に「世界規模で、恒久的に平時における健康の増進、疾病の予防及び苦痛の軽減にあたるため、各国の赤十字社を国際連盟に匹敵する組織に連合する」ことを提唱しました。

これを受け、1919年2月1日、アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、日本の5ヵ国の赤十字社の代表が五社委員会を結成、協議しました。同年5月5日に、各国赤十字社の国際的連合体として赤十字社連盟が設立されました。その後、1991年に名称を国際赤十字・赤新月社連盟と改称し、今日に至っています。

国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）は、各国の赤十字社・赤新月社の国際的連合体であり、連盟の最高議決機関は、通常2年ごとに開催される国際赤十字・赤新月社連盟総会です。総会は連盟の方針及び事業計画などについて協議します。

連盟の主な任務は次のとおりです。

- ・各国赤十字社・赤新月社の人道的な活動を支援・推進すること。
- ・各国赤十字社・赤新月社の連絡調整・研究を行うこと。
- ・各国赤十字社・赤新月社の設立・発展を促進すること。
- ・災害の被災者に対する救援を行うこと。
- ・災害時の国際救援活動の調整をすること。

なお、2009年、近衛忠輝日本赤十字社社長（当時）がアジア地域から初めて連盟会長に選出され、2017年まで2期8年にわたり会長職を務めました。

また、日本赤十字社は2022年6月から4年間の任期で連盟理事社に選出されました。

## 2 各国赤十字社・赤新月社の創設

1863年（文久3年）に赤十字規約が成立するとともに、翌年のジュネーブ条約の締結を待たずに、ヨーロッパの諸国は負傷兵救護協会を組織しました。

この救護協会を最初に赤十字社という名称にし、1867年（慶応3年）に設立したのはオランダです。この名称は一般的となり、各国ともこれを採用しました。

各国の赤十字社・赤新月社の数は、2024年（令和6年）4月現在、世界191社（赤十字社156社、赤新月社34社、イスラエル・ダビデの赤盾社1社）に広がっています。

各国の赤十字社・赤新月社が正式に認められるには、

- その国がジュネーブ条約の締約国であること、
- その国から奉仕救護団体として正式に認められていること、
- 一つの国に一つの社であり、その社を代表する本社を有していること、

をはじめ10項目の条件を満たす必要があります。

各国赤十字社・赤新月社の主な任務は次のとおりです。

- ・紛争や災害時に、傷病者の救護活動を行うこと。
- ・赤十字の基本原則や国際人道法の普及・促進を行うこと。
- ・平時における災害対策、医療・保健、社会福祉、青少年育成等の業務を行うこと。

### 赤十字の標章（赤十字マーク）

赤十字の標章は、白地に赤十字とされていますが、これは赤十字思想の発案者であるアンリー・デュナンの祖国であるスイスに敬意を表して、スイスの国旗の配色を逆にしたものが採用されました。

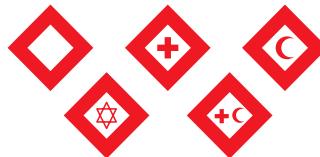
赤十字の標章は、ジュネーブ条約によって、紛争地で負傷者の救護にあたる施設や機関が中立であり、攻撃の対象としてはならないことを示す「保護の標章」として定められています。

また、赤十字社であることを示す「表示の標章」としても使用されています。

ジュネーブ条約の締約国には、標章の誤用・不正使用などを防ぐための法律を定めることができます。

イスラム教国の中には、赤新月社と称し、標章は白地に赤色の三日月を用いる国もあり、この標章も赤十字マークと同様に扱われています。

また、2005年（平成17年）12月にジュネーブ条約第三追加議定書が採択され、「赤十字」「赤新月」に加え「レッドクリスタル（公定訳未定）」が承認されました。これにより、保護標章として赤いクリスタルが使用されることになりました。表示標章として赤いクリスタルを使用する場合は、独自のマークをクリスタルの中に入れることもできます。（※）



※赤いクリスタル標章を表示の標章として使用する場合は、クリスタルの中に独自の象徴的なマークを入れることもできる。

### ③ 国際人道法の発展

1899年（明治32年）オランダのハーグで「1864年8月22日のジュネーブ条約の諸原則を海戦に適用するための1899年7月29日のハーグ条約（海の条約）」が採択され、約20カ国が批准しました。

さらに1929年には「捕虜の待遇に関する1929年（昭和4年）7月27日のジュネーブ条約（捕虜の条約）」が採択され、約50カ国が批准又は加入しました。

日本は、1864年と1899年の陸海二つの条約には加入しましたが、1929年の捕虜の条約についてはジュネーブにおいて署名のみを行い、批准しないまま、1941年（昭和16年）第二次世界大戦に突入してしまいました。

その後、第二次世界大戦の悲惨な経験から、これらの条約の見直しが行われ、1949年（昭和24年）4月にスイス政府がジュネーブで外交会議を招集し、4カ月にわたる審議の結果、次の四条約として新たに採択されました。

#### ジュネーブ四条約

##### ①第一条約（陸の条約）

「戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」

##### ②第二条約（海の条約）

「海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」

##### ③第三条約（捕虜の条約）

「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」

##### ④第四条約（文民の条約）

「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約」

これらジュネーブ四条約の締約国は、2024年（令和6年）4月現在、196カ国あります。日本は1953年（昭和28年）4月に同条約に加入しました。

さらに、ジュネーブ四条約が成立した後も、各地で独立闘争などが多発し一般市民の犠牲者も増加したことから、ジュネーブ四条約だけでは対応できない数々の問題が生じたため、これらの闘争も国際紛争に準じて扱うこと及び内戦にも同条約を適用できるようにすることを目的として、1977年（昭和52年）6月8日、ジュネーブに集まった各国政府代表により、第一及び第二追加議定書が採択されました。さらに、赤十字の世界性を確保し、支援を必要としている人を一人でも多く救う環境を広げるため、2005年（平成17年）12月8日には「赤十字」「赤新月」に加え、新たに「レッドクリスタル（公定訳未定）」の標章を採用するための第三追加議定書が採択されました。

## ジュネーブ条約追加議定書

### ①第一追加議定書

「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」

### ②第二追加議定書

「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書」

### ③第三追加議定書

「1949年8月12日のジュネーブ諸条約の追加の特殊標章の採用に関する追加議定書」(公定訳未定)

日本は、2004年（平成16年）6月14日、第159回通常国会参議院本会議において、いわゆる「有事関連7法案」の可決とあわせて第一及び第二追加議定書の加入を承認し、同年8月31日、両追加議定書に加入しました。

現代の国際人道法は、これらのジュネーブ諸条約及び追加議定書を中心とした紛争犠牲者の保護と、戦闘方法・兵器の規制のための国際的なルールの総称です（したがって、国際人道法という名称の法律が存在するわけではありません）。今日ではジュネーブ条約の他にも、紛争時における文化財や環境の保護を目的とした条約から、対人地雷やクラスター弾など特定の兵器を禁止する条約まで、紛争の影響をとどめるための様々な条約が誕生しており、これらも広く、国際人道法として分類されるものといえます。

また昨今では、国際人道法の観点（戦闘員と一般市民の区別の原則、及び、不必要的苦痛の禁止原則に反すること）から核兵器の使用禁止を訴えるアプローチも注目されています。国際赤十字は「核兵器が使用された場合に誰もその犠牲者を救うことができない」という「人道対応能力の欠如」という観点から、核兵器の使用禁止のみならずその廃絶にまで踏み込んで訴え、国際社会全体の機運をリードしています。2017年（平成29年）7月に国連で採択された核兵器禁止条約は、2020年（令和2年）10月に批准した国と地域が発効の要件となる50に達し、2021年（令和3年）1月に発効しました。戦場での命と人間の尊厳の保護にとどまらず、将来の核兵器のない世界を実現する術としても、国際人道法への期待は高まりつつあります。

## 4 赤十字・赤新月国際会議

赤十字の活動は、赤十字に関する諸条約及び国際赤十字・赤新月運動の基本原則に基づいて、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）及び各国赤十字社・赤新月社の相互の協力体制のもとに実施されています。

国際赤十字・赤新月運動の最高議決機関となるのが、ICRC、連盟及び各国赤十

字社・赤新月社の各代表に加え、ジュネーブ諸条約締約国政府の代表が参加する赤十字・赤新月国際会議であり、原則として4年ごとに開催されています。

この会議では、政治的性格をもつ討論の裁定はできません。ジュネーブ諸条約等について提議を行い、また国際赤十字・赤新月運動全体に関わる問題について協議します。

各国の赤十字社・赤新月社代表と政府代表、ICRC、連盟が一票ずつの投票権を持っています。



第34回赤十字・赤新月国際会議等の一連の会議の様子



国際会議で発言する日本赤十字社代表団（2024年）

### ハートラちゃんの豆知識



世界の赤十字社・赤新月社等の数と国連加盟国の数はよく比較されます。2024年（令和6年）4月現在、世界の赤十字社・赤新月社等の数は191社で、一方、国連加盟国は193カ国です。

例えば、クック諸島やパレスチナは国連加盟国ではありませんが、それに赤十字社・赤新月社があります。また、エリトリア、ナウル、オマーン、ニカラグアは国連には加盟していますが、同諸国には正式に承認された赤十字社・赤新月社はありません。

赤十字社・赤新月社等191社

国連加盟国193カ国

クック諸島  
パレスチナ

エリトリア  
ナウル  
オマーン  
ニカラグア

## MEMO



## 国際赤十字・赤新月運動の基本原則

1965年（昭和40年）にウィーンで開催された第20回赤十字国際会議で、「赤十字基本原則」が決議され、宣言されました。

赤十字基本原則は、赤十字の長い活動の中から生まれ、形作られたもので、「人間の生命は尊重されなければならないし、苦しんでいる者は、敵味方の区別なく救われなければならない。」という「人道」こそが赤十字活動の基本で、他の原則は「人道」の原則を実現するために必要となるものです。

### 人道 (Humanity)

国際赤十字・赤新月運動は、戦場において差別なく負傷者に救いの手を差し伸べたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。生命と健康を守り、人間を尊重することを目的とし、すべての人の相互理解、友情、協力及び恒久の平和を促進する。

### 公平 (Impartiality)

国際赤十字・赤新月運動は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する苦痛をまっさきに取り扱う。

### 中立 (Neutrality)

すべての人からいつも信頼を受けるために、国際赤十字・赤新月運動は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の論争には参加しない。

### 独立 (Independence)

国際赤十字・赤新月運動は独立した存在である。各国赤十字社・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助機関であり、その国の法律にしたがうが、つねに国際赤十字・赤新月運動の諸原則にしたがって行動できるようその自主性を保たなければならない。

## 奉仕 (Voluntary Service)

国際赤十字・赤新月運動は、利益を求める自発的な救護を行う運動体である。

## 単一 (Unity)

いかなる国にもただ一つの赤十字社・赤新月社しかありえない。赤十字社・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

## 世界性 (Universality)

国際赤十字・赤新月運動は世界に広がる運動体であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の地位を有するとともに、相互援助を行う同等の責任と義務を共有する。

国際赤十字・赤新月運動の基本原則は、第20回赤十字国際会議〔1965年（昭和40年）於ウィーン〕において宣言されました。この原文では文中の主語が「赤十字は」となっていましたが、第25回赤十字・赤新月国際会議〔1986年（昭和61年）於ジュネーブ〕ではこれを「国際赤十字・赤新月運動」と改訂し、現在の基本原則が採択されました。

### ハートラちゃんの豆知識



世界赤十字デー：赤十字の創始者アンリー・デュナンの誕生日にちなみ、毎年5月8日は世界赤十字デーと定められています。日本赤十字社では、この日を含む毎年5月を赤十字運動強化月間とし、赤十字の思想・活動に対する理解を深めてもらうイベントや活動を全国各地で展開しています。

# III

## 日本赤十字社の発足と組織

### ① 日本赤十字社の成り立ちと歴史

1867  
(慶応3年)

赤十字思想との出会い  
佐野常民、パリ万国博覧会に参加

佐野常民は1867年、佐賀藩主の命によりパリ万国博覧会に参加しました。その際、赤十字展示館を見学し、ヨーロッパには国際条約（ジュネーブ条約）に基づいて敵味方の区別なく戦時の負傷者を救護する赤十字があることを知りました。



日本赤十字社 創立者  
(初代社長) 佐野常民

1877  
(明治10年)

西南戦争で負傷者救護  
佐野常民、大給恒らにより「博愛社」設立

1877年3月、元老院議官の佐野と大給両人の趣旨に賛同した発起人によって五カ条から成る博愛社の規則を定め、同年4月に政府に対し救護団体「博愛社」の設立を願い出ましたが、明治政府からの回答は、「敵味方の差別なく救護するという考え方は素晴らしい」としながらも、「現地には救護に必要な医師等はすでに派遣しており、医療は足りている。今、新しい組織を作つて現地に送れば、逆に混乱をきたす。よつて平和な時に検討すべきである」というものでした。そこで佐野は熊本に赴き、同年5月1日に官軍の征討総督であった有栖川宮熾仁親王殿下に博愛社設立を願い出、許可されることとなりました。



博愛社設立許可の図  
(熊本洋学校教師館)

1886  
(明治19年)

博愛社病院と本社事務所の開設  
(東京・麹町区飯田町)

博愛社は1886年、東京・麹町区飯田町に活動の拠点となる本社事務所と救護員を養成するための博愛社病院を開設しました。



博愛社最初の事務所と  
病院の正門

1887  
(明治20年)

社名を「博愛社」から「日本赤十字社」に変更

1886年に日本政府がジュネーブ条約に加入したのを機に、1887年5月20日に社名を「日本赤十字社」と改称し、同年9月2日に赤十字国際委員会から国際赤十字の一員として正式に承認されました。

1888  
(明治21年)

#### 日本赤十字社初の災害救護活動「磐梯山噴火災害」

1888年7月、福島県の磐梯山が噴火し、住民500人以上が死傷しました。戦時を想定した当時の規則には自然災害時の活動の規定はありませんでしたが、皇后陛下のご指示があつたことなどから、日本赤十字社は救護員を派遣することを決めました。



磐梯山噴火災害での救護活動

1901  
(明治34年)

#### 日本赤十字社条例（勅令）が発布

陸海軍の戦時衛生勤務を帮助することを目的として定められた条例が発布されました。

1912  
(大正元年)

#### 本社の新社屋完成（現所在地）

1912年、飯田町におかれていた事務所を現所在地に移転しました。



大正元年に竣工した  
日本赤十字社本社

1952  
(昭和27年)

#### 「日本赤十字社法」の制定

第二次世界大戦後勅令が廃止されたため、政府は、日本赤十字社に新たな法的根拠を与え、国際的、中立的な人道機関として発展させることが重要であると考えました。

そこで、中立の立場で自主的に活動できるよう保障し、組織の民主的な運営を図る、などの規定を盛り込んだ「日本赤十字社法」を制定しました。



日本赤十字社の公布書

### 西南戦争と博愛社

西南戦争は、1877年（明治10年）に九州地方において発生した武力反乱であり、明治初期の一連の士族反乱のうち最大規模で日本最後の内戦といわれています。

西南戦争中、官軍と薩摩軍の間で激しい戦闘がくり広げられ、中でも最大の激戦地となった「田原坂」では17昼夜に及ぶ壮絶な戦いで、一日に32万発の弾丸が使用されたといわれており、両軍で多数の死傷者を出しました。

この悲惨な状況に対して、佐野、大給の2人は、救護団体による戦争時の傷病者救護の必要性を痛感し、ヨーロッパの赤十字と同様の救護団体を創ろうと思いました。

救護活動の許可を得た博愛社の救護員は、直ちに長崎の軍病院等に派遣され、官薩両軍の傷病者の救護にあたりました。この博愛社の活動は、当時、敵の負傷者まで助けるという考えが理解できなかつた人々を驚かせ、人道という精神文化の基礎をわが国に植えつけたのです。

## 2 日本赤十字社の組織としくみ

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて設置された認可法人です。日本赤十字社は、毎年一定の資金を納める会員及び様々な活動を展開するボランティアによって支えられ、また事務局として事業を行う本社・支部、事業を実施する施設として病院・血液センター・社会福祉施設などがあり、多角的に赤十字事業を展開しています。



現在の日本赤十字社本社

### ◎会員・社員

日本赤十字社法で、「日本赤十字社は、社員をもって組織する」と規定されています。

ここでいう「社員」については、株式会社などの会社員という意味に捉えられてしまうことがあります、わかりにくさもあったため、平成29年度に日本赤十字社定款を一部変更し、「社員」を「会員」に改め、「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする」と規定しました。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人は老若男女を問わず、だれでも会員になることができ、また法人も会員として加入することができます。

会員は、日本赤十字社の組織の基礎をなすものです。したがって会員の増減はそのまま社業の消長に直結するものですから、一人でも多く、また一社でも多く会員に加入していただくように努めています。

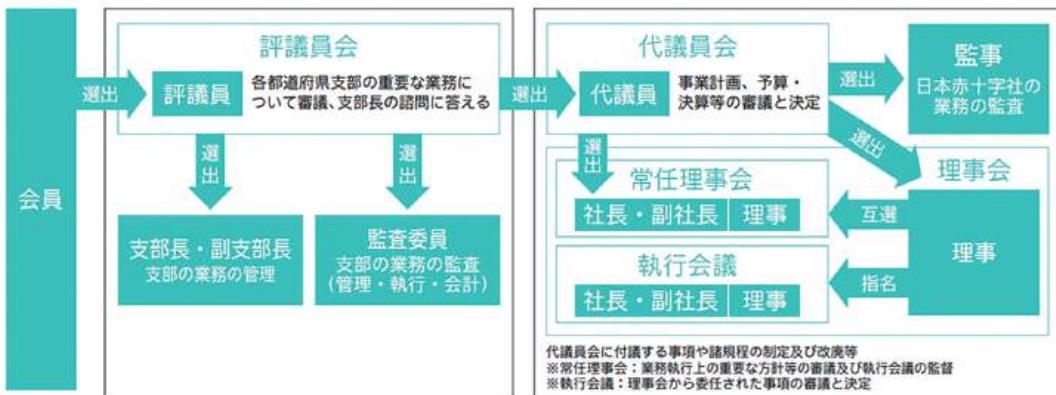
2024年（令和6年）3月31日現在の会員数は、個人会員が約20万6,000人、法人会員が約7万8,000法人となっています。

日本赤十字社の会員は、会費として年額2,000円以上を納めるものとします。

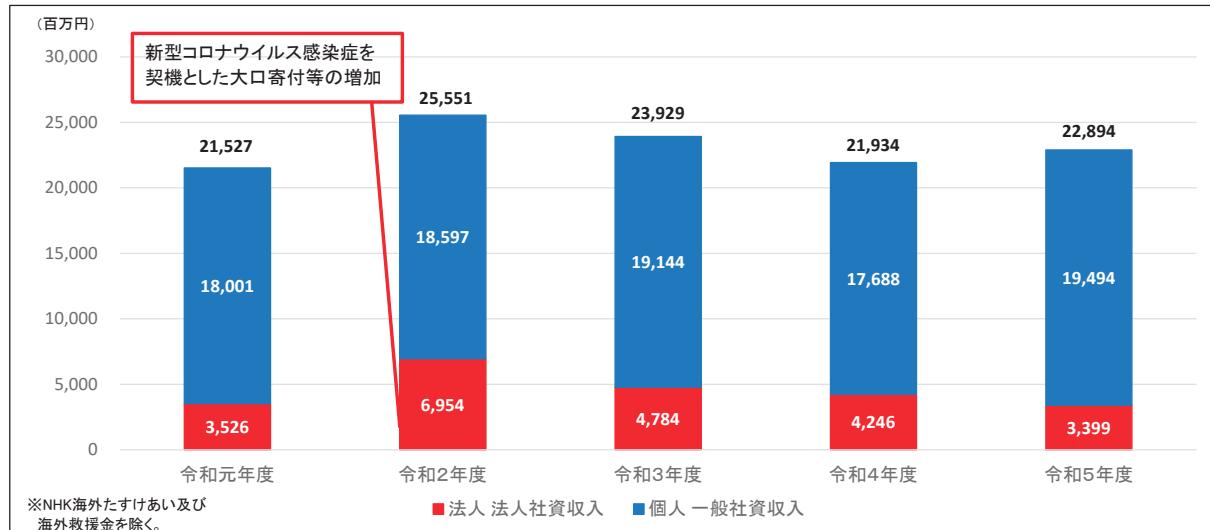
また、会員は次のような権利を有しています。

- 日本赤十字社の役員、代議員を選出したり、選出されたりすること。  
(ただし法人会員には被選挙権がありません。)
- 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。  
(公告をもってこれに代えることができます。)
- 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

日本赤十字社の最高議決機関は、代議員会であり、会員の中から選ばれた代議員により構成されています。この代議員会において、社長、副社長、理事及び監事の選出並びに事業計画、予算・決算等の審議及び決定が行われます。



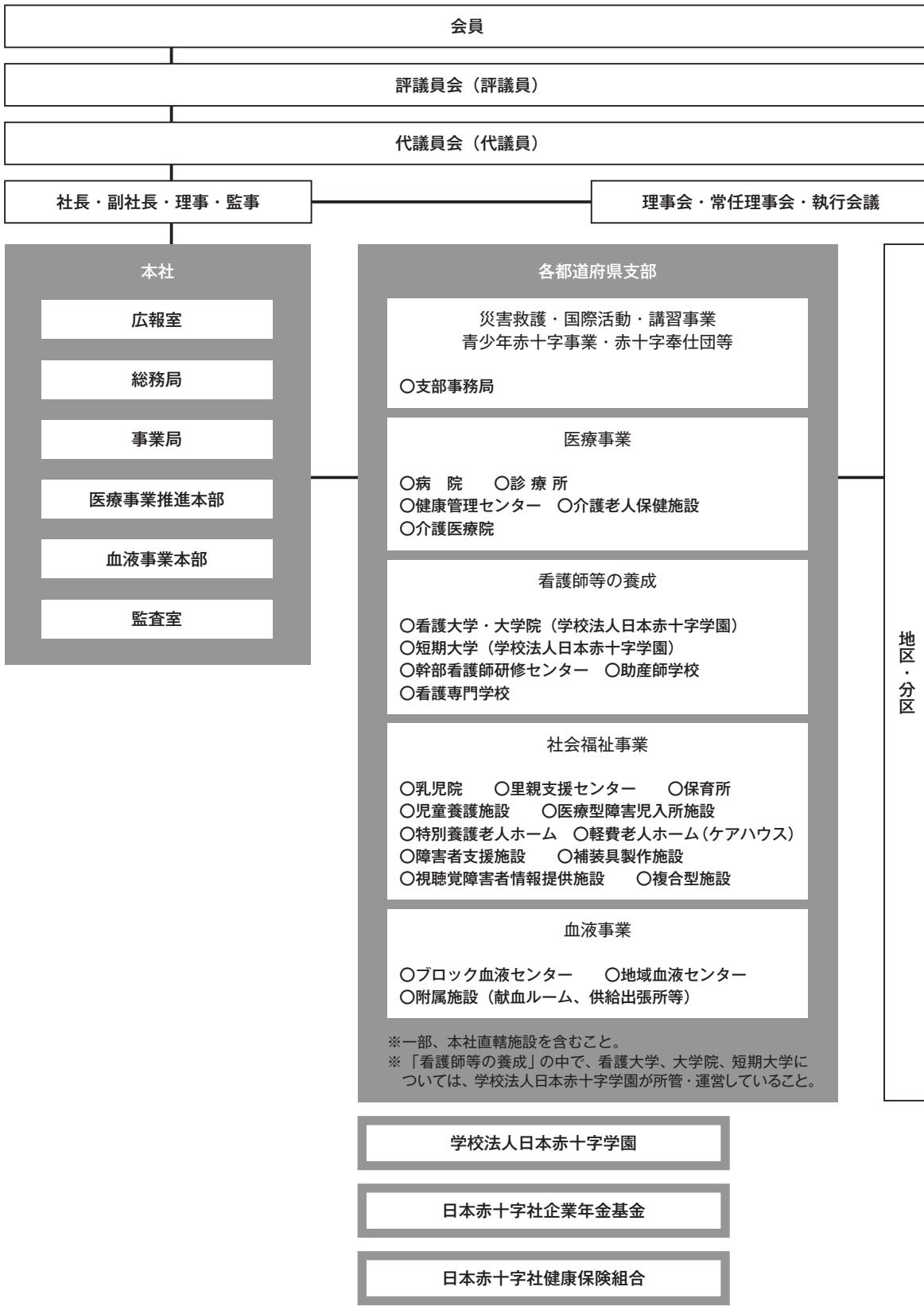
### 社資収入の推移 (令和元年度～令和5年度)



※百万円未満を切り捨てているため、法人と個人の合計額と社資合計額は一致しない場合があること。

## 日本赤十字社の組織

(令和7年4月現在)



※学校法人日本赤十字学園、日本赤十字社企業年金基金、日本赤十字社健康保険組合については、別の法人格であること。

## 施設及び職員数

(令和6年4月現在)

種別	区分	施設数	正職員 総数 (人)	職種別職員数内訳(人)					
				事務職	医師	検査技師 ・ 薬剤師等	看護師等	福祉職	その他
	本社	1	532	416	1	114	1		
	支部	47	639	621			18		
医療施設	病院	91	58,803	5,190	6,165	10,013	34,891	278	2,266
	診療所	3	6				3		3
	健康管理センター	2	192	52	12	79	42		7
	介護老人保健施設	4	109	7	2	21	32	45	2
	介護医療院	5	83	2		7	29	45	
	小計	105	59,193	5,251	6,179	10,120	34,997	368	2,278
看護師等 養成施設	看護大学・短期大学 (学園法人本部含む)	8	516	190	5	1	293	8	19
	看護専門学校	9	109	9			100		
	助産師学校	1	7	1			6		
	幹部看護師研修センター	1	5				5		
	小計	19	637	200	5	1	404	8	19
血液事業 施設	ブロック血液センター	7	1,202	405	13	776	7		1
	血液センター	47	2,263	1,397	70	131	664		1
	事業所	15	393	244	2	19	128		
	出張所	154	1,928	654	1	23	1,249		1
	小計	223	5,786	2,700	86	949	2,048		3
社会福祉 施設	乳児院	8	229	16		18	51	140	4
	保育所	3	51	4		2	1	41	3
	児童養護施設	1	46	1		3	1	39	2
	医療型障害児入所施設	3	348	21	11	72	159	69	16
	特別養護老人ホーム	8							
	軽費老人ホーム (1)	(1)	335	33		18	24	254	6
	障害者支援施設	1	30			1	3	25	1
	補装具製作施設	1	3			3			
	視聴覚障害者情報提供施設	2	14	14					
	複合型施設	1	165	5	1	10	9	140	
	特別養護老人ホーム (1)	(1)	(79)	(2)	(1)	(1)	(2)	(73)	
	介護老人保健施設 (1)	(1)	(61)	(1)		(8)	(6)	(46)	
	認知症高齢者グループ ホーム (1)	(1)	(11)	(1)				(10)	
	障害者支援施設 (1)	(1)	(14)	(1)		(1)	(1)	(11)	
	小計	28	1,221	94	12	127	248	708	32
合計		423	68,008	9,282	6,283	11,311	37,716	1,084	2,332

## ◎赤十字ボランティア

赤十字の事業は、その人道的な使命に賛同し全国各地で活動する多くのボランティアによって支えられています。



災害時に炊き出しを行う奉仕団

### (1) 概要

赤十字奉仕団は、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティアの組織です。こうした活動は、古くは1887年（明治20年）に設立された「日本赤十字社篤志看護婦人会」に、そのはじまりをみることができます。

現在の赤十字奉仕団は、第二次世界大戦後、日本赤十字社再建のためにアメリカ赤十字社から派遣された顧問団の援助により、1948年（昭和23年）に創設されたものが原形となっています。

赤十字奉仕団は、市区町村など一定の地域ごとに組織されている「地域赤十字奉仕団」、学生や社会人によって組織されている「青年赤十字奉仕団」、アマチュア無線や救急法、スキーパトロール、点訳、語学など特殊な技能を持った人たちによって組織されている「特殊赤十字奉仕団」があり、防災ボランティアや学生献血推進団体と合わせて、全国で2,831団、約82万9,000人のボランティアが登録されています。

### (2) 主な取り組み

赤十字奉仕団は、支部、地区・分区に登録されていますが、その他に活動先の赤十字施設等に直接登録されている個人ボランティア（2,289人）もいます。また、災害救護活動を目的として登録されている赤十字防災ボランティア（4,439人）や学生献血推進団体のボランティア（4,789人）もいます。

これらの赤十字奉仕団等の主な活動は、次の例示のように広範な分野に及びます。

- 会員増強に関する活動 会員募集、広報誌の発送準備、赤十字思想の普及等
- 災害救護活動に関する活動 救援物資の輸送、被災者等への炊き出し、応急救護の支援等
- 青少年赤十字に関する活動 研修会の援助、青少年赤十字の加盟促進等
- 献血に関する活動 献血推進キャンペーンの実施、献血者の受付及び案内等
- 救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法に関する活動等 各種講習会での指導、海水浴場やスキー場でのパトロール等
- 赤十字病院での活動 患者の受付及び案内、衛生材料づくり、身の回りの世話、話し相手等
- 児童福祉（施設等）に関する活動 授乳・食事の介助、ベビー・マッサージ、行事の手伝い等
- 高齢者福祉（施設等）に関する活動 身の回りの世話、話し相手、配食サービス等
- 障がい者福祉（施設等）に関する活動 音訳、点訳、手話通訳、通学・通勤の介助送迎等
- 国際活動に関する活動 海外救援金の募集活動、イベントでの通訳やガイド、翻訳等

## 赤十字ボランティアの人数

(令和6年3月31日現在)

	奉仕団数(団)	人数(人)
地域赤十字奉仕団	2,068	785,324
青年赤十字奉仕団	148	5,277
特殊赤十字奉仕団	615	27,268
個人ボランティア	—	2,289
防災ボランティア	—	4,439
学生献血推進団体	—	4,789
合計	2,831	829,386
(別掲)		
救急法等講習指導員	—	8,264

## ◎本社・支部

日本赤十字社は、東京にある本社において、主に総合的な事業の企画、指導、調整の機能を果たしており、また各都道府県の支部では、事務局のほか、必要な施設を設けて支部の事業を実施しています。

支部のもとには、政令指定都市に「地区本部」を、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区の区域に「地区」を、町村の区域に「分区」を置き、それぞれ第一線における赤十字の活動を推進しています。

2024年（令和6年）4月現在、日本赤十字社は、医療施設105、看護師等養成施設19（学校法人日本赤十字学園施設含む。）、血液事業施設223、社会福祉施設28を運営しています。これらの施設には約6万8,000人の赤十字職員が勤務し、事業の推進にあたっています。

## ③ 日本赤十字社の財政

本社や都道府県支部の赤十字の活動を支える財源は、会員が納める会費や寄付金によって賄われています。医療施設は主に診療収入、血液事業は輸血用血液製剤の医療機関への供給による収入、社会福祉施設は介護保険収入及び措置費などを主な財源として運営されています。

日本赤十字社の会計は、一般会計と特別会計で管理されています。

一般会計は、会員から納入される会費と寄付金を合わせた社資を主な財源としており、これらの財源をもとに、災害救護をはじめ国際活動、救急法等の講習普及、青少年赤十字の育成、赤十字ボランティア活動の促進等多岐にわたる事業を実施しています。

一般会計は、次表のとおり、本社及び各都道府県支部の収入支出によって成り立っており、2024年度（令和6年度）の収支予算は368億円となっております。

特別会計では、医療施設の収支を計上する医療施設特別会計は、収入予算が1兆2,005億円、支出予算が1兆2,159億円となっており、血液事業の収支を計上する血液事業特別会計は、収入予算が1,637億円、支出予算が1,625億円となっており、また社会福祉施設の収支を計上する社会福祉施設特別会計は、収入予算が199億円、支出予算が160億円となっています。

このほか退職給与資金等の特別会計もありますが、これらすべてを単純に合わせると、日本赤十字社の全体収入は約1兆4,526億円、支出は約1兆4,629億円という規模のものとなっています。

## 令和6年度予算の概要

		(千円)	
		令和5年度予算額	令和6年度予算額
一般会計 〔本社と支部を合算〕	歳 入	35,962,097	36,859,573
	社 資 収 入	23,337,504	22,628,203
	委託金等収入	111,530	113,240
	補助金及び交付金収入	1,152,034	1,838,209
	災害義援金預り金収入	0	0
	繰 入 金 収 入	4,941,039	6,151,080
	そ の 他	2,579,506	2,224,834
	前 年 度 繰 越 金	3,840,484	3,904,007
	歳 出	35,962,097	36,859,573
	災害救護事業費	2,701,545	2,835,304
	社会活動費	3,226,420	3,361,435
	国際活動費	4,535,568	6,997,178
	指定事業地方振興費	528,825	521,676
	地区分区交付金支出	1,985,487	1,918,892
	社 業 振 興 費	3,749,411	4,504,628
	基盤整備交付金・補助金支出	4,545,569	4,738,747
	積 立 金 支 出	1,644,957	1,900,060
	総務管理費・監査費	6,599,558	5,855,596
医療施設特別会計 〔本社と病院を合算〕	資産取得及び資産管理費	3,325,575	1,711,454
	本社送納金支出	2,038,595	2,018,959
	そ の 他	668,024	111,161
	予 備 費	412,563	384,483
	歳 入 質 量 差 引 額	0	0
	収 益 的 収 入	1,178,548,289	1,200,547,100
	医 業 収 益	1,124,607,472	1,148,222,194
	入 院 診 療 収 益	755,448,772	773,820,660
	外 来 診 療 収 益	327,618,051	334,295,039
	そ の 他	41,540,649	40,106,495
	医 業 外 収 益	39,311,178	38,748,793
	医 療 社 会 事 業 収 益	892,102	835,810
	付 帯 事 業 収 益	12,452,053	12,709,930
	特 別 利 益	1,285,484	30,373
	取 益 的 支 出	1,194,079,973	1,215,968,615
	医 業 費 用	1,158,689,774	1,181,688,991
	材 料 費	349,922,147	364,179,969
	給 与 費	557,047,061	563,999,653
	委 託 費	80,400,003	83,121,828
	設 備 関 係 費	117,098,701	117,952,165
	研 究 研 修 費	3,624,789	4,000,646
	経 費	50,597,073	48,434,730
	医 業 外 費 用	10,221,315	9,589,472
	医 療 奉 仕 費 用	8,930,301	9,028,991
	付 帯 事 業 費 用	13,338,823	13,746,015
	特 別 損 失	1,871,975	1,003,072
	法 人 税 等	122,285	31,124
	予 備 費	905,500	880,950
	取 入 支 出 差 引 額	△ 15,531,684	△ 15,421,515
	資 本 的 収 入	99,981,546	102,765,591
	固 定 負 債	16,714,545	20,844,613
	資 产 売 却 収 入	0	0
	そ の 他 资 本 収 入	83,267,001	81,920,978
	資 本 的 支 出	99,981,546	102,765,591
	固 定 资 产	71,647,653	71,129,364
	借 入 金 等 債 還	28,333,893	31,636,227
			3,302,334

(千円)			
	令和5年度予算額	令和6年度予算額	対前年度増減額
血液事業特別会計	収益的収入	163,208,422	163,760,016
	事業収益	160,588,000	160,819,112
	輸血用血液製剤供給収益	146,755,965	146,998,811
	原料血漿供給収益	13,675,560	13,647,750
	その他事業収益	156,475	172,551
	事業外収益	1,456,858	1,339,589
	関連事業収益	1,163,564	1,601,315
	特別利益	0	0
	収益的支出	163,028,870	162,519,990
	事業費用	157,220,394	157,554,717
	(人件費)	63,381,339	63,213,700
	(材料費)	38,849,783	40,310,709
	(経費)	55,000,400	54,363,799
	(その他)	△ 11,128	△ 333,491
	事業外費用	31,455	32,969
	関連事業費用	2,123,293	2,222,384
	予備費	3,000,000	2,000,000
	特別損失	643,728	699,920
	法人税等	10,000	10,000
	収入支出差引額	179,552	1,240,026
	資本的収入	32,626,516	32,868,703
	借入金等収入	1,095,217	1,224,211
	資産売却収入	0	0
	その他収入	31,531,299	31,644,492
	資本的支出	32,626,516	32,868,703
	固定資産支出	32,346,282	32,588,469
	借入金等償還	280,234	280,234
	その他支出	0	0
社会福祉施設特別会計 各拠点区分を合算	歳入	19,811,664	19,928,116
	事業活動による収入	14,088,260	14,278,575
	(児童福祉施設)	7,423,085	7,538,392
	(老人福祉施設)	4,241,756	4,313,640
	(障害者福祉施設)	647,925	640,525
	(複合型施設)	1,775,494	1,786,018
	(本部会計)	0	0
	施設整備等による収入	46,501	3,639
	その他の活動による収入	1,638,003	1,652,510
	前期末支払資金残高	4,038,900	3,993,392
	歳出	15,949,093	16,084,815
	事業活動による支出	14,666,260	14,866,629
	(児童福祉施設)	7,537,684	7,678,947
	(老人福祉施設)	4,400,092	4,502,102
	(障害者福祉施設)	685,686	670,159
	(複合型施設)	2,002,673	1,974,131
	(本部会計)	40,125	41,290
	施設整備等による支出	544,345	478,642
	その他の活動による支出	609,668	599,355
	予備費支出	128,820	140,189
退職給与資金特別会計	歳入歳出差引額	3,862,571	3,843,301
	歳入	31,035,780	30,979,845
	・退職給与資金収入	29,806,548	29,992,872
	歳出	31,035,780	30,979,845
	・退職給与資金交付金	30,670,301	30,617,568
退職年金資金特別会計	歳入	473,310	394,540
	歳出	473,310	394,540
	・退職年金給付費	469,998	391,302
	歳入	201,978	190,229
損害填補資金特別会計	・損害填補資金収入	133,279	140,838
	・保険金収入	35,366	16,057
	歳出	201,978	190,229
	・保険料	31,794	32,372
	・損害填補費	68,524	109,170
			40,646

## 令和5年度決算の概要

		(千円)	
		令和4年度決算額	令和5年度決算額
		対前年度増減額	
一般会計	歳 入	59,656,477	87,095,163
	社 資 収 入	35,838,737	30,021,184
	委 託 金 等 収 入	115,718	106,336
	補 助 金 及 び 交 付 金 収 入	1,012,914	964,088
	災 害 義 援 金 預 け 金 収 入	624,243	38,182,279
	繰 入 金 収 入	5,261,450	9,752,258
	そ の 他	11,997,879	3,170,176
	前 年 度 繰 越 金	4,805,533	4,898,839
	歳 出	54,757,638	82,200,791
	災 害 救 護 事 業 費	2,937,154	20,224,187
	社 会 活 動 費	2,867,453	2,660,739
	国 際 活 動 費	8,541,861	7,872,172
	指 定 事 業 地 方 振 興 費	1,260,383	688,619
	地 区 分 区 交 付 金 支 出	1,757,820	1,730,752
	社 業 振 興 費	3,175,051	3,516,817
	基 盤 整 備 交 付 金・補 助 金 支 出	2,612,465	4,329,509
	積 立 金 支 出	12,521,411	30,451,053
	総 務 管 理 費・監 査 費	4,928,314	4,939,342
	資 産 取 得 及 び 資 産 管 理 費	2,158,340	2,673,107
	本 社 送 納 金 支 出	2,346,962	2,447,139
	そ の 他	9,650,418	667,350
	予 備 費	0	0
	歳 入 歳 出 差 引 額	4,898,839	4,894,372
医療施設特別会計	取 益 的 収 入	1,239,159,995	1,174,609,394
	医 業 収 益	1,074,315,654	1,092,955,907
	入 院 診 療 収 益	713,908,085	729,226,761
	外 来 診 療 収 益	320,796,110	325,215,232
	そ の 他	39,611,458	38,513,914
	医 業 外 収 益	150,155,083	66,622,039
	医 療 社 会 事 業 収 益	795,904	839,914
	付 帯 事 業 収 益	12,633,505	12,456,717
	特 別 利 益	1,259,847	1,734,814
	取 益 的 支 出	1,169,676,544	1,158,712,789
	医 業 費 用	1,131,126,019	1,122,661,017
	材 料 費	338,089,983	354,594,825
	給 与 費	554,121,475	526,514,896
	委 託 費	78,640,866	80,487,550
	設 備 関 係 費	109,505,193	113,578,035
	研 究 研 修 費	2,910,342	3,488,429
	経 費	47,858,158	43,997,279
	医 業 外 費 用	11,780,002	11,474,255
	医 療 奉 仕 費 用	8,564,869	9,010,161
	付 帯 事 業 費 用	13,871,950	13,674,978
	特 別 損 失	4,229,671	1,952,438
	法 人 税 等	104,030	△ 60,061
	予 備 費	0	0
	取 入 支 出 差 引 額	69,483,451	15,896,604
	資 本 的 収 入	85,674,727	87,751,403
	固 定 負 債	15,223,406	16,755,204
	資 产 売 却 収 入	39,300	8,506
	そ の 他 资 本 収 入	70,412,020	70,987,692
	資 本 的 支 出	85,674,727	87,751,403
	固 定 资 产	53,240,637	58,952,153
	借 入 金 等 債 還	32,434,089	28,799,250

		(千円)	
		令和4年度決算額	令和5年度決算額
		対前年度増減額	
血液事業 特別会計	収 益 的 収 入	165,900,830	166,555,270
	事 業 収 益	160,783,097	162,120,721
	輸血用血液製剤供給収益	146,727,812	148,281,188
	原料血漿供給収益	13,877,339	13,657,761
	その他の事業収益	177,945	181,772
	事 業 外 収 益	3,402,081	2,792,672
	関 連 事 業 収 益	1,670,727	1,640,059
	特 別 利 益	44,923	1,817
	取 益 的 支 出	163,761,693	157,494,914
	事 業 費 用	160,875,986	155,010,888
	(人 件 費)	63,863,158	59,221,547
	(材 料 費)	39,446,165	40,626,010
	(経 費)	57,994,814	55,435,372
	(そ の 他)	△ 428,151	△ 272,041
	事 業 外 費 用	746,438	48,811
	関 連 事 業 費 用	1,930,669	2,190,119
	予 備 費	0	0
	特 別 損 失	202,495	242,783
	法 人 税 等	6,103	2,310
	取 入 支 出 差 引 額	2,139,136	9,060,356
	資 本 的 収 入	12,794,057	25,179,626
	借 入 金 等 収 入	1,012,344	681,592
	資 産 売 却 収 入	94,432	28,705
	そ の 他 収 入	11,687,280	24,469,329
	資 本 的 支 出	12,794,057	25,179,626
	固 定 資 産 支 出	12,457,878	24,899,392
	借 入 金 等 償 返	336,179	280,234
	そ の 他 支 出	0	0
社会福祉 施設 特別会計 各拠点区分 を合算	歳 入	19,027,304	19,240,106
	事業活動による収入	13,514,005	13,965,855
	(児童福祉施設)	7,278,313	7,609,166
	(老人福祉施設)	3,918,963	4,033,392
	(障害者福祉施設)	626,931	614,845
	(複合型施設)	1,689,797	1,708,450
	(本部会計)	0	0
	施設整備等による収入	88,560	40,411
	その他の活動による収入	940,154	996,543
	前期末支払資金残高	4,484,584	4,237,296
	歳 出	14,790,008	14,787,933
	事業活動による支出	13,561,413	13,479,854
	(児童福祉施設)	6,937,821	6,895,180
	(老人福祉施設)	4,129,785	4,116,319
	(障害者福祉施設)	666,843	568,178
	(複合型施設)	1,822,849	1,893,846
	(本部会計)	4,114	6,329
	施設整備等による支出	385,603	323,809
	その他の活動による支出	842,991	984,270
	予 備 費 支 出	0	0
	歳 入 歳 出 差 引 額	4,237,296	4,452,173
	歳 入	29,596,440	29,699,466
	・退職給与資金収入	29,596,440	29,699,466
	歳 出	29,596,440	29,699,466
	・退職給与資金交付金	28,839,051	28,126,099
退職年金 資金 特別会計	歳 入	476,264	402,064
	歳 出	476,264	402,064
	・退職年金給付費	475,030	400,852
	歳 入	4,206,590	169,431
	・損害填補資金収入	126,614	129,024
損害填補 資金 特別会計	歳 入	46,642	7,073
	歳 出	4,206,590	169,431
	・保険金料	31,806	32,413
	・損害填補費	144,224	92,965
	歳 入	4,206,590	169,431

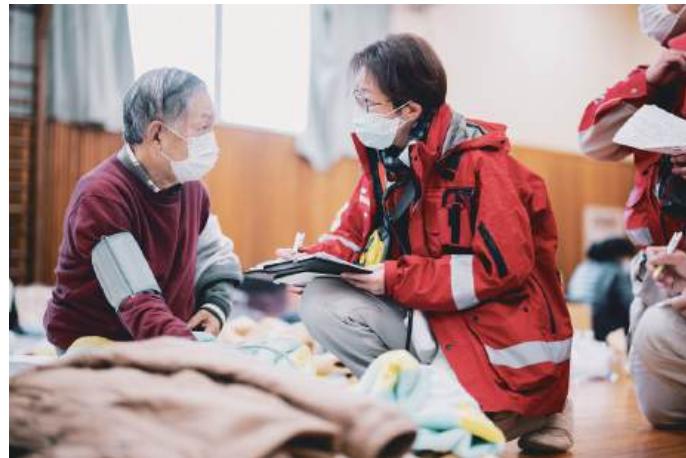
※千円未満切り捨て



# 日本赤十字社の活動内容

## ① 災害救護

### - 1 救護活動



令和6年能登半島地震災害で被災地の避難所において巡回診療を行う救護班

#### (1) 沿革

##### 戦時救護

1877  
(明治10年)

##### 西南戦争

救護活動は、赤十字の第一義的な活動です。戦時救護については、日本赤十字社の前身である博愛社の創立の契機となった西南戦争以来、傷病者の救護等にあたってきました。

1894  
(明治27年)

日清戦争～1895 (明治28年)

1904  
(明治37年)

日露戦争～1905 (明治38年)

1914  
(大正3年)

第一次世界大戦とシベリア出兵～1922 (大正11年)

1937  
(昭和12年)

日華事変から第二次世界大戦～1945 (昭和20年)

##### 災害救護

1888  
(明治21年)

##### 磐梯山噴火

平時における災害救護については、1888年7月に発生し、約500人の死者を出すなど大きな被害が生じた磐梯山の噴火災害が最初でした。

1892  
(明治25年)

##### 災害救護を事業のひとつとする

日本赤十字社は社則を改正して事業の中に「天災ノ場合ニ於ケル負傷者ヲ救護スル事」という規定を加え、平時の災害救護を事業のひとつとしました。これは、国際赤十字が平時の事業に取り組むことに先立つこと、27年前のことです。それ以降、地震災害、噴火災害、風水害等、あらゆる天災地変に際してはもちろん、航空機・船舶の遭難、列車事故等の交通災害、ガス爆発などの産業災害などで多様な救護活動を展開してきました。

1923  
(大正12年)**関東大震災**

56万人の被災者の救護を行いました。

1959  
(昭和34年)**伊勢湾台風**

死者4,700人、被災者は162万人にのぼり、日本赤十字社は1,483班の救護班を派遣し、救護活動にあたりました。

1985  
(昭和60年)**日航機墜落事故**

延べ154班の救護班1,033人を派遣し、負傷者の救護と、遺体の検案及び修復作業を行いました。

1991  
(平成3年)**雲仙普賢岳噴火**

大規模な火碎流や土石流が発生し、死者数は40人を超える約2,000棟の家屋が焼失しました。日本赤十字社は避難所への巡回診療や救援物資の配分を行いました。

1993  
(平成5年)**北海道南西沖地震**

大津波が奥尻島を襲い、200人近い死者、行方不明者がいました。日本赤十字社は医療救護、救援物資の配分を行いました。

1995  
(平成7年)**阪神・淡路大震災**

死者6,000人、被災者80万人の大災害となりました。日本赤十字社では延べ6,000人の救護要員を派遣し、約2ヵ月間にわたり救護活動を展開しました。

2004  
(平成16年)**新潟県中越地震**

自衛隊との連携による孤立地域（山間部）からの救出活動が行われ、医療の提供と同時に「こころのケア」活動を本格的に展開しました。

2011  
(平成23年)**東日本大震災**

津波等による死者数は1万5,000人にのぼり、全国から救護班が被災地に入り、6ヵ月間にわたり延べ896班7,000人を超える職員を派遣しました。

2016  
(平成28年)**熊本地震**

死者数は270人を超える、最大避難者数は約18万人となり、日本赤十字社は、3ヵ月半にわたり救護班207班約1,600人、こころのケアチーム149人を派遣し、救護活動を展開しました。



関東大震災時に芝公園に設置された救護テント



御巣鷹山日航機墜落事故での活動



雲仙普賢岳噴火災害の土石流の様子



阪神・淡路大震災において被災地で活動する救護班



新潟県中越地震において傷病者を搬送する救護班



東日本大震災において搬送された被災者を診察する救護班



熊本地震において傷病者を診療する救護班

## 過去3年間の主な国内災害救護

2022  
(令和4年)

令和4年8月3日からの大雨による災害

2023  
(令和5年)

令和5年石川県能登地方を震源とする地震災害  
令和5年6月29日からの大雨及び令和5年7月7日からの大雨による災害  
令和5年台風第6号及び台風第7号による災害

2024  
(令和6年)

令和6年能登半島地震災害  
令和6年7月25日からの大雨災害  
令和6年9月能登半島大雨災害



令和4年8月3日からの大雨による災害で  
被災地の診療所において医療支援を行う救護班



令和5年石川県能登地方を震源とする地震による  
災害で被災地に救援物資を搬送する日赤職員と  
赤十字ボランティア



令和6年能登半島地震災害で  
被災者のこころのケアをする看護師



令和6年9月能登半島大雨災害で自衛隊の  
ヘリコプターで避難した人々を診察する救護班

## (2) 事業概要

日本赤十字社が取り組む救護業務は、自らが達成すべき人道的任務であり、ジュネーブ諸条約、赤十字・赤新月国際会議の決議を拠りどころとする日本赤十字社法及び日本赤十字社定款に基づくものです。また、災害時等に救護活動を実施するうえで必要となる具体的な事項について、日本赤十字社救護規則、日本赤十字社防災業務計画及び日本赤十字社国民保護業務計画等において定めています。

なお、日本赤十字社は、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法により「指定公共機関」とされているとともに、災害救助法により国及び都道府県等が行う救助に協力する義務があることが規定されています。

### ア 日本赤十字社の救護業務

- (ア) 医療救護
- (イ) こころのケア
- (ウ) 救援物資の備蓄及び配分
- (エ) 血液製剤の供給
- (オ) 義援金の受付及び配分

（日本赤十字社が受付を行った義援金は、被災地の都道府県等に設置される義援金配分委員会を通じて被災された方々へ配分されています。）



(カ) その他応急対応に必要な業務

(赤十字防災ボランティアによる避難所での被災者支援、炊き出し、救援物資の輸送・配分、情報収集などの活動)

**イ 上記の救護業務に関連する業務**

(ア) 復旧・復興に関する業務

(災害により生活基盤に著しい被害を受けた人々が暮らしを再建するために、心身の苦痛を軽減し、健康を維持する活動)

(イ) 防災・減災に関する業務

(災害から、地域住民が自らの力を守り、被災に伴う心身の苦痛を軽減するための防災教育に関する活動)

**(3) 主な取り組み**

日本赤十字社の救護活動は、被災地支部が主体となって実施します。災害が発生し、救護活動が必要と判断される場合や、被災地都道府県等から要請があった場合には、被災地支部は救護班等を派遣し、被災地都道府県等に救護活動を統括・調整する災害対策本部が設置される場合は、被災地支部は同本部と調整を行い、他の救護団体と協力しながら迅速かつ効果的な救護活動を実施します。

また、災害が大規模・広域に及ぶ場合、被災地支部は、自らが含まれるブロック（全国を6つの地方に区分）内の他支部による、あるいはブロックを超えた規模による支援を要請し、応援要員の確保や、救援物資の輸送等に必要な体制を整えます。救護活動に関する全国的な調整等は、本社において行います。

さらに、災害の状況により、被災地支部に近接する支部は、被災地支部からの支援の要請がなくても救護班等を派遣できることとしています。

日本赤十字社では、こうした救護活動を災害発生時に迅速かつ効果的に実施できるよう、平時より救護班の活動に関する研修や災害医療コーディネートに関する研修のほか、こころのケアや原子力災害対応などの様々な災害に対応するための研修・訓練を実施しています。

2024年（令和6年）3月31日現在、全国91カ所の赤十字病院をはじめ、委託協定を結んでいる公的病院等に常備救護班487班（6,535人）を編成しています。この救護班は、班長の医師1人、看護師長1人、看護師2人、事務職員2人の計6人を基準とし、必要に応じて、薬剤師、助産師、放射線技師等を加えて編成しています。

なお、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したのちにおいても、救護活動の実施に際しては、被災者及び救護員の安全確保を最優先として感染予防に十分努め、救護員は感染防止に必要な個人用防護具及び手指消毒液等を持参し、適切に使用することとしています。

## 1 災害救護

### -2 防災教育事業

#### (1) 事業概要

東日本大震災等、過去の災害の教訓を踏まえ、近い将来に発生が予測されている首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害から、人々のいのちを守るために、地域コミュニティにおける「自助」「共助」の力を高める防災教育の推進が必要となります。

日本赤十字社防災教育事業（通称：赤十字防災セミナー）は、災害から地域住民が自らいのちを守り、被災に伴う心身の苦痛を軽減するため、防災・減災に関する知識・意識・技術の普及向上と、災害発生時の応急対応にあたるリーダー層の育成等を目的に実施しています。

#### 赤十字防災セミナーの目的

- 1 日本赤十字社の紹介(10分)  
日本赤十字社の現在の活動内容や、災害時の役割、防災・減災への取り組みについて理解する。
- 2 災害への備え(約60分)  
災害・防災についての考え方や地震・大雨災害など災害別の想定被害等から、平時の備えの重要性を理解する。
- 3 災害エスノグラフィー(約120分)  
大規模災害の被災者の体験談を通じて、災害を追体験することで被災の具体的なイメージを理解する。
- 4 災害図上訓練(DIG: Disaster Imagination Game)(約120分)  
地域の防災マップの作成を通じて、防災上の資源や危険箇所等を把握・理解し、個人や地域での防災対策の実施につなげる。
- 5 家具安全対策ゲーム(KAG)(約30分)  
おうちのキケン(約45分)  
自宅(部屋)の平面図を描くゲームを通じて、地震で起こる被害や危険な場所を把握し、自らが家具の安全対策の必要性を理解する。
- 6 ひなんじょ たいけん(約90分)  
避難所を作るカードゲームを通じて、大地震における避難所生活の一部を体験し、「避難者の目線で心がける要点」を理解する。



各カリキュラムと目的

#### (2) 主な取り組み

2023年度(令和5年度)は全国で計870回、3万4,117人の地域住民等が受講しました。本事業が地域住民の「自助」と「共助」の力の向上にさらに貢献できるよう、セミナーの企画・運営を担う「防災教育事業指導者」を各都道府県支部で養成しています。



カリキュラムを通して気づいたことを話し合う受講者達（沖縄県支部）

## MEMO

## 2 社会活動

### - 1 講習事業



心肺蘇生の体験

#### (1) 沿革

1926 (大正15年)	<b>衛生講習会を開始</b> 衛生学、救急法、家庭での看護の方法などの普及開始
1933 (昭和8年)	<b>水上安全法の普及開始</b>
1934 (昭和9年)	<b>衛生講習会の一部門であった「救急法」が独立</b>
1936 (昭和11年)	<b>衛生講習会の一時中止</b> 国を挙げての戦時態勢に入り、他の平時事業とともに「衛生講習会」は次第に下降線をたどり、一時中止のやむなきに至りました。
1946 (昭和21年)	<b>家庭看護法として再建</b> 戦後の混乱期にある社会のニーズに対応するため、衛生講習会は家庭看護法と名称を改めて再建。 これにより、「救急法」「水上安全法」「家庭看護法」の三大講習を柱とし、それぞれの時代に対応しながら、幾度かの講習体系や内容の改正を行いました。
1959 (昭和34年)	<b>スキー・パトロール救急法を開始</b>
1997 (平成9年)	<b>「スキー・パトロール講習」の名称を「雪上安全法」に改訂</b> 「救急法」「水上安全法」「雪上安全法」「家庭看護法」の講習体系を一本化
2000 (平成12年)	<b>「家庭看護法」から幼児家庭看護が独立し「幼児安全法」を創設</b> 「救急法」「水上安全法」「雪上安全法」「家庭看護法」「幼児安全法」の5講習体制となりました。
2007 (平成19年)	<b>救急法基礎講習を創設</b> 一次救命処置の普及に焦点をあてた救急法基礎講習を創設
2009 (平成21年)	<b>「家庭看護法」の内容を刷新し、「健康生活支援講習」として再建</b>
2011 (平成23年)	<b>国際的ガイドラインの改訂に基づき「乳幼児一次救命処置講習」を新設</b>

## (2) 各講習概要

### ● 救急法

心肺蘇生とAEDの使い方、日常生活における事故防止、急病の手当、出血や骨折などのけがの手当のほか、災害時の心得などの知識と技術など。



水上安全法



雪上安全法



健康生活支援講習



幼児安全法

### ● 水上安全法

泳ぎの基本、事故防止とプールや海での監視技術、溺れた人の救助など。

### ● 雪上安全法

スキー場などの事故防止や、けが人の救助と手当の方法、スキーパトロールに必要な知識と技術など。

### ● 健康生活支援講習

住み慣れた地域で自分らしく暮らすために、自助・互助・共助・公助を踏まえた健康の維持・増進と高齢者の自立を促す方法など。

### ● 幼児安全法

子どもに起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気の対処のほか、乳幼児の心肺蘇生とAEDの使い方など。

特に、救急法では、心肺蘇生とAEDの使い方、気道異物除去など、緊急性の高い手当を4時間にまとめた「救急法基礎講習」の参加機会を多く設けることで、「市民による救命率」の向上に寄与することを目指しています。

なお、上記5つの講習は、資格が取得できる一般普及講習や指導員養成講習、受講者の希望により講習テーマや内容を選択できる短期講習があります。

また、オンライン講習やSNSによる情報発信なども推進しています。

## (3) 講習推進の取り組み

各講習は、指導員養成講習を受講し、資格を取得した多くのボランティア指導員の主体的な活動によって、推進されています。

人々が、講習で学んだ知識と技術を日常で実践し、健康で安全な生活を送ることはもちろんのこと、赤十字の理解者を増やし、ボランティア活動への動機づけを高めることによって、赤十字運動を推進していくことも、講習事業の役割のひとつです。

## 救急法等講習の開催状況（令和5年度）

講習名	養成講習		短期講習		計		指導員数 (人)
	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)	
救急法基礎講習	1,965	39,813	—	—	1,965	39,813	※
救急法	1,013	21,014	8,760	298,251	9,773	319,265	6,878
水上安全法	182	2,291	1,246	41,197	1,428	43,488	1,511
雪上安全法	45	418	4	73	49	491	216
健康生活支援講習	155	1,806	1,481	42,148	1,636	43,954	1,664
幼児安全法	239	3,439	2,897	58,891	3,136	62,330	2,254
計	3,599	68,781	14,388	440,560	17,987	509,341	12,523

※救急法基礎講習は救急法指導員に加え、健康生活支援講習を除くその他3講習の指導員が指導できること。

※短期講習の実施回数及び受講者数は、それぞれオンライン短期講習の数も含むこと。

## 2 社会活動

### -2 地域における社会活動 ー地域包括ケアにかかる取り組みー

#### (1) 事業概要

政府は2025年（令和7年）を目指し、高齢者が要介護など支援の必要な状態となっても、可能なかぎり住み慣れた地域や自宅で生活し続け、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域ぐるみで支える仕組みと体制の構築を提唱・推進してきました。この地域ぐるみの支え合いを「地域包括ケア」、この仕組みと体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

日本赤十字社地域包括ケア推進室は2017年（平成29年）4月に設置され、2018年度（平成30年度）に全国の日本赤十字社の先進的取り組みをまとめた「地域活動事例集」を発行いたしました。

また、長期ビジョンに基づき、日本赤十字社が各地域の地域共生社会の実現に貢献できるよう、事業助成金の交付による事業の推進や全国支部で選任された地域包括ケア担当者との定例会議を開催するなど、有する資源・経験の情報共有を行い、地域連携の橋渡しをしています。



地域活動事例集

#### (2) 主な取り組み

##### ア 支部・施設の地域における社会活動

岩手県支部と盛岡赤十字病院では、地域包括ケアシステムの構築を支援するため、陸前高田市及び宮古市と2023年（令和5年）に協定を締結し、行政の福祉課、社会福祉協議会、明治安田生命保険相互会社等と連携して、災害公営住宅等で「日赤すこやかサロン」「地域交流フェスタ」を開催しています。血圧測定等の健康チェック、看護師・薬剤師・管理栄養士など病院の専門職による講和・健康相談・こころのケア、ノルディックウォーキング、赤十字の各種講習・防災セミナーなどのイベントを協働で開催し、地域住民が楽しく参加できる環境づくりに取り組みながら、健康で安全な生活とコミュニティの活性化に貢献しています。

沖縄県支部では、地域包括支援センターや学校、市町村地区分区などからの防



サロンやフェスタでの住民、自治会、地域奉仕団との交流の様子（岩手県支部）

災セミナーのニーズ増加を受け、地域防災力の向上に取り組んでいます。地域の自治会対象の防災体験ツアー、老人クラブ連合会での防災セミナー、プロサッカーチーム等の協力による「赤十字ふれあいイベント」の開催を通して、赤十字を身近に感じ知っていただくとともに、平常時から災害時まで地域で助け合える関係づくりを行っています。



プロサッカーチーム FC 琉球と協力し、開催された「赤十字ふれあいイベント」の様子（沖縄県支部）

#### イ 独立行政法人都市再生機構（以下：UR都市機構）との協働事業

2020年（令和2年）に全国で賃貸住宅事業を展開するUR都市機構と、日本赤十字社本社、東京都支部、東京都血液センターの連携によるUR都内3団地の地域医療福祉拠点化に向けた協働事業トライアルを開始し、献血会に併せて救急法・健康生活支援講習の短期講習・防災セミナーを実施してきました。住民の方々から「外出機会が減っていたが赤十字に親しみがあって参加した」「災害への備えを学べた」などの声をいただいたことから、地域の健康・安全な生活及び地域コミュニティの活性化に連携して貢献していくため、2022年（令和4年）12月にUR都市機構と包括協定を締結し、2024年（令和6年）は、北海道・埼玉・千葉・東京・神奈川・愛知・京都・兵庫・奈良県の各支部で協働事業に取り組んでいます。愛知県支部では、地域に根ざした子ども・子育て支援として、昨年度に引き続き、UR都市機構中部支社と協働で、夏休み期間中に団地集会所での「子どもの居場所」の提供を行っています。子どもたちは、大学生、NPO職員、青年赤十字奉仕団員の方々に見守られながら、のびのびと学習や遊びの時間を過ごします。子どもたちの笑顔が溢れる集会所の様子は、保護者の安心にも繋がっています。

日本赤十字社が地域包括ケアで目指すものは、いのちと健康、尊厳を守る人道の理念に基づいた地域共生社会の実現への貢献です。多様なリソースを最大限に活用し、安全・安心な生活に役立つよう「自助」「互助」の大切さを地域活動への参画を通して伝えていきます。



UR 団地の集会場でボランティアのお兄さんお姉さんと遊ぶ子どもたち（愛知県支部）

### ③ 青少年赤十字事業

#### (1) 事業概要

青少年赤十字は、将来を担う青少年が赤十字を正しく理解し、進んで赤十字運動に参加することを通じて、世界の平和と人類の福祉に貢献できるように、日常生活の中で、望ましい人格と精神を自らつくりあげることを目的とした事業です。

青少年赤十字が誕生したきっかけは、第一次世界大戦時のカナダ、アメリカ、オーストラリア、イタリアで児童・生徒が教師の指導のもとに行なった救護材料の製作補助などの赤十字事業支援活動です。その後、国際赤十字が活動の場を戦時から平時に拡大する中で、1922年（大正11年）、第2回赤十字社連盟総会において、青少年赤十字の創設が決議されました。

日本でも、1922年（大正11年）に青少年赤十字活動が始まりました。青少年赤十字は教師等を指導者として、幼稚園・保育所、小・中・高等学校や、特別支援学校等に取り入れられ、その教育活動とともに展開されているところに特徴があります。

児童・生徒は青少年赤十字メンバーとして、「気づき、考え、実行する」という自主・自律の態度目標に基づき、次の3つの実践目標を掲げ、児童・生徒の発達段階や学校内外の実情に応じた様々な活動に取り組んでいます。

#### 青少年赤十字の3つの実践目標

- ①生命と健康を大切にする。（健康・安全）
- ②人間として社会のため、人のためにつくす責任を自覚し、実行する。（奉仕）
- ③広く世界の青少年を知り、仲良く助けあう精神を養う。（国際理解・親善）



リーダーシップ・トレーニング・センターにて  
災害時に避難所へもっていくべきものを話し合う



赤十字のネットワークを生かした海外との青少年同士の  
交流事業も行う

## (2) 主な取り組み

### 青少年赤十字の活動例

- ・児童・生徒のリーダーシップを育むリーダーシップ・トレーニング・センター
- ・防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」
- ・「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん！」
- ・救急法、健康安全プログラム、校内安全点検活動など
- ・環境美化、老人福祉施設訪問など学校内外でのボランティア活動
- ・メンバーが集めた活動資金（通称「1円玉募金」）を主な財源としたバスアツ（防災分野）等での支援事業
- ・海外の青少年赤十字メンバーとの国際交流
- ・国際人道法の普及など



街頭募金を行うメンバー（栃木県）



救急法を通していのちを守る大切さを学ぶ（福岡県）



バスアツの学校で防災授業を行う様子



あいさつ運動など小学生メンバーも学校や地域のために活動を行う（秋田県）

### 青少年赤十字加盟校数・メンバー数

(令和6年3月31日)

	加盟数（校、園、所）	メンバー数（人）
幼稚園・保育所等	1,759	135,962
小学校	7,095	1,912,030
中学校	3,465	967,635
高等学校	1,734	356,781
特別支援学校	222	22,157
その他	141	36,118
合計	14,416	3,430,683

## “いのちの大切さ”を学ぶ青少年赤十字防災教育事業

東日本大震災等、過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害から人々のいのちを守るために、「自助」「共助」の力を高める防災教育が極めて重要であるため、青少年赤十字では、授業で活用できる防災教材を製作するとともに、全国各地で研修会や講習会を開催し、学校教育を通じた防災教育の普及に取り組んでいます。

### ア 「まもるいのち ひろめるぼうさい」

自然災害から自分のいのちを自分で守り、家庭や学校、地域に対して防災意識を広め高めることができる青少年を育て、思いやりや優しさ、いのちの大切さを養うことができる小学生から高校生向けの青少年赤十字防災教育プログラムです。約14万部を製作し、国内にあるすべての小・中・高等学校に無償配付して研修会や講習会で活用しています。



教材写真 (表紙)



教材のグループワークを行う生徒たち (沖縄県)

### イ 「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん！」

園児向け教材6,600部を製作し、全国の青少年赤十字加盟幼稚園・保育所に無償配付しました。誰でも自由に閲覧できるよう、日本赤十字社のホームページにデータを掲載するなど、更なる普及に取り組んでいます。

本教材は、他の園児と話し合いながら、自らに迫る「きけん」を「はっけん」し、どのような行動をとるべきか、間違った行動をとるとどうなるか、なぜ間違った行動をとるのかということを学ぶことができます。

また、日頃から行っている防災訓練の内容の一部として付加できることも本教材の特長です。



「ぼうさいまちがいさがし きけんはっけん！」写真



教材を使いきけんな場所やもの学ぶ園児 (東京都)

MEMO

## 4 國際活動



寒雪害・ゾドで被災した遊牧民の家庭を訪問するモンゴル赤十字社職員 (©IFRC)

### (1) 沿革

1890  
(明治23年)

#### エルトゥールル号遭難事故救援

紀伊半島先端の大島村沖でオスマン帝国皇帝特派使節を乗せた軍艦エルトゥールル号が難破し、日本赤十字社は救護班を派遣しました。この救護活動が、日本赤十字社が行った外国人救護の先駆けとなっています。

1920  
(大正9年)

#### ポーランド孤児救済

第一次世界大戦とロシア革命の大動乱の中、シベリアには多数の孤児が取り残されました。日本赤十字社は、ポーランド孤児765人を救済、日本での2年間の長期保養の後、本国に全員を無事送還しました。この事業は、日本赤十字社初の外国人難民支援活動となりました。

1934  
(昭和9年)

#### 赤十字国際会議が東京で開催される

1959  
(昭和34年)

#### 在日朝鮮人の北朝鮮への帰還援助 ~1984 (昭和59年)

1960  
(昭和35年)

#### コンゴ動乱で戦後初の海外医療班を派遣

1963  
(昭和38年)

#### 連盟理事会で日本赤十字社提案の「核兵器の使用、実験禁止決議」可決

1975  
(昭和50年)

#### ベトナム難民援護事業 ~1995 (平成7年)

1983  
(昭和58年)

#### 「NHK海外たすけあい」キャンペーン開始

1988  
(昭和63年)

#### ベトナム二重体児 (ベトちゃん、ドクちゃん)への医療援助

日本赤十字社が支援し立ち会った、ベトナムの結合体双生児 (二重体児) 「ベトちゃん、ドクちゃん」 分離手術の成功は、両国赤十字社の絆を強めただけでなく、戦後の復興に力を尽くしていたベトナム国民にも、大きな自信をもたらしました。

#### アルメニア地震



1994 (平成6年)	アフリカ大湖地域（ルワンダなど）での人道危機 1980年代後半から1990年代にかけて相次いで発生した複合危機の中で、人道支援機関は新たな対応を迫られることになりました。緊急事態や大規模災害への即応体制を構築することが必要になり、赤十字の緊急対応ユニット（ERU）構想が生まれました。
1996 (平成8年)	ペルー日本大使公邸人質事件救護班派遣 南米ペルーの首都リマにある日本大使公邸で起きた人質事件で、日本赤十字社はICRCに協力し、公邸内の人々の健康管理や家族との通信に尽力し、緊急物資を届けました。人質の安全確保と平和的解決に向けて、中立な組織としてペルー政府と反政府グループMRTAそれぞれの当事者による話し合いの場も設けました。
2001 (平成13年)	インド西部大地震において日本赤十字社として初めて基礎保健ERU（緊急対応ユニット）を展開
2004 (平成16年)	スマトラ島沖地震・津波救援
2010 (平成22年)	ハイチ大地震救援・コレラまん延対応
2011 (平成23年)	中東人道危機救援
2013 (平成25年)	フィリピン中部台風救援・復興支援
2015 (平成27年)	ネパール地震救援・復興支援
2017 (平成29年)	バングラデシュ南部避難民救援
2021 (令和3年)	アジアの赤十字社として初めて病院ERU（緊急対応ユニット）を整備
2022 (令和4年)	ウクライナ人道危機救援 トルコ・シリア地震救援
2023 (令和5年)	イスラエル・ガザ人道危機救援
2024 (令和6年)	台湾東部沖地震救援

## （2）緊急救援・復興支援

自然災害等によって被害を受けた国の人々に対する救援を行うとともに、それらの救援活動が被災国の赤十字社・赤新月社の組織運営面の強化に結びつくことを視野に入れた援助を行います。

国際的な緊急救援活動のしくみは、非紛争地域での災害や難民・避難民の緊急救援の場合、被災国の赤十字社・赤新月社から調整機関である連盟に国際救援を要請することにより始まります。

連盟は、この要請に基づきニーズ調査を行った後、国際的な支援要請として「緊急救援アピール」を発表して各国赤十字社・赤新月社及び政府に協力を求めます。緊急救援アピールを受け、各国赤十字社・赤新月社は、連盟の調整の下に、自社の判断で資金・物資・救援要員などの緊急救援を行います。



医療や衣食住など災害直後の緊急ニーズへの対応段階を過ぎると、復興支援へ移行していきます。この段階では、被災した住宅や保健医療施設の再建など被害の復旧だけに留まらず、被災国赤十字社・赤新月社における救援物資の備蓄や、最前線で活動するボランティアに対する研修の実施、さらには被災地域での防災知識の普及活動など、被災地の人々や組織が自ら対応する力を育み、将来の災害への備えを進めることで、より災害に強い社会や地域づくりを支援していきます。

一方、国際・国内紛争における緊急救援では、被災国の赤十字社・赤新月社はもとより、ICRCが医療や食料配付等の救援を実施するほか、国際人道法に基づいて、関係国政府や紛争当事者に対して条約の遵守を呼びかけるとともに、戦闘に直接参加していない負傷兵や一般市民の保護にあたります。

中立の原則を堅持しているICRCは、他の援助団体が入ることができない地域においても人道援助の提供を認められます。

国際人道法に基づく捕虜や抑留者の訪問活動は、ICRCのスタッフが、看守などの立会人のいない状況で捕虜や抑留者の一人ひとりと面会し、待遇上での不満や虐待行為などが行われていないかを調査するものです。ジュネーブ諸条約上の条件が満たされていないことが確認された場合、ICRCは当局に改善を求めます。



リハビリに関する技術支援を行う日本赤十字社要員  
(ウクライナ)



こころのケア活動に参加した少年と日本赤十字社要員  
(バングラデシュ)

## 日本赤十字社による最近の主な緊急救援等

事業名	実施年	主な内容
バングラデシュ南部避難民救援	平成29年～	医療チーム派遣等の緊急救援から母子保健を含む診療サービスや避難民ボランティアによる地域活動、こころのケア等中長期支援
中東人道危機救援	平成23年～	日本人医療者による医療技術支援や診療所の衛生環境整備等、シリア難民・パレスチナ難民や受け入れコミュニティへの支援
ウクライナ人道危機救援	令和4年～	ウクライナ及び周辺国において資金援助、薬剤師、こころのケア要員、理学療法士等の派遣、救急車及び医療資機材の供与等
トルコ・シリア地震救援	令和5年2月～	食事の提供、巡回診療や水・現金の給付、病院への搬送支援、日赤からシリアへ連盟保健医療コーディネータの派遣等
イスラエル・ガザ人道危機救援	令和5年10月～	イスラエル、ガザ地区内での救急搬送や治療、物資配付、献血、避難民へのこころのケア、野外病院への日赤資機材の寄贈等
台湾東部沖地震救援	令和6年4月～	見舞金の給付、家庭用品の配付、教育補助金の提供、防災訓練の実施、救護活動のための車両・通信設備の整備等

### (3) 長期にわたる人道ニーズへの取り組み（開発協力）

赤十字は、紛争や災害といった様々な人道危機に直面し支援を必要とする被災者に対し、緊急救援から復興支援まで切れ目のない支援を行うとともに、被害の発生を未然に防ぎ、あるいはその影響を最小限に抑えられるよう、中・長期的計画に基づく活動（開発協力）を平時から実施しています。活動内容は、気候変動の影響による災害の激甚化などをふまえた防災・減災の取り組みから、国境を越える新たな感染症をはじめとする疾病的予防活動まで多岐にわたります。その根底には「地域社会やそこに住む人々が自らの力で危機に備え、対応する能力（レジリエンス）を高める」という共通の目標があります。地域に根差した支部と、日頃からその地域の人々に寄り添い活動するボランティアを有する赤十字の強みを活かし、支援が終了した後も、地域の人々が自らの力で成果を持続できることを目指し、地域社会のレジリエンスを高める取り組みを世界各地で行っています。

日本赤十字社は、現在、世界で最も災害の影響を受けているアジア・大洋州地域と、気候変動や紛争の影響による食料危機、貧困、不十分な保健医療サービスなど複合的な課題を抱えるアフリカ地域を重点対象地域とし、各国赤十字社・赤新月社の中・長期的な取り組みを支援しています。事業を行う際には、二国間協力としてその国の赤十字社・赤新月社を直接支援する場合と、国際支援の調整を担う連盟と協働して支援を行う場合とがあります。いずれも、現地の赤十字社・赤新月社が主体となって、初期のニーズ調査から事業の企画・実施・評価に至るまで、地域の人々やボランティアとともにに行います。

日本赤十字社は、活動資金のみならず、人材や物資、あるいは技術的アドバイス等を提供することができます。また、活動の担い手である職員の能力強化やボランティアの育成など、その国の赤十字社・赤新月社の組織基盤の強化も重要な支援のひとつです。

#### 日本赤十字社による最近の主な開発協力

事業名	実施年	主な内容
ルワンダ気候変動等レジリエンス強化事業	令和元年～	地域住民による共同貯蓄、家畜の配布、家庭菜園及び栄養指導、奨学金、給水設備やトイレの整備、ボランティアによる保健・衛生改善の啓発
アフガニスタン気候変動対策事業	令和2年～	干ばつに強い植物の栽培による緑化及び収入源確保、農業用の灌漑設備の整備、職業訓練や小規模融資、自主防災組織・学校防災組織への災害対応キット配布
インドネシア防災強化事業（第2期）	令和6年～	災害リスクの高い地域での早期警報訓練、防災啓発のための家庭訪問、教員向け防災教育指導要領策定・配布、防災授業指導研修と受講した教員による生徒向け防災授業
大洋州気候変動対策事業	令和5年～	若年層による気候変動への取り組み、各国赤十字社の環境負荷の軽減策、気象災害早期対応に向けた関係機関との連携及び体制構築
モンゴル保健支援事業	令和6年～	救急法講習の強化、精神保健・心理社会的支援の研修カリキュラムの策定、及び寒波・冷害への対応を見据えたこころのケア活動の拡充
国際赤十字・赤新月社連盟を通じた支援	毎年実施	連盟を通じた保健・衛生、気候変動、災害対応、ユース等、幅広い活動への支援、各国赤十字社・赤新月社の組織強化、及び連盟が実施する地域会議・研修への支援



完成した給水ポイントに集まるギサガラ郡の住民たち  
(© ルワンダ赤十字社)



排水溝の清掃活動をするバヌアツ赤十字サント島支部  
ユースボランティア (© IFRC)

#### (4) 国際活動の主な財源

国際活動の主な財源として、「NHK海外たすけあい」キャンペーンによる募金、「海外救援金」、「国際医療救援事業交付金」などがあります。

「NHK海外たすけあい」は、海外の紛争や災害等で苦しむ人々や、貧困や格差などに起因する劣悪な環境下で生活している人々を支援するために、日本赤十字社とNHKが共同で、毎年12月に行っているキャンペーンです。

1983年度（昭和58年度）に第1回のキャンペーンが実施されて以来、毎年、NHKの放送を通じて広く資金協力を呼びかけています。

全国の赤十字の施設では、ボランティアの協力のもと、募金の受付窓口を開設して、キャンペーンを展開しています。全国のNHK放送局などでも募金の受付を行い、また全国の郵便局、銀行、農協などの金融機関にも募金の取り扱いについて協力をいただいています。集められた募金は、日本赤十字社を通じて国際活動全般に用いられています。

第1回（1983年度（昭和58年度））以降第41回（2023年度（令和5年度））までのキャンペーンで寄せられた金額は、約332万3,000件、約295億8,600万円に達しています。

#### 「NHK海外たすけあい」受付状況（過去5年実績）

単位：百万円・千件

	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年度別	金額	656	750	720	787	863
	件数	77	86	83	83	84
累計	金額	26,464	27,214	27,935	28,722	29,586
	件数	2,984	3,071	3,155	3,238	3,323

※百万円及び千件未満を切り捨てているため、年度別の合計額と累計は一致しない場合があること。

「海外救援金」は、主に海外で大規模な災害などが発生し、連盟やICRCから緊急救援アピールが発出された場合などに募集し、被災者への緊急救援や復興支援の過程で用いられます。

「国際医療救援事業交付金」は、主に医療施設職員の海外への派遣や、国際医療救援拠点病院（5病院）を中心開催される人材養成研修等に用いられています。



「NHK海外たすけあい事業報告書」  
「きもちのしるし 海外救援活動報告書」  
などの国際活動の資料は  
こちらからご確認ください。



URL : <https://www.jrc.or.jp/international/document/>



日本赤十字社の活動内容  
(4)国際活動

## 5 社会福祉事業



ハロウィンのイベントでグループホームの利用者にお菓子をもらう子どもたち（茨城県支部乳児院）



ボランティアにメイクをしてもらい笑顔の利用者（特別養護老人ホーム大寿園）

### （1）沿革

1914  
(大正3年) 京都府支部が結核予防事業の一環として、虚弱児童の「夏季児童保養所」を運営

1921  
(大正10年) 東京など6支部に「児童健康相談所」を設置  
第1回赤十字社連盟総会（1920年）の決議に基づき、各国赤十字社の行う平時事業の重点項目として妊産婦・児童の保護が定められたことから、日本赤十字社は各地に「児童健康相談所」を設置し、児童福祉事業に継続的に取り組むこととしました。

1923  
(大正12年) 関東大震災を受け「臨時乳児院・臨時児童収容所」を開設

1934  
(昭和9年) 現存する日本赤十字社の社会福祉施設の中で最も古い「日赤岩手乳児院」を開設  
東北地方の冷害による大凶作のため生活に困窮し、栄養不足のため死亡する乳幼児が多数出たため、岩手県支部が盛岡の支部病院内に保育園を開設し、乳幼児の収容保護を開始しました。1948年度に児童福祉法による乳児院として認可されました。

1949  
(昭和24年) 義肢の巡回修理相談等を開始  
第二次世界大戦で身体障がい者となった人が多かったことから、戦傷病者とその家族のために、身体障がい者援護にも取り組みました。身体障害者福祉法の制定を受け、厚生省（現厚生労働省）、都道府県その他関係機関と協力し、義肢の巡回修理相談や開眼検診等を開始しました。

1950  
(昭和25年) 児童養護施設「赤十字子供の家」を開設  
戦後の大きな課題であった、戦災孤児をはじめとする子どもたちの保護のために、児童養護施設を開設しました。

1951  
(昭和26年) 保育所「武蔵野赤十字保育園」を運営受託  
武蔵野市からの要請を受け、保育所の運営を開始しました（2002年度からは日本赤十字社直営に切替）。園児の心と体の全面発達を目指し、当時としてはいち早く0歳児保育に取り組みました。

1952  
(昭和27年) 戦傷病者自立支援のため「日本赤十字社千葉県支部義肢製作所」を開設

1959 (昭和34年)	肢体不自由児施設「徳島県立ひのみね学園」を運営受託
	身体障害者福祉法を基に、障がい児・者の医療療育を開始しました。2006年度に日本赤十字社直営に切り替えし、医療型障害児入所施設「徳島赤十字ひのみね総合療育センター」として運営しています。
1974 (昭和49年)	日本赤十字社初の老人福祉施設「特別養護老人ホーム錦江園」を開設
	高齢者の介護問題の深刻さを踏まえ、高齢者福祉事業への取り組みを開始しました。
1979 (昭和54年)	視聴覚障害者支援のため「日本赤十字社北海道支部点字図書センター」を開設
	道内に所在する点字図書館等の機能を高める基幹的役割を果たすために開設し、1986年度には、視聴覚障害者情報提供施設として運営を開始しました。
2012 (平成24年)	複合型施設「日本赤十字社総合福祉センター」を開設
	老人福祉施設と障害者福祉施設からなる複合型施設を開設し、隣接する日本赤十字社医療センターなどとの連携によって、超高齢社会に必要とされる都市型施設のあり方を確立するため、医療、保健、看護、福祉サービスを包括的に提供しています。

## (2) 事業概要

日本赤十字社は日本赤十字社法第35条により、社会福祉法に規定される第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業を経営しております、その場合には、社会福祉法人とみなされることになっています。

2024年（令和6年）4月1日現在、日本赤十字社は児童福祉施設（乳児院8施設、保育所3施設、児童養護施設1施設、医療型障害児入所施設3施設）、老人福祉施設（特別養護老人ホーム8施設）、障害者福祉施設（障害者支援施設1施設、視聴覚障害者情報提供施設2施設、補装具製作施設1施設）及び老人福祉施設・障害者福祉施設からなる複合型施設1施設の全国28の社会福祉施設を運営しています。

これらの社会福祉施設は、赤十字病院などの関係機関と連携して、施設利用者一人ひとりのニーズを満たす生活支援を実践しています。

### 社会福祉施設の運営状況（令和5年度）

	施設種別	施設数	入所定員数 (人)	延入所者数 (人)	入所率 (%)	設置主体	収入 (百万円)	支出 (百万円)
児童福祉	乳児院	8	291	69,868	75.5	日赤7 地方公共団体 (指定管理) 1	3,625	2,822
	保育所	3	348	83,264	81.9	日赤3	737	579
	児童養護施設	1	40	13,114	89.6	日赤1	485	418
	医療型障害児入所施設	3	286	85,079	81.3	日赤2 地方公共団体 (指定管理) 1	5,239	3,982
老人福祉	特別養護老人ホーム	8	753	262,886	95.4	日赤8		
	軽費老人ホーム (ケアハウス)	(1)	20	7,277	99.4	日赤1	5,721	4,379
障害者福祉	障害者支援施設	1	50	17,402	95.1	日赤1	399	280
	補装具製作施設	1	—	—	—	日赤1	—	—
	視聴覚障害者情報提供施設	2	—	—	—	日赤1 地方公共団体 (指定管理) 1	402	317
老人・障害者福祉	複合型施設 (特別養護老人ホーム、認知症対応型高齢者グループホーム、障害者支援施設、介護老人保健施設)	1	238	78,764	90.4	日赤1	2,512	1,982

※小数点第2位を四捨五入して第1位まで表示していること。

※金額は百万円未満を切り捨てていること。

### (3) 主な取り組み

地域によっては、住民同士のコミュニティの希薄化に伴い、父子・母子家庭、独居高齢者、要介護者を擁する家庭が孤立することにより、迅速かつ適切な支援を得づらくなることが課題となっています。

これらの課題に対応するためには、社会福祉制度における対応策の拡充のみならず、地域住民やボランティアなど、全ての人が互いに支え合えるつながりをつくることが必要になります。

日本赤十字社の社会福祉施設は、施設サービスの充実を図るとともに、施設の強みや人材を活かして、地域が抱える課題の解決に向けた取り組みを行っています。

#### ア 地域の子育てサポート（児童福祉）

乳児院や保育所では、各支部と連携して子育て家庭などを対象に幼児安全法講習等を定期的に開催し、子どもに起こりやすい事故や病気の予防に必要な知識と技術を普及しています。

また、子育て支援の一環として、育児サークルや育児体験講座を開催するとともに、保育士による育児相談を通じて地域の子育て家庭に寄り添い、育児の不安や悩みの解決に努めています。

#### イ 里親制度の普及活動（児童福祉）

施設に入所している子どもたちが、より家庭的な環境で養育される機会を増やすためには、温かい愛情と正しい理解をもち、自分の家庭に迎え入れて一時的または長期的に養育する「里親」を増やすことが必要になります。

乳児院及び児童養護施設では、里親制度の広報啓発活動、里親登録前研修、里親同士の交流会などの里親支援事業を実施しています。



子どもの命を守るための幼児安全法講習  
(武藏野赤十字保育園)



里親同士の交流会（日赤岩手乳児院）

## ウ 高齢者を支える地域づくり（高齢者福祉）

老人福祉施設及び複合型施設では、近隣学校の生徒と施設利用者とが交流するイベントのほか、職場体験や福祉体験講座等を実施し、高齢者福祉への関心を高める取り組みを行っています。

また、各支部や赤十字病院と連携して、高齢者と同居する家族などを対象に健康生活支援講習を開催し、健康増進の知識と高齢者に起こりやすい事故の防止・手当の技術を普及しています。

さらに老人福祉施設では、認知症のある高齢者と家族を温かく見守る認知症サポーターの養成講座、介護予防などの生活支援講座を開催し、高齢者が生活しやすい地域づくりに貢献しています。



白内障の視界を体験する中学生  
(特別養護老人ホーム錦江園)



地域の高齢者を対象とした認知症予防講座  
(特別養護老人ホーム豊寿園)

## エ 障がい児・者を支える地域づくり（障害者福祉）

医療型障害児入所施設では、身体障がいや発達障がいなどがある子どもを対象に、生活能力の向上や社会との交流の促進に向けた支援を通じて、地域生活に必要なサポートに努めるとともに、障がい者への理解を深める啓発活動に取り組んでいます。

視聴覚障害者情報提供施設では、視覚障がいのある人の生活の不自由さや情報格差を減らすため、点字や録音（声）による図書の製作などを行うボランティアを対象とした養成講座を実施し、人材確保に努めています。

また、他の福祉団体などと連携して、視覚障がいのある人の希望に応じたトレーニングや交流イベントを積極的に開催しています。

補装具製作施設では、身体障がいのある人の自立生活を支えるため、事故や病気により手足を失った人への義肢や、手足に麻痺が残った人への補装具を製作して提供しています。



赤十字奉仕団員を対象とした音訳図書製作の講義（北海道支部点字図書センター）

## 6 医療事業



診察の様子（松山赤十字病院）

### （1）沿革

1886

（明治19年）

#### 博愛社病院設立（現 日本赤十字社医療センター）

戦時、平時を問わずに傷病者の収容と治療を行うため、そして救護看護師を養成するため、博愛社病院（現日本赤十字社医療センター）が設立されました。また、1907年の赤十字国際会議にて「結核予防撲滅事業に参加すべき」と決議がなされ、それを受けた結核専門病院も設立されました。

1945

（昭和20年）

#### 戦後の赤十字病院

戦後においては、全国的に医療機関の整備と医療の普及向上が急がれたことから、日本赤十字社としても積極的に施設の整備と機能強化を図るとともに、地元の要請を受けて地方公共団体立病院等の移管を受けるなど地域住民の医療確保に努めました。

1951

（昭和26年）

#### 医療法に規定する「公的医療機関」に指定

赤十字の使命と合わせ、べき地医療や救急医療、高度医療など国の行う医療政策の一翼を担う責務も負うことになりました。

1952

（昭和27年）

#### 「日本赤十字社法」制定

医療施設の事業は

- ・災害時における医療救護
- ・巡回診療その他の医療援護
- ・保健指導
- ・一般医療

とされ、赤十字病院の目的が新たに明示されました。

なお、日本赤十字社が行うこれらの医療事業の公益性等から、税制上において部分的な減免措置がとられています。

財政的には、博愛社病院設立当時から、当該施設の収入をもって経費に充てる独立採算制を基本としています。

## (2) 主な特色

2024年（令和6年）3月31日現在、日本赤十字社は、病院91施設、診療所3施設、健康管理センター2施設、介護老人保健施設4施設、介護医療院5施設を経営しています。医療施設の病床数は約3万4,600床で、職員数は約5万9,200人となっており、事業規模（年間の病院収益）は全体で約1兆1,700億円余に達します。

### 年代別 赤十字病院の設立・移管状況

(令和6年3月31日現在)

年代	日本赤十字社が設立した施設	移管を受けた施設							計
		国 立	県 立	市・町・郡立	組合立	医療団	個 人	その他の	
明治	医療センター（19年） 高松（40年） 大阪（42年）		和歌山（38年） 姫路（41年）	長野（37年） 大津（37年） 伊勢（37年） 富山（40年）					9
大正	前橋（2年） 名古屋第二（3年） 秋田（3年） 旭川（4年） 盛岡（9年） 水戸（12年） 岐阜（12年） 仙台（13年） 金沢（14年） 京都第二（15年）		松山（2年） 鳥取（4年） 山口（9年） 福井（14年）	高山（11年） 諫訪（12年） 石巻（15年）			鹿児島（12年）		18
昭和（戦前）	岡山（2年） 高知（3年） 長浜（7年） 小野田（7年） 静岡（8年） さいたま（9年） 京都第一（9年） 北見（10年） 松江（11年） 名古屋第一（12年） 浜松（13年） 嘉麻（13年） 広島・原爆（14年） 小川（14年） 伊達（15年） 高槻（16年） 小清水（16年） 福島（18年） 熊本（19年）			浦河（14年） 八戸（18年）	伊豆（9年） 秦野（13年） 山梨（16年） 裾野（17年） 庄原（18年）		今津（4年） 長岡（6年） 函館（14年）		29
昭和（戦後）	清水（20年） 多可（20年） 大森（21年） 引佐（21年） 置戸（22年） 福岡（22年） 岡山玉野（22年） 武蔵野（24年） 下伊那（24年） 原町（27年） 相模原（28年） 舞鶴（28年） 古河（28年） 飯山（28年） 母子センター（28年） 神戸（30年）			徳島（24年） 三原（24年） 栗山（29年） 唐津（32年） 長崎原爆（33年）	川西（23年） 深谷（25年） 安曇野（26年） 唐津（32年） 長崎原爆（33年）	成田（23年） 芳賀（24年） 那須（24年） 益田（29年） 足利（24年）	釧路（20年）	大分（27年） 沖縄（27年）	32
平成		大津志賀（14年）	長崎諫早（17年）	みなと（17年）					3
計	48	1	7	15	9	4	5	2	91

※横浜市立みなと赤十字病院は指定管理者制度による運営。

※さいたま赤十字病院（平成15年4月1日改称：旧名称 大宮赤十字病院）

※古河赤十字病院（平成17年10月1日改称：旧名称 猿島赤十字病院）

※安曇野赤十字病院（平成18年4月1日改称：旧名称 豊科赤十字病院）

※嘉麻赤十字病院（平成19年4月1日改称：旧名称 筑前山田赤十字病院）

※多可赤十字病院（平成22年10月1日改称：旧名称 中町赤十字病院）

※伊勢赤十字病院（平成24年1月1日改称：旧名称 山田赤十字病院）

※那須赤十字病院（平成24年7月1日改称：旧名称 大田原赤十字病院）

※相模原赤十字病院（平成26年4月1日改称：旧名称 津久井赤十字病院）

※相模原赤十字病院（平成26年4月1日改称：旧名称 津久井赤十字病院）

※東京かつしか赤十字母子医療センター（令和3年6月1日改称：旧名称 葛飾赤十字産院）

※日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院（令和3年7月1日改称：旧名称 名古屋第一赤十字病院）

※日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院（令和3年7月1日改称：旧名称 名古屋第二赤十字病院）

※岡山赤十字玉野病院（令和5年4月1日改称：旧名称 岡山赤十字病院玉野分院）

---

赤十字医療施設の主な特色は次のように整理できます。

- 赤十字の使命に鑑み、さらには災害救助法等による救護業務を踏まえて、日頃から医師や看護師等を救護班要員として登録し、災害発生時には全国の赤十字医療施設から救護班要員を被災地に緊急派遣するなど、迅速な医療救護活動が展開できる体制をとっています。また、66病院が「災害拠点病院」に指定され、地域における災害時の医療を確保するため必要な施設・設備を整備しています。
- 国際赤十字の一員として、海外で発生した災害に対する医療救援活動にも取り組んでいます。日本赤十字社医療センター、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院を国際医療救援拠点病院に指定しています。  
また、国際交流の活発化に伴い、友好関係の増進及び技術協力支援等のため、海外医療従事者の研修を受け入れています。
- 救急医療対策としては88病院が「救急告示病院」として認定され、救急患者を受け入れる態勢を整備しています。  
また、28病院が「救命救急センター」に指定され、重篤救急患者の受け入れを24時間体制で確保しています。さらに、6病院が「高度救命救急センター」に指定され、高度な救急医療を行っています。
- 多くの赤十字医療施設がそれぞれの特性や立地条件に応じて、がんや循環器疾患のための特殊高度診療機能や特殊病棟の機能を整備しており、一部の病院においては腎臓移植や骨髄移植、エイズ治療等を実施しています。
- 全国で11病院が総合周産期母子医療センターに指定され、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を一体的に提供し、あらゆる妊娠・分娩の異常に対応できるよう、24時間体制で母子の命を守っています。
- 全国で17病院がへき地医療拠点病院に指定され、医療の滞りがちな山村、へき地や離島を巡回診療して疾病予防と検診に努めています。
- 高齢社会の到来に伴い、長期療養や介護を要する高齢者が急激に増大することに対応して、長期療養患者のための療養病床や介護老人保健施設・介護医療院のほか、在宅での療養や介護を支援するための訪問看護ステーションや地域包括支援センターを整備しています。
- 医療費の支払いが困難な患者や退院した後の受入施設の問題を抱えている患者等の相談を受けるため、多くの病院に相談支援を行う専門のソーシャルワーカーを配置しています。



●広島県及び長崎県にある原爆病院では、世界に例をみない原子爆弾被爆者のための専門医療機関として、被爆者治療に大きな役割を果たしています。



総合防災訓練でのトリアージ（横浜市立みなと赤十字病院）



ロボット支援手術（大津赤十字病院）

### （3）主な取り組み

日本赤十字社では、各赤十字医療施設の健全かつ安定的な病院運営を推進するため、2016年度（平成28年度）に本部制を導入し、本社に医療事業推進本部を設置しました。各赤十字医療施設の自主性を尊重しつつ相互協力をを行い、赤十字病院グループとして施設間の連携のさらなる強化を図っています。

赤十字病院グループでは、グループ運営にかかる理念と7つの基本方針を定めており、医療事業推進本部及び各赤十字医療施設は、これら理念と基本方針に沿って日々の業務に取り組んでいます。

#### ア 赤十字病院グループの理念

私たち赤十字病院グループは、赤十字の理念のもと災害医療・救急医療・地域医療等において人間のいのちと健康、尊厳を守り、赤十字思想の普及啓発に努めてまいります。

#### イ 7つの基本方針

##### （ア）安心・安全で質の高い医療の提供に努めます

チーム医療、医療安全対策、感染管理対策、医療倫理実践の推進に加え、新興感染症流行への対応力を向上させることで、安心かつ安全な医療を提供し、患者満足度の向上を図ります。

また、医療の質を高めるため、高度先進医療や医療DX（医療分野におけるデジタル技術を用いた変革）を推進します。

##### （イ）災害医療・国際活動の充実に努めます

災害時であっても通常診療を継続し地域医療を守るため、災害発生を想定したBCP（事業継続計画）の実効性の向上やBCPに基づく訓練等の実施により災害対応体制を強化します。加えて、地域の医療機関、災害医療・防災関



---

係者と協働した訓練の実施や防災・減災にかかる啓発活動を通じて地域の災害対応力の強化に貢献します。

また、国際医療救援拠点病院を中心として、医師・看護師・事務職員等国際活動要員の育成を行い、国際活動に積極的に参画します。

(ウ) 公的医療機関としての地域の医療・介護・福祉の連携に努めます

公的医療機関として期待される役割を踏まえて地域医療構想に対応します。また、地域における医療・介護・福祉の需要を的確に把握し、地域での連携を強化するため必要な医療機能体制の整備を進めます。

(エ) 赤十字病院同士・各赤十字事業との連携の強化に努めます

日本最大級の病院グループとして、グループ内の医療資源を有効に活用するため、各種データの連携・活用や人的相互支援を推進します。

また、赤十字事業の担い手として、支部事務局や血液センター等と連携・協働し、地域社会への防災・減災の知識及び技術の普及推進や、各種講習会（救急法、健康生活支援講習等）の講師及び指導員の育成や派遣を行い、各赤十字事業との連携を強化します。

(オ) 職場環境の整備に努めます

働き方改革に適正に対応し、職員が安心して働き続けられる環境を整備し、患者だけではなく職員にも選ばれる病院グループを目指します。

また、労働基準法等の法令を遵守し、ハラスメント・コンプライアンス違反防止体制を強化します。

(カ) 人材の確保と育成に努めます

質の高い医療従事者等を安定的に確保することは医療事業の継続において非常に重要であるため、採用活動を積極的に展開します。

また、多職種への効率的な研修機会の提供等を通じて、それぞれの業務に精通した職員の人材育成に取り組みます。

(キ) 健全で安定的な経営基盤の構築に努めます

医療事業を取り巻く環境は全国的に厳しい状況が続いており、経営の健全化は喫緊の課題であることから、個々の赤十字医療施設だけではなく、病院グループとして、経営改善に取り組みます。予算モニタリングの実施による経営状態の把握、デジタル化推進による業務の効率化及び集約化、グループファイナンスの実施によるグループ内資金の有効的な活用、大型医療機器の共同購入による投資額の抑制等を実施することで、自己資本比率を維持し、安定した経営基盤を構築します。



## 医療施設の取扱患者数

(令和6年3月31日現在)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院	施設数	98	98	98	98	98
	許可病床数	35,743	35,319	35,128	34,907	34,581
	延患者数(人)	11,914,453	9,621,036	9,585,266	9,509,233	9,664,453
	1日平均延患者数(人)	32,642	26,156	26,261	26,053	26,406
	年間新患者数(人)	813,784	726,460	745,939	739,672	768,782
	1日平均新患者数(人)	2,223	1,990	2,044	2,026	2,100
	病床利用率(%)	85.7	77.4	78.2	78.6	80.9
	平均在院日数(日)	12.3	12.2	12.3	11.9	11.4
外来	延患者数(人)	16,800,218	15,163,080	15,844,517	16,004,938	15,712,526
	1日平均延患者数(人)	66,858	62,217	64,761	65,180	64,122
	年間新患者数(人)	1,797,742	1,449,354	1,565,830	1,670,902	1,616,110
	1日平均新患者数(人)	7,345	5,947	6,391	6,805	6,596
	平均通院日数(日)	9.0	10.5	9.7	9.2	9.3
入院患者数対外来患者数割合		1.4	1.6	1.7	1.7	1.6

※兵庫県災害医療センター及び北海道立北見病院を含めた数値を計上していること。

※施設数については、秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター、相模原赤十字病院附属相模原市立青野原診療所・千木良診療所・藤野診療所、日本赤十字社熊本健康管理センターをそれぞれ1施設として計上していること。

※新入院患者数、平均在院日数算出にあたっては、厚生労働省が求める「平均在院日数の計算対象としない患者」を含めた全患者の数値を使用していること。

## 病床規模別取扱患者数等

(令和6年3月31日現在)

病床規模 (実動)	施設数	許可病床数			平均在院日数			入院取扱患者	外来取扱患者
		計	一般	その他	全 体	一 般	その他の		
700床以上	4	3,181	3,129	52	10.1	10.0	29.2	914,713	1,633,235
600床台	6	3,936	3,804	132	10.9	10.7	50.3	1,163,499	1,882,954
500床台	13	7,663	7,414	249	11.0	10.9	22.1	2,295,105	3,945,268
400床台	13	6,219	6,055	164	11.0	11.0	22.3	1,859,358	3,079,665
300床台	19	6,944	6,765	179	11.3	11.2	74.3	1,797,720	2,728,712
200床台	12	3,490	3,254	236	13.8	13.3	88.8	861,540	1,373,795
100床台	13	2,042	1,778	264	16.6	14.6	63.8	482,892	734,854
99床以下	13	1,087	728	359	22.4	12.6	147.4	289,626	309,916
その他	5	19	19	0	-	-	-	-	24,127
合計	98	34,581	32,946	1,635	11.4	11.1	50.9	9,664,453	15,712,526

※99床以下には兵庫県災害医療センター、北海道立北見病院を含めた数値を計上していること。

※その他には秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター、相模原赤十字病院附属相模原市立青野原診療所・千木良診療所・藤野診療所、日本赤十字社熊本健康管理センターの数値を計上していること。

※「外来取扱患者延べ数」については、医療法の病院報告における外来延べ患者数であること。



## 赤十字病院の特色

赤十字病院は、医療法における公的医療機関として、救急医療、がんなどの高度専門診療、生活習慣病の予防や高齢社会における介護の支援、へき地医療などを積極的に行ってています。また地域の中核病院として、地域に根ざし、かつ安全・安心な医療を提供するために、全ての病院に医療安全推進室を設置し、医療事故及び院内感染の防止への取り組みを強化しています。災害時には国内外へ医療チームを派遣し、救護活動にあたるなど赤十字の特色を生かしながら様々な活動を通じて社会に貢献しています。

### 近畿

大津赤十字病院	高救	小児	工拠	臓	地が	総周	基災	地援	原	機	大阪赤十字病院	救命	臓	地が	地周	地災	地援	機	緩			
大津赤十字志賀病院	工協	包	療								高槻赤十字病院	地援	二感	機	訪	緩						
長浜赤十字病院	救命	工協	臓	地周	地災	地援	二感	原	機	訪	姫路赤十字病院	工協	臓	地が	総周	地災	地援	二感	機	訪		
京都第一赤十字病院	救命	工拠	臓	地が	総周	基災	地援	機	緩		多可赤十字病院	老健	介医	訪	包							
京都第二赤十字病院	高救	臓	地が	地周	地援	機					神戸赤十字病院	高救	臓	基災	地援	機						
舞鶴赤十字病院	原	訪	包	回							日本赤十字社 和歌山医療センター	高救	工拠	臓	地が	地周	地災	地援	一感	二感	機	緩

### 中国・四国

鳥取赤十字病院	工協	臓	地災	地援	原	へ医	機	包		三原赤十字病院	工協	地災	機	訪	包					
松江赤十字病院	救命	工拠	臓	地が	地周	地災	地援	一感	二感	へ医	原	機	山口赤十字病院	小児	地周	地災	地援	機	訪	緩
益田赤十字病院	工拠	地周	地災	地援	二感	へ医	機			小野田赤十字病院	老健	介医	訪	包	療					
岡山赤十字病院	救命	工拠	臓	地が	地周	基災	地援	へ医	機	緩	徳島赤十字病院	高救	小児	臓	地が	地周	地災	地援	へ医	機
岡山赤十字玉野病院	老健	包	療								高松赤十字病院	工拠	臓	地が	地周	地災	地援	へ医	機	
広島赤十字・原爆病院	工協	地が	地災	地援	機	訪	緩				松山赤十字病院	工拠	臓	地が	地周	地災	地援	二感	原	機
庄原赤十字病院	工協	地災	二感	へ医	機	訪	包	療			高知赤十字病院	救命	臓	地災	地援	機				

### 九州・沖縄

福岡赤十字病院	工協	臓	地が	地災	地援	二感	へ医	機	訪	日本赤十字社長崎原爆諫早病院	二感	訪	包						
今津赤十字病院	訪	包	療							熊本赤十字病院	救命	小児	臓	地が	地周	基災	地援	機	
嘉麻赤十字病院	訪	地包	包							大分赤十字病院	工協	臓	地が	地災	地援	二感	機	訪	包
唐津赤十字病院	救命	工協	臓	地が	地災	地援	二感	原	機	鹿児島赤十字病院	工協	地災	へ医	原	包				
日本赤十字社長崎原爆病院	工協	地が	地災	地援	原	機	訪	包	緩	沖縄赤十字病院	地災	地周	地援	機	緩				

救命 救命救急センター

高救 高度救命救急センター

小児 小児救急医療拠点病院

工拠 エイズ治療拠点病院

工協 エイズ協力病院

臓 臨器提供施設

地が 地域がん診療連携拠点病院

総周 総合周産期母子医療センター

地周 地域周産期母子医療センター

基災 基幹災害拠点病院

地災 地域災害拠点病院

地援 地域医療支援病院

特感 特定感染症指定医療機関

一感 第1種感染症指定医療機関

二感 第2種感染症指定医療機関

へ医 へき地医療拠点病院

原 原子力災害拠点病院・原子力災害医療協力機関

機 病院機能評価認定施設

老健 介護老人保健施設

介医 介護医療院

看多 看護小規模多機能居宅介護事業所

訪 訪問看護ステーション

地包 地域包括支援センター

包 地域包括ケア病棟・病床

回 回復期リハビリテーション病棟

緩 緩和ケア病棟

療 療養病床

令和7年4月1日現在。



## 北海道・東北

旭川赤十字病院	救命	工場	職	地周	地災	地援	機	訪
伊達赤十字病院	工協	地災	△医	原	訪	包	療	
釧路赤十字病院	小児	工場	総周	機	訪	包		
北見赤十字病院	救命	小児	工場	職	地が	地周	地災	地援
					二感	△医	機	緩
栗山赤十字病院	訪	包						
浦河赤十字病院	工協	地周	地災	二感	△医	看多	訪	包
小清水赤十字病院	介医	訪	包	療				
置戸赤十字病院	機	療						
函館赤十字病院	包							
清水赤十字病院	訪	包						
八戸赤十字病院	職	地災	地援	原	機			
盛岡赤十字病院	職	地周	基災	地援	機	緩		
仙台赤十字病院	工協	総周	地災	地援	原	機	包	
石巻赤十字病院	救命	職	地が	地周	地災	地援	二感	△医
					地周	地災	地援	機
秋田赤十字病院	救命	工場	職	地が	総周	地災	地援	機
福島赤十字病院	地災	地援	二感	原	機	訪		

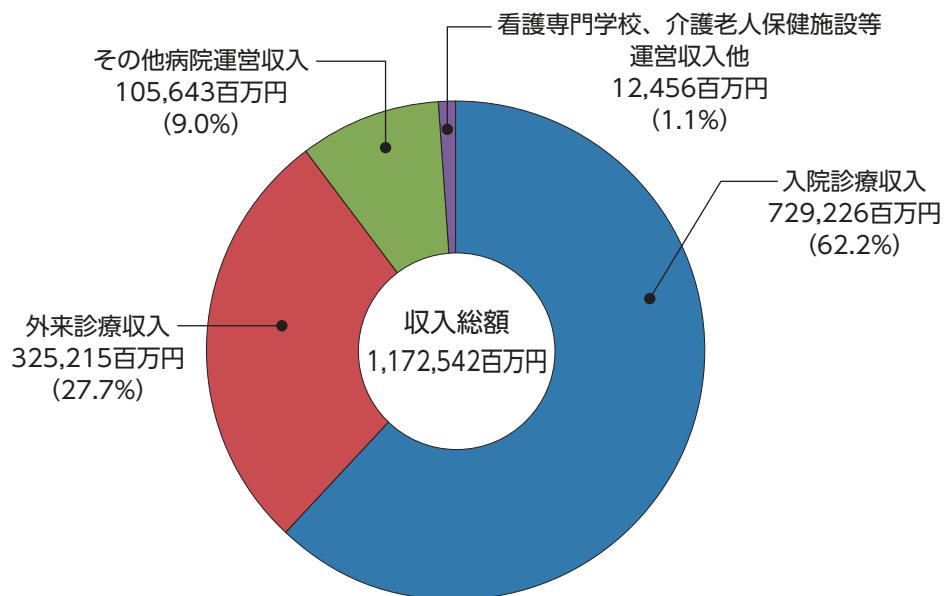
## 関東

日本赤十字社医療センター	救命	工場	職	地が	総周	地災	地援	特感	二感	緩	訪	機	小川赤十字病院	地援	訪	包									
水戸赤十字病院	工場	地周	地災	地援	二感	原	機	包	緩				深谷赤十字病院	救命	工協	職	地が	地周	地災	地援	二感	機	訪	緩	
古河赤十字病院	地災	地援	二感	機	包								成田赤十字病院	救命	工場	地が	地周	地災	地援	特感	一感	二感	機		
芳賀赤十字病院	小児	工場	職	地周	地災	地援	二感	△医	機	訪	回		武藏野赤十字病院	救命	工場	職	地が	地周	地災	地援	二感	機	訪	地包	
那須赤十字病院	救命	工場	職	地が	地周	地災	地援	二感	△医	機	訪	緩	大森赤十字病院	地災	地援	機	緩								
足利赤十字病院	救命	工場	職	地が	地周	地災	地援	機	回	緩			東京かつしか赤十字 母子医療センター	地周											
前橋赤十字病院	高救	工場	職	地が	地周	基災	地援	二感	機	訪	回		横浜市立みなと赤十字病院	救命	小児	工場	職	地が	地周	地災	地援	機	緩		
原町赤十字病院	工協	地災	二感	訪	包	療							秦野赤十字病院	工場	地災	地援	訪	包							
さいたま赤十字病院	高救	工協	職	地が	総周	基災	地援	機					相模原赤十字病院	工場	地災	訪	包								

## 北陸・甲信越・東海

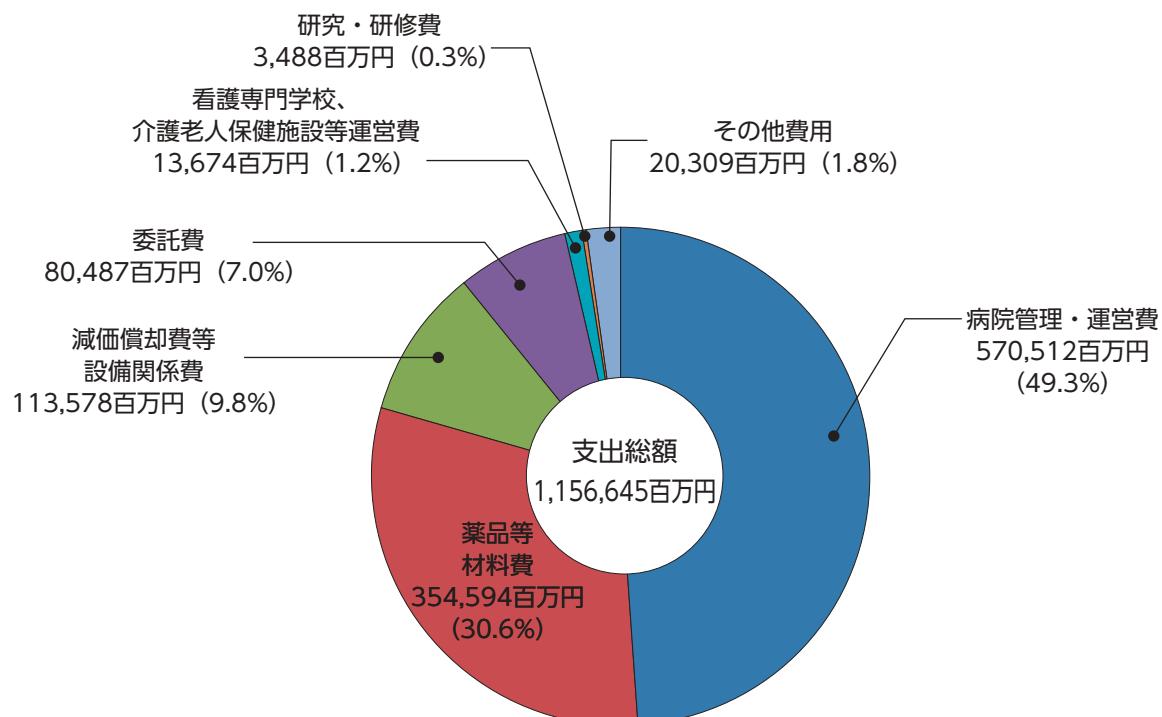
長岡赤十字病院	救命	工場	職	地が	総周	基災	地災	地援	二感	原	機	緩	高山赤十字病院	救命	小児	工場	職	地が	地周	地災	地援	△医	老健	機	包	回	
富山赤十字病院	地災	地援	原	機	訪	地包	緩						岐阜赤十字病院	地災	地援	一感	二感	原	機	訪							
金沢赤十字病院	地災	原	訪	包	回								静岡赤十字病院	救命	工場	職	地災	地援	機	訪							
福井赤十字病院	工協	職	地が	地周	地災	地援	二感	原	機	訪	緩		浜松赤十字病院	工場	地災	地援	機	訪	包								
山梨赤十字病院	工場	地周	包	療									伊豆赤十字病院	介医	看多	訪	包	療									
長野赤十字病院	救命	工場	職	地が	地周	基災	地災	地援	機	訪			裾野赤十字病院	二感	訪	包											
諏訪赤十字病院	救命	工場	地が	地周	地災	地援	機	訪					日本赤十字社愛知医療センター	救命	工場	職	地が	総周	地災	地援	機	緩					
安曇野赤十字病院	地援	機	訪	包	回								名古屋第一病院	救命	工場	職	地が	総周	地災	地援	機	緩					
川西赤十字病院	訪	地包	包	療									日本赤十字社愛知医療センター	救命	工場	職	地が	総周	地災	地援	一感	機					
下伊那赤十字病院	介医	訪	包	療									名古屋第二病院	救命	工場	職	地が	総周	地災	地援	一感	二感	△医	機	緩		
飯山赤十字病院	△医	訪	包	回	療								伊勢赤十字病院	救命	工場	職	地が	地周	地災	地援	一感	二感	△医	機	緩		

## 医療事業の収入（令和5年度決算）



※百万円未満を切り捨てているため、各項目の合計額と総額は一致しない場合があること。  
※本社及び医療施設間の内部取引は除くこと。

## 医療事業の支出（令和5年度決算）



※百万円未満を切り捨てているため、各項目の合計額と総額は一致しない場合があること。  
※本社及び医療施設間の内部取引は除くこと。

## 7 看護師等の養成



看護技術演習を受ける看護学生（石巻赤十字看護専門学校）

### （1）沿革

1886 (明治19年)	博愛社病院を設立（現 日本赤十字社医療センター） 戦時救護に従事する看護者養成機関として、病院を開設しました。
1889 (明治22年)	日本赤十字社看護婦養成規則を制定
1890 (明治23年)	救護看護婦の養成を開始 赤十字病院付属施設として看護婦養成施設を開設し、日本赤十字社における看護師養成が始まりました。
1893 (明治26年)	養成の目的に災害救護を追加 当初は戦時救護を養成の目的としていましたが、1891年濃尾大地震における救護看護婦の活躍が大きな成果をあげたことから、災害救護も養成の目的として追加されました。
1907 (明治40年)	日本赤十字社の看護婦長養成（特定学科講習生）の教育開始
1921 (大正10年)	助産師養成の開始
1946 (昭和21年)	看護教育模範学院の開校 終戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の指導によりモデル校として、聖路加女子専門学校（現聖路加国際大学）との共同運営による「看護教育模範学院」が開校しました（1953年まで存続）。
1948 (昭和23年)	赤十字看護学院に改称 保健婦助産婦看護婦法が制定され、各赤十字病院内に設けられていた養成施設を「赤十字看護学院」と改称し、現在のような医療施設に併設した学校の形態をとるようになりました。（以降、1950年「赤十字高等看護学院」、1976年「赤十字看護専門学校」と改称）

1952 (昭和27年)	日本赤十字社幹部看護婦教育部の教育開始
	1963年「日本赤十字社幹部看護婦教育部」を「日本赤十字社幹部看護婦研修所」と、2003年に現在の「日本赤十字社幹部看護師研修センター」と改称しました。
1954 (昭和29年)	学校法人日本赤十字女子短期大学を設立
	1966年「学校法人日本赤十字女子短期大学」を、現在の「学校法人日本赤十字学園」と改称しました。
1986 (昭和61年)	日本赤十字看護大学を設立し大学教育開始
2024 (令和6年)	養成目的の改定  「赤十字の基本原則に基づく看護を実践し、赤十字の理念である人道を具現化できる看護師を養成する」と養成目的を大改定しました。

## (2) 主な特色

日本赤十字社では、現在、看護専門学校9校、助産師学校1校、看護大学6校、短期大学1校で、看護師、助産師、保健師、介護福祉士を養成しています。

「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命に基づき、臨床の現場に留まらず、国内災害救護、国際救援活動の場面でも活躍できる看護師等を養成しています。



災害救護の演習をする看護学生  
(諒訪赤十字看護専門学校)

### ア 看護師養成

日本赤十字社の看護師の養成は、130年以上の歴史があります。

災害や新興感染症、紛争など、人道危機が頻発している状況において、日本赤十字社が事業の実効性をより高めるためには、赤十字の基本原則に基づく看護を実践し、赤十字の理念である人道を具現化できる看護師がより重要となります。

赤十字の看護専門学校や看護大学では、赤十字が大切にしている人間の尊厳や、それを日常生活や看護の中で具現化することを学びます。さらに、災害医療の基礎知識や、実際の災害を想定した災害救護演習を通して、災害看護学を体系的に学んでいます。また、多様化時代に鑑み、グローバルな視点をもてるよう異文化理解、グローバルヘルス、外国語、国際看護学の内容も学んでいます。そのほか、赤十字救急法や赤十字健康生活支援講習を行っている教育施設もあります。



看護大学における大学院修士課程では、看護の教育・研究者の養成に加え、専門看護師教育課程を併設し、看護の専門領域におけるより高度な知識・技術を持った専門看護師を養成する教育を行っています。

1995年度（平成7年度）には日本赤十字看護大学に博士課程看護学専攻を開設、2016年度（平成28年度）に北海道、東北、豊田、広島及び九州の5大学による共同看護学専攻を開設しています。

### イ 助産師養成

各国赤十字社・赤新月社による国際会議である第1回赤十字社連盟総会（1920年）の決議に基づき、日本赤十字社の社業に加えられた平時事業の一つである「母と子の保護」事業として、1921年（大正10年）に大阪支部病院産婆養成所、1922年（大正11年）に日本赤十字社産院産婆養成所が開設されました。

現在は日本赤十字社助産師学校1校と看護大学において、1つの学部、4つの大学院で選択履修として助産師教育を行っています。

### ウ 保健師養成

保健師の養成は、日本赤十字看護大学の設立時から開始され、現在は6つの看護大学で選択履修として、地域や保健行政の場において、個人だけでなく地域社会をも対象とした健康回復や健康づくりに貢献する保健師養成のための教育を行っています。

### エ 介護福祉士養成

介護福祉士の養成は、1996年（平成8年）から日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部で、幅広く社会で活躍できる実践能力をもった介護福祉士の養成を行っています。

※2025年（令和7年）4月1日より、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学は日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部へ名称を変更しました。



## 看護師等教育施設の設置状況

(令和6年4月現在)

設置主体	学校の区分(校)	学部(科)等	学年定員数(人)	国家試験受験取得資格
学校法人 日本赤十字学園	大学6	7看護学部 看護学科	1年次入学 3年次編入学	755 10 看護師、保健師、助産師 (保健師・助産師課程選択履修者)
		大学院看護学研究科 修士課程 看護学専攻(6大学) 国際保健助産学専攻(1大学)	105	
		大学院看護学研究科 5年一貫制博士課程 共同災害看護学専攻(1大学) ※募集停止	-	助産師(国際保健助産学専攻、助産学分野・助産コース修了者)
		大学院看護学研究科 後期3年博士課程 看護学専攻(1大学) 共同看護学専攻(5大学)	20	
	短期大学1	介護福祉学科	30	介護福祉士
日本赤十字社	看護専門学校9	看護学科	360	看護師
	助産師学校1	助産学科	40	助産師

※3年次編入生は、看護師免許の既得者であること。

## 看護師等の養成

(令和6年4月現在)

	施設数(校)	一学年養成定員数(人)
看護師	15	1,115
助産師	6	88
保健師	6	154
介護福祉士	1	30

## 赤十字医療施設看護職員の年度別就業状況

区分/年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実働病床数(床)	34,188	34,009	33,400	33,017	32,432
看護職員数(人)	37,633	37,679	37,394	37,175	36,932
看護師(人)	37,338	37,415	37,154	36,957	36,730
	赤十字教育施設卒(人)	14,744	14,599	14,299	13,950
	准看護師(人)	295	264	240	218
実働看護職員数(人)	33,091.6	33,172.3	32,710.3	32,500.8	32,448.2
病床100床あたりの実働看護職員数(人)	96.8	97.5	97.9	98.4	100.1
[参考]看護師養成数(人)	1,215	1,233	1,177	1,080	1,073

※実働病床数及び看護職員数は、10月1日現在であること。

※「病床100床あたりの実働看護職員数」=「実働看護職員数」×100÷「実働病床数」

※四捨五入のため、各項目の数値の合計等は一致しないこと。

※看護師養成数は、赤十字看護大学・専門学校によること。

### (3) 看護師の就職後の教育

日本赤十字社では、赤十字病院等で働く看護師が自らでキャリア開発ができる仕組みとして、2006年（平成18年）度より、看護実践能力向上のためのキャリア開発ラダーを導入し、2014年（平成26年）度には、①実践者ラダー、②管理者ラダー、③国際ラダー、④教員ラダーの4つのラダーが完成しました。その後、医療を取り巻く社会の変化や赤十字の国際性を鑑み、各ラダー指標の見直しを行い、2019年（平成31年）に「赤十字施設の看護師キャリア開発ラダー」の一部改定を行いました。改定により、実践者ラダーに、新たに「グローバルヘルス」領域を位置づけ、国内外の事象に目を向ける枠組みを追加しました。赤十字の看護師は、新人の時期から生涯に亘り、継続的に自己研鑽を積むことができる教育支援体制のもとで、段階的にキャリア開発に取り組むことができます。

また、赤十字の看護師は「救護員」としての役割も担っていることから、3年以上の勤務経験及び災害看護に関する教育を受講した者を救護員として登録する仕組みがあります。登録された看護師は、「赤十字看護師フォローアップ研修」や「赤十字看護師長研修」等の災害看護教育を継続的に受講することで、更なる災害看護能力の向上に努めています。

継続教育機関として設置されている「日本赤十字社幹部看護師研修センター」では、赤十字の理念である「人道」に基づき、豊かな人間性を養い、組織の推進者・変革者として、独創性と創造的な管理実践能力を持って活躍できる看護管理者を育成しています。本研修は、公益社団法人日本看護協会の認定看護管理者教育機関の認定を受けた研修も含んでいます。さらに、厚生労働省承認の保健師助産師看護師実習指導者講習会を開催し、指導者の育成にも積極的に取り組んでいます。

全国から多くの看護師が学び、この研修を通して各赤十字医療施設の看護師交流が活発に行われ、赤十字組織のネットワークの強化にもつながっています。



先輩看護師によるOJT（さいたま赤十字病院）

## 8 血液事業



献血風景 (献血ルーム)

### (1) 沿革

1952  
(昭和27年)

#### 血液事業の開始

アメリカ赤十字社から輸血用器具の寄贈を含めた指導援助の申し出を受け、日本赤十字社中央病院（現日本赤十字社医療センター）に日本赤十字社血液銀行東京業務所を開設し、血液事業を開始しました。



東京血液銀行として開所

1964  
(昭和39年)

#### 献血による血液確保体制確立へ向けた閣議決定

ライシャワー駐日米国大使が手術を受けた際、輸血の副作用によって血清肝炎を発症するに至り、これが買血による血液であったことから大きな社会的反響を呼び起こすこととなりました。この事件を機に、政府は、輸血用血液は献血により確保する体制を確立するよう閣議で決定しました。

1974  
(昭和49年)

#### 預血制度の廃止

民間商業血液銀行が預血制度を廃止したことにより、献血100%の体制が確立しました。

1982  
(昭和57年)

#### 「血液無償の原則」に基づく献血制度への転換

献血手帳の供給欄が削除され「血液無償の原則」に基づく純粋な献血制度に転換しました。

1986  
(昭和61年)

#### 400mL全血献血、成分献血の導入

従来の200mL全血献血に加え、400mL全血献血、成分献血を導入しました。

2003  
(平成15年)

#### 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）」の施行

「採血及び供血あつせん業取締法」を改称し、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」とし、法の目的を安全性の向上や安定供給の確保等に拡大するとともに、基本理念、関係者の責務が規定されました。

2004  
(平成16年)

#### 日本赤十字社血液事業本部の設置

血液事業の安全対策の充実や組織体制の強化に向けて、血液事業本部を設置しました。

2006  
(平成18年)

### 献血カードの導入

全国でこれまでの献血手帳に代わり、献血カードを導入しました。

2011  
(平成23年)

### 採血基準の一部改正

男性に限り、400mL全血献血が可能な年齢の下限を18歳から17歳に引き下げるとともに、男性に限り、血小板成分献血が可能な年齢の上限を54歳から69歳に引き上げました。

2012  
(平成24年)

### 広域事業運営体制の開始

効率的な血液確保や更なる医療機関への安定供給のため、従来の都道府県単位の運営から7つのブロックを単位とする体制に移行しました。



広域事業運営体制図

2013  
(平成25年)

### 「造血幹細胞提供支援機関」に指定

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」において、全国唯一の支援機関として指定されました。

2014  
(平成26年)

### 「臍帯血供給事業者」の許可

「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」において、国の許可を受けた臍帯血バンクとして事業を開始しました。  
(北海道・関東甲信越・近畿・九州)

2015  
(平成27年)

### 血漿分画製剤の販売を終了

一般社団法人日本血液製剤機構（以下：JB）の販売体制が整ったことから、2015年4月1日以降は、JBがプロモーション活動及び、医薬品卸を通じ血漿分画製剤の販売を行うこととなりました。

2018  
(平成30年)

### 献血Web会員サービス「ラブラッド」の運用開始

2006年から運用していた複数回献血クラブの会員サイトを一新し、全国で統一したWeb会員サービスを開始しました。

2020  
(令和2年)

### 採血基準の一部改正

健康診断基準として血圧、脈拍、体温の基準が示されました。  
また、癌の問診判断基準が緩和されました。

2022  
(令和4年)

### 献血カードのアプリを導入

献血未経験者でもアプリから、全国の献血ルームの予約が可能になりました。  
また、当日3時間前までの予約と事前問診回答が可能になりました。

2023  
(令和5年)

### 献血受付時に体重測定を実施

5月1日に全献血希望者に対して体重測定を実施する運用を開始しました。（献血ルームのみ先行実施、移動採血車等は9月25日から開始）

2024  
(令和6年)

### 血漿分画製剤の海外輸出に対する同意取得を開始

海外の医療ニーズに応えるため、国内の製薬企業が製造する血漿分画製剤を、国内自給と安定供給に支障がない範囲で海外輸出に対する同意取得を開始しました。

## (2) 献血

2023年度（令和5年度）の献血者数は約501万人でした。献血された血液は、赤血球製剤、血小板製剤、血漿製剤などの輸血用血液製剤となるほか、血漿中の特定のタンパク質を抽出・精製し、製薬メーカーが製造する血漿分画製剤の原料となります。

### 献血から医療機関まで（令和5年度実績）



献血には、すべての血液成分を採血する全血献血（400mL献血・200mL献血）と、成分採血装置を用いて血液中の血漿や血小板のみを採血する成分献血があり、献血によって体調を崩すことのないよう、また、採血する血液の安全性を判断するため、問診により健康状態等について慎重に確認した上で、医療機関の需要に合わせて400mL献血と成分献血を中心にご協力をお願いしています。

現在、輸血用血液製剤はすべて国内の献血により賄われていますが、輸血用血液製剤や血漿分画製剤の大半は高齢者の医療に使われており、今後ますます少子高齢化に伴う人口構造の変化が進む中で、需要と供給のバランスを安定的に保つため、将来の献血基盤となる若年層を中心に幅広い層から献血への理解と協力を得る必要があることから、SNS等を活用した積極的な広報活動に努めています。

## (3) 若年層を中心とした献血の啓発活動

若年層献血者が減少傾向にあることを踏まえ、学生を対象とした献血セミナーや、血液センター等での体験学習を積極的に実施するとともに、複数回献血への協力を働きかける等、10～30歳代の献血推進に努めています。



献血セミナーの様子

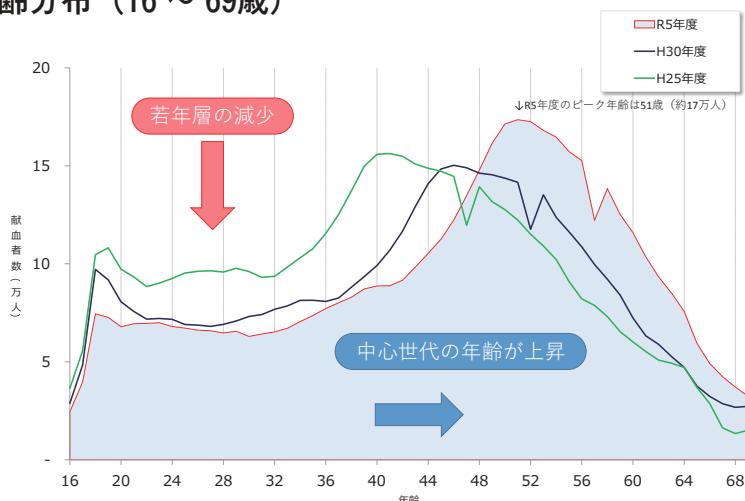
2016年度（平成28年度）から、学生献血推進ボランティア自らが講師となって同世代へ実施する献血セミナーにも本格的に取り組んでいます。

また、次世代の献血者を育していくためには親から子へ献血の大切さや意義を伝えることが重要であることから、献血ルームのキッズスペース設置を推進するなど、親子が献血に触れ合う機会や利用しやすい環境の整備を進めています。

さらに、献血の必要性を広く国民に周知し、若年層を中心に献血者を増加させるため、献血推進プロジェクト『つなげ、その「ち」から』を実施し、各種広報施策を展開しています。

この他、継続的に献血にご協力をいただける方を増やすため、献血Web会員サービス「ラブラッド」の会員増強や、献血可能年齢未満でも、献血未経験でも登録できる「プレ会員」の登録促進、「ラブラッド」を活用した献血予約の推進にも取り組んでいます。

#### 献血者年齢分布（16～69歳）



#### （4）検査～製造



献血された血液は、血液センターに運ばれ、血液型や各種ウイルス等の抗原・抗体検査をはじめ厳しい検査を実施していますが、ウイルス感染直後の血液は検査で感染を判別できない期間（ウインドウ・ピリオド）があります。

この期間に献血された血液を原料とする輸血用血液製剤が医療機関で使用されると、患者にウイルスを感染させてしまうおそれがあることから、このウインドウ・ピリオドの期間を可能な限り短縮するため、核酸増幅検査（NAT）を導入して検査精度の向上に努めています。

2014年（平成26年）8月からは、20人分の血液をまとめて検査する従来の方法から、献血者1人分の血液ごとに検査する「個別NAT」を全国8か所の検査施設で一斉に開始しました。

これにより、さらに安全性の高い輸血用血液製剤を医療機関に提供できるようになりました。



核酸増幅検査（NAT）機器

現在の輸血医療は、必要な成分（赤血球、血漿、血小板）のみを輸血する成分輸血が主流であるため、全血献血による血液は、赤血球、血漿に分離し、同様に成分献血による血液も必要に応じて血漿、血小板に分離を行います。分離後は、検査に合格した血液のみが輸血用血液製剤、血漿分画製剤の原料となります。

また、血漿製剤以外の輸血用血液製剤には、輸血後GVHDを予防するため、放射線を照射して副作用の原因となるリンパ球が増殖しないようにしたものもあります。



白血球除去



遠心分離



放射線照射装置

#### チッチの用語説明

**核酸増幅検査（NAT）**：抗原・抗体検査では検出できない期間（ウインドウ・ピリオド）に、ウイルスなどの感染を検出する検査です。ウイルスなどに感染した後、血液中に抗原や抗体ができるまでには一定の時間がかかり、その期間中、抗原・抗体検査では感染を検出できませんが、NATは、抗原や抗体ではなくウイルスを構成する核酸（DNAまたはRNA）そのものを検出し、検出不能の期間を短縮できます。日本赤十字社では、1999年（平成11年）から、世界に先駆けて、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、エイズウイルス（HIV）について特に有効なNATを導入しています。さらに、2020年（令和2年）には新たにE型肝炎ウイルス（HEV）のNATを導入しました。



**輸血後GVHD (Post Transfusion Graft Versus Host Disease : 輸血後移植片対宿主病)**：輸血した血液の細胞（移植片）が患者（宿主）の体内で生着・増殖し、その細胞が患者の細胞を「異物」として攻撃する、致死率の高い病気です。

### （5）輸血用血液製剤の安定供給

献血された血液は、検査に合格した血液のみが厳重な品質管理のもと輸血用血液製剤として医療機関に供給されます。輸血医療を行う医療機関は全国に約1万か所ありますが、血液センターは全国の医療機関に輸血用血液製剤を供給する体制を整えています。また、全国を7つのブロックに分けた広域的な需給管理体制を構築し、合理的・効率的な供給に努めています。



輸血用血液製剤（左から全血製剤、赤血球製剤、血漿製剤、血小板製剤）

このほか、血漿分画製剤の国内自給達成のため、同製剤の原料となる血漿を国が定める需給計画に基づき国内血漿分画製剤製造業者に送付しており、送付した血漿によって、血液凝固因子製剤、アルブミン製剤及びグロブリン製剤等が製造され、医療機関に供給されています。

### （6）輸血用血液製剤の安全対策

安全な輸血用血液製剤を医療機関へ供給するために、献血受付から採血、検査、製造、そして供給に至るまでに様々な安全対策を講じています。

主な安全対策には、献血者の本人確認、問診、初流血除去、保存前白血球除去、血清学的検査、核酸増幅検査（NAT）、新鮮凍結血漿の貯留保管などがあります。

また、医療機関から報告される副作用・感染症報告や遡及調査などはヘモビジランス（血液安全監視体制）の中で詳細な調査を行っています。

さらに、輸血による副作用や感染症の発生リスクも、可能な限り低減させていく必要があるため、北海道地域で試行的に実施していたE型肝炎ウイルス（HEV）のNATを2020年（令和2年）8月から全国で開始したほか、血小板製剤への細菌スクリーニングの導入、混入した病原体等の感染性を低減化する技術の導入、血漿成分による副作用低減のため血小板を浮遊させる血漿の一部を血小板添加液（PAS）に置換したPAS血小板の導入など、安全対策の更なる充実に向けた検討を行っています。

## （7）造血幹細胞の提供推進

### ア 造血幹細胞提供支援機関事業

日本赤十字社は、造血幹細胞移植を必要とする患者がより良い移植を受けられることを目的とした「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」（2014年（平成26年）1月施行）に基づき、「造血幹細胞提供支援機関」として、骨髓バンクドナー登録希望者の登録受付業務、HLA型の検査、造血幹細胞移植に関する情報の一元的な管理及び提供、造血幹細胞提供関係事業者間の連絡調整を行っています。また、骨髓バンク・臍帯血バンクに関する情報を集めたポータルサイトの運用や主に若年層を対象にして作製した各種資材による普及啓発の実施に加え、移植に用いる臍帯血の品質向上のための採取医療施設向けの研修会の開催や、献血ルームでのポスター掲示などの骨髓ドナー登録推進を支援しています。

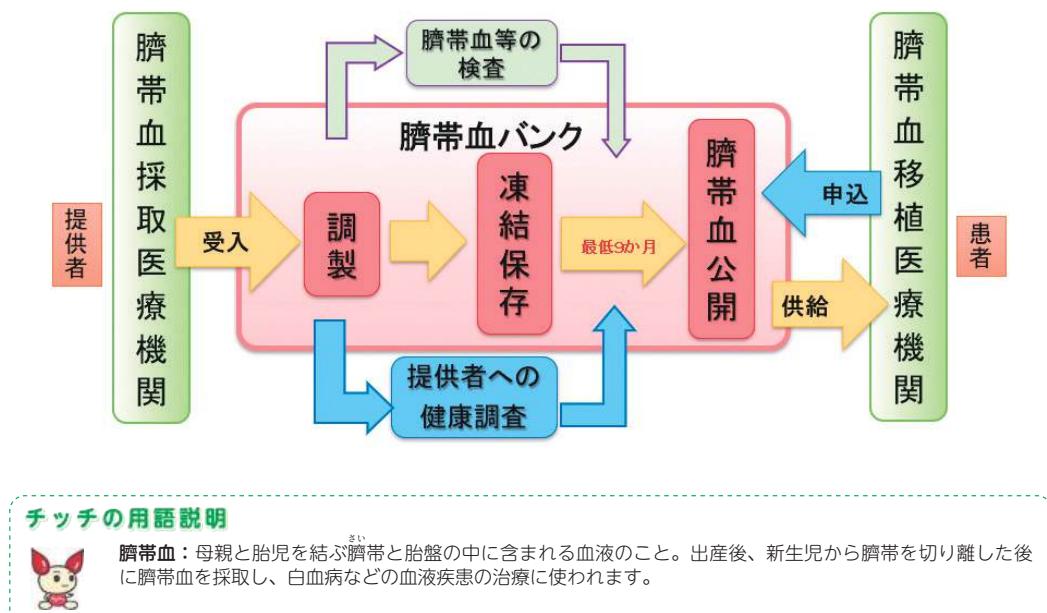


若年層に向けた各種普及啓発資材

### イ 脘帯血バンク事業

日本赤十字社の臍帯血バンクは、全国4か所のブロック血液センター（北海道・関東甲信越・近畿・九州）に設置され、提携する採取医療施設から受け入れた臍帯血を調製・保存し移植医療施設へ提供しています。2014年（平成26年）4月から、国の許可を受けた「臍帯血供給事業者」として、適正な事業運営を行っています。

## 臍帯血の提供から移植までの流れ



## (8) 国際協力の実施

アジア地域の100%自発無償献血達成に向けてこれまで培ってきた経験、技術、知識を有効に活用し、海外からの研修生の受け入れやアジア赤十字・赤新月血液事業フォーラムの開催などを通じて、各国の血液事業の発展に貢献しています。

さらに、「アジア・太平洋血液事業ネットワーク (APBN)」及び「赤十字・赤新月社の血液事業に係るコーポレート・ガバナンス及び危機管理に関する国際諮問協会 (GAP)」に加盟し、各国の血液事業に関する最新情報の共有を行っています。

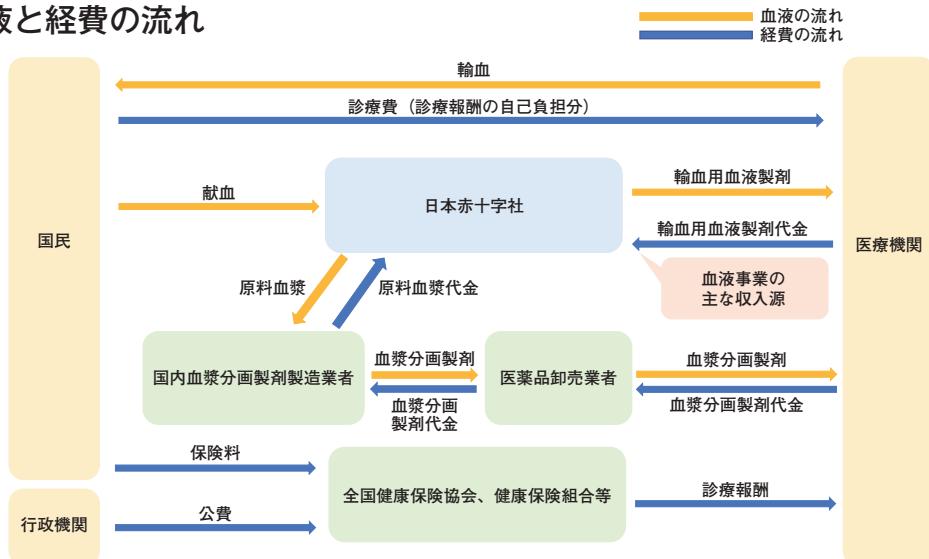


技術研修を受ける血液事業研修生  
(北海道ブロック血液センター)

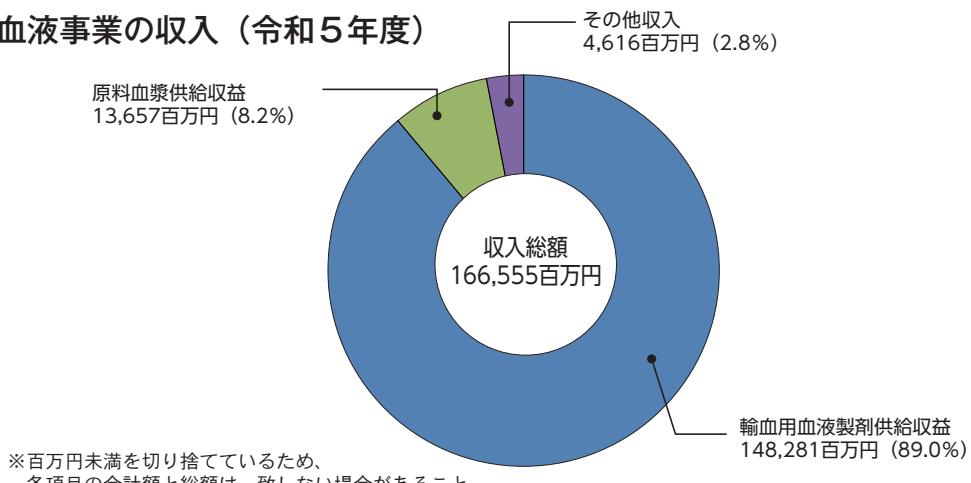
## (9) 経費と財源

善意によって献血された血液が、輸血用血液製剤として医療機関に届けられるまでには、献血施設（献血ルーム、献血バス等）の設備、採血針・血液バッグ等の材料費、検査・調製・供給に必要な費用など様々な経費がかかります。これらの経費は、医療機関からいただく血液代金（薬価：国が定めた対価）で賄われています。

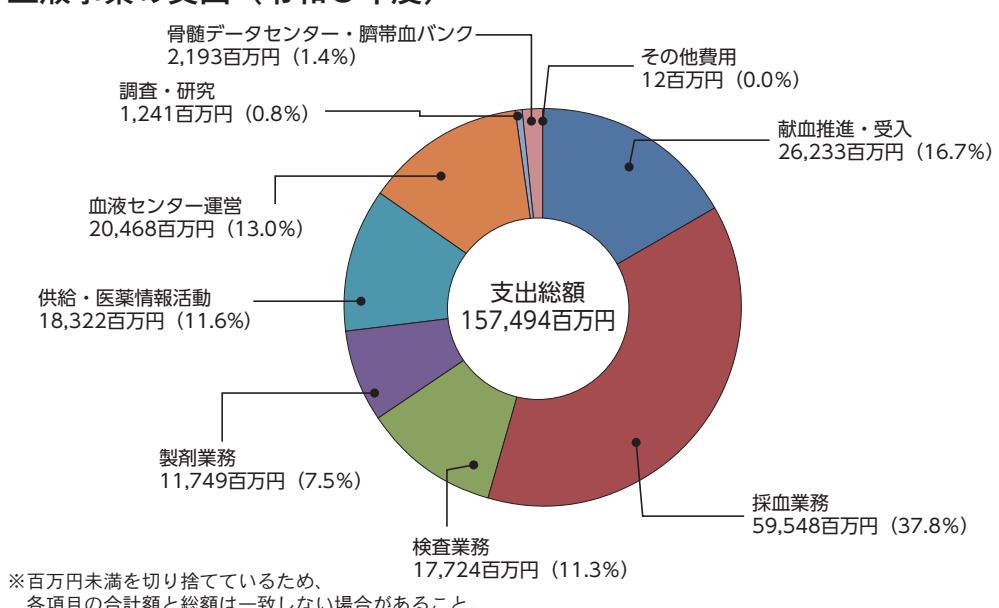
## 血液と経費の流れ



## 血液事業の収入（令和5年度）



## 血液事業の支出（令和5年度）



# 気候変動への取り組み

## 気候変動＝人道上の危機

温暖化という気候変動は、水害や旱魃、山火事などの自然災害を頻発化、激甚化させるなど、人間のいのちと健康、尊厳を脅かす人道上の危機をもたらし、世界中においてその状況は深刻化しています。

このため国際赤十字は、人道支援団体にはさらなる人命の損失や苦しみを防ぐため、気候変動への対応に共に取り組む責務があるとして、2021年（令和3年）5月に「人道団体のための気候・環境憲章」を採択しました。

日本赤十字社では、従前より災害救護や講習などの事業を通じて気候変動による被害軽減に取り組んできたところです。さらに人道上の喫緊のニーズに的確に対応するために、歴史あるこれらの事業を充実発展させるとともに、温室効果ガスの排出量削減について責任をもって効果ある取り組みを進めるため、気候変動対応基本方針を定めたうえで、より具体的な行動計画を示した気候変動対応アクション・プランを策定し、取り組みを進めていきます。

### （1）これまでの日本赤十字社のあゆみ

#### 2021年（令和3年） 人道団体のための気候・環境憲章の採択

赤十字国際委員会（ICRC）と国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）が「人道団体のための気候・環境憲章」を採択しました。本憲章には、すべての人道団体が署名に参加することができます。この憲章は、気候や地球環境の危機がもたらす甚大な影響に対応し、特に、今後その影響を誰よりも実感することになるだろう人々のため、共に行動することを促し、前途を示すことを目的としています。



©ICRC

#### 2022年（令和4年） 日本赤十字社も気候・環境憲章に署名

2021年（令和3年）5月に制定された「人道団体のための気候・環境憲章」に日本赤十字社も署名しました。

それに続くかたちで、日本政府も2023年（令和5年）から同気候・環境憲章へのサポーターとして参加しています。

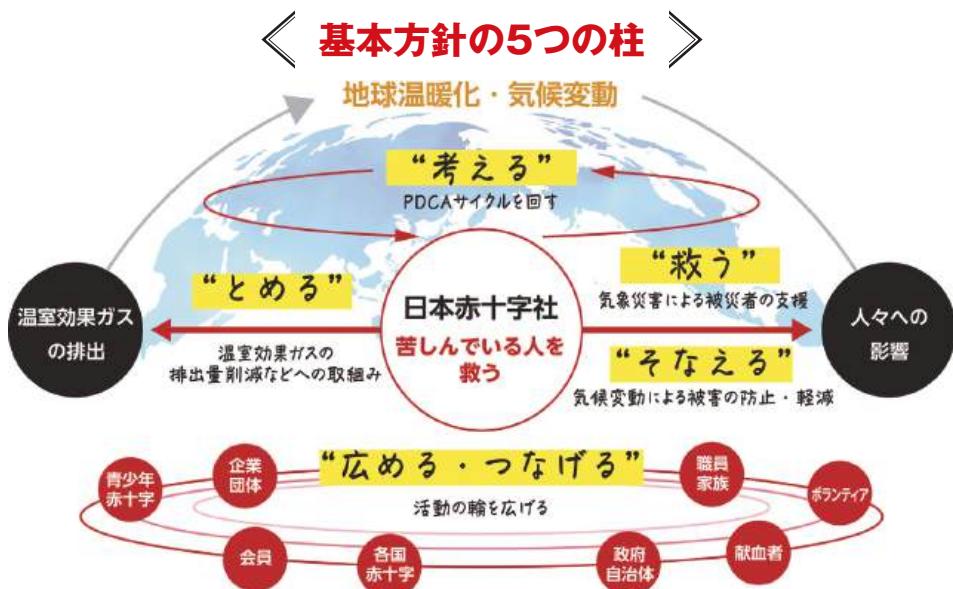
#### 2023年（令和5年） 「日本赤十字社における気候変動対応基本方針」の策定

気候変動という人道上の危機に際し、社として一丸となって取り組む必要があることから、「日本赤十字社における気候変動対応基本方針」を策定しました。

#### 2024年（令和6年） 「日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン」

「日本赤十字社における気候変動対応基本方針」に基づき、具体的な活動計画を示したアクション・プランを策定しました。

## (2) 日本赤十字社における気候変動対応基本方針



### 日本赤十字社における気候変動対応基本方針

#### 気候変動は人道の危機

激甚化する水害や猛暑など、気候変動の影響は多くの人々の脅威となっています

私たちは、150年の長きにわたり

苦しんでいる人を救うことを目的として活動を続けてきた人道支援団体として

現在、そして未来にわたり、人間のいのちと健康、尊厳を脅かす

気候変動がもたらす様々な脅威に対し

以下の取組みを推進します

#### 救う（気象災害による被災者の支援）

- ・気候変動により激甚化・頻発化する気象災害に対し、日本赤十字社の総力を挙げて被災者の救護・支援活動を実践します
- ・救護・支援活動を迅速かつ確実に行うため、日ごろより必要な救護体制と準備を整えます
- ・熱中症や気候変動による感染症の拡大など、保健上のリスクから人々を守ります

#### そなえる（気候変動による被害の防止・軽減）

- ・気象災害からいのちを守る「防災・減災」の知識を、教育現場や講習・セミナー会場など、あらゆる赤十字運動の場において普及、推進します
- ・地域コミュニティにおける気象災害への備えを強化します
- ・障害者や高齢者などの気候変動による被害を受けやすい人々に対する備えを強化します

#### とめる（温室効果ガスの排出量削減などへの取組み）

- ・気候変動の悪化を防止することは、人間のいのちを守ることに直結します。そのため、温室効果ガスの削減やリサイクル・リユースの推進など、環境に配慮した取り組みについて具体的目標を掲げて実践します
- ・自身が行う事業活動が環境に与える影響を測定し、常に透明性を持って報告します

#### 広める・つなげる（活動の輪を広げる）

- ・気候変動・環境問題が人間のいのちと健康、尊厳、そして生活を脅かすものであることを、赤十字の行う様々な活動の機会を捉えて発信することで、気候変動・環境問題への意識の向上をはかり、個人や組織レベルでの行動を促進します
- ・政府、自治体をはじめ、他の企業、団体と共に行動の輪を広げます
- ・国際赤十字の一員として、各国の赤十字・赤新月社と連携し、世界における気候変動の課題に取り組みます

#### 考える（PDCAサイクルを回す）

- ・国際赤十字や国内外の研究機関、組織等と連携し、常に最新の知見を収集・分析することで、日本赤十字社に求められる役割や活動に対する改善を継続します

## 赤十字の年表

国際赤十字・赤新月運動のあゆみ		世界と日本の動き		日本赤十字社のあゆみ	
1828	アンリー・デュナン、ジュネーブに生まれる			1822	佐野常民、佐賀に生まれる
		1834 モールス「電信機」発明		1839	大給恒、江戸に生まれる
1849	デュナン、ジュネーブの銀行に就職	1840 1848 アヘン戦争（～42） 仏で2月革命。独で3月革命			
1854	デュナン、アルジェリアに製粉会社を設立する仕事に従事（～58）	1850 1853 太平天国の乱（～64） クリミア戦争 ペリーが浦賀に来航（～56）			
1859	デュナン、ソルフェリーノの戦場で傷病兵を敵味方の区別なく救護	1854 1858 1859 日米和親条約。日本開国 幕府5ヵ国通商条約 イタリア統一戦争（仏・サルジニア対オーストリア）（～61） ダーウィン「種の起源」 安政の大獄			
1862 1863	デュナン、「ソルフェリーノの思い出」出版 五人委員会誕生 16ヵ国の代表がジュネーブに集まり、赤十字規約を作る 赤十字の標章決定	1860 1861 1862 1863 桜田門外の変 アメリカ南北戦争（～65） 生麦事件 リンクーン、奴隸解放宣言		1867	佐野常民、パリ万国博覧会（赤十字館）視察
1864 1867	12ヵ国により初のジュネーブ条約調印 第1回赤十字国際会議（パリ）	1864 1867 第1インターナショナル結成 大政奉還・王政復古宣言 マルクス「資本論」 明治維新、五ヶ条の御誓文 スエズ運河開通			
1870	デュナン、普仏戦争で被災者救護	1870 1871 普仏戦争（～71） パリ・コミューン ドイツ帝国成立 日本、廢藩置県 日本、学制制定。太陽暦採用			
1875	「五人委員会」を「赤十字国際委員会」と改称	1872 1876 1877 ベル「電話機」完成 西南戦争		1873 1877	佐野常民、ウイーン万国博覧会視察 西南戦争で負傷者救護 佐野常民、大給恒、博愛社設立
		1884 アフリカ分割に関するベルリン列国会議（～85） 1885 日本、内閣制度制定 1886 第1次伊藤内閣成立 日本政府、1864年のジュネーブ条約調印		1886 1887 1888	博愛社病院設立 博愛社を日本赤十字社と改称、赤十字国際委員会から承認される 磐梯山噴火、初の災害救護
1890	アウグスタ基金組織	1894 日清戦争（～95） 1895 レントゲン「X光線」発見 1896 第1回近代オリンピック開催〔アテネ〕		1890 1891 1892 1894	看護婦養成開始 渋谷に病院を移転 本社病院開院 日清戦争救護（～95）
1899	ジュネーブ条約の原則を海戦に応用するハーグ（ヘーグ）条約成立			1899	病院船「博愛丸・弘済丸」完成
1901	デュナン、世界初のノーベル平和賞受賞	1900 北清事変（～01） 1901 ノーベル賞創設 1902 日英同盟 1903 ライト兄弟初飛行 1904 日露戦争（～05）		1900 1901 1902 1904	北清事変救護 日本赤十字社条令認可、社団法人として登記 佐野常民死去 日露戦争救護（～05）
1910 1912	デュナン死去 ナイチンゲール死去 フローレンス・ナイチンゲール記章制定	1910 日韓併合 1911 日本、関税自主権を回復 1912 大正と改元		1910 1912	大給恒死去 皇后陛下（後の昭憲皇太后）から国際赤十字に基金下賜
1914 1917	青少年赤十字の芽生（～17） 赤十字国際委員会、ノーベル平和賞受賞	1914 第一次世界大戦（～18） 1917 ロシア革命 1918 原敬内閣成立 1919 ベルサイユ条約		1914	第一次世界大戦救護（～16）
1919	赤十字の平和事業拡張を目的とする5ヵ国（日・英・仏・伊・米）会議 赤十字社連盟設立				
1920	第1回赤十字社連盟総会 第1回ナイチンゲール記章授与	1920 国際連盟設立		1920	日本赤十字社看護婦3名第1回ナイチンゲール記章受章 ボーランド孤児救済 ロシア避難民救済 最初の青少年赤十字発足
1922	青少年赤十字の誕生	1923 関東大震災 1926 昭和と改元 1929 世界経済恐慌		1922 1923 1926	関東大震災救護 第2回赤十字東洋会議（東京）
1929	捕虜の待遇に関するジュネーブ条約成立				

国際赤十字・赤新月運動のあゆみ		世界と日本の動き		日本赤十字社のあゆみ	
1934	第15回赤十字国際会議開催（東京）	1931 1932 1933 1936 1937 1939	満州事変 五・一五事件 ニューディール政策 二・二六事件 日中戦争 第二次世界大戦（～45）	1931 1934 1937	満州事変救護 第15回赤十字国際会議開催（東京） 日華事変から第二次世界大戦終結までの救護活動
1944	赤十字国際委員会、第2回目のノーベル平和賞受賞	1941 1945 1946	太平洋戦争 関門海底トンネル開通 広島、長崎原爆投下、終戦 国際連合成立 日本国憲法公布 世界人権宣言	1945	米国赤十字社、日本赤十字社再建に協力
1948 1949	国際会議「赤十字平和宣言」決議 世界赤十字デー制定 1949年8月12日のジュネーブ四条約成立	1948		1948	赤十字奉仕団結成 青少年赤十字組織変更
1950	赤十字社連盟憲章議決	1950 1951 1953 1956 1957 1958	朝鮮戦争（～53） サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約調印 日本政府、1949年のジュネーブ諸条約加入 日ソ国交回復 日本政府、国連加盟 外務省が初の外交青書を発表 東京タワー完成	1952 1953 1956 1958 1959	血液銀行開設 日本赤十字社法制定 中共・ソ連地区の邦人引揚交渉 北朝鮮在住邦人引揚交渉 広島原爆病院完成 長崎原爆病院完成 伊勢湾台風災害救護 在日朝鮮人北朝鮮帰還援助（～67）
1963 1965	国際赤十字100周年記念 アンリー・デュナン記章制定 国際委員会、連盟、ノーベル平和賞受賞 国際会議「赤十字基本原則」決議	1964 1965 1966 1969	東京オリンピック 日韓基本条約調印 ベトナム戦争激化 中国文化大革命 人類が初めて月に到達	1963 1965 1966	連盟理事会で日本赤十字社提案の「核兵器の使用、実験禁止決議」可決 第1回献血運動推進全国大会 ベトナム戦争犠牲者救援 学校法人日本赤十字学園設立
1977	ジュネーブ条約追加議定書採択	1970 1972 1973 1975 1978	大阪で日本万国博覧会 沖縄復帰 日中国交回復 オイルショック ベトナム戦争終結 インドシナ難民の大量流出始まる 日中平和友好条約調布	1970 1971 1975 1977	東南アジア太平洋地域青少年赤十字国際セミナー「こんにちわ'70」開催 在日朝鮮人北朝鮮帰還援助再開 ベトナム難民援護事業（～95） 日本赤十字社、創立100周年記念式典、本社社屋再建
		1980 1984 1986 1989	イラン・イラク戦争（～88） アフリカの飢餓拡大 Chernobyl原発事故 ベルリンの壁崩壊 天安門事件 昭和天皇崩御、平成と改元	1983 1985	「NHK海外たすけあい」キャンペーン開始 群馬県御巣鷹山の日航機墜落事故救護班派遣
1991 1994 1999	赤十字社連盟が国際赤十字・赤新月社連盟に改称 国際赤十字・赤新月社連盟設立75周年 ジュネーブ四条約採択50周年	1990 1991 1992 1994 1995	東西ドイツ統一 ソ連崩壊 湾岸戦争 カンボジアPKO派遣 オウム真理教地下鉄サリン事件	1991 1993 1995 1996 1997 1999	雲仙普賢岳噴火災害救護 北海道南西沖地震災害救護 阪神・淡路大震災救護 ペルー日本大使公邸人質事件救護班派遣・活動 日本赤十字社、創立120周年記念式典 国際人道法フォーラム開催（東京） 核酸増幅検査（NAT）の導入
2005 2006	ジュネーブ諸条約第三追加議定書採択（新たな保護標章について規定） 国際会議において「赤いクリスタル標章（公定訳未定）」を承認	2001 2002 2003 2004 2005 2007 2008	米国同時多発テロ事件 サッカーW杯日本・韓国共同開催 イラク戦争 日本政府、ジュネーブ諸条約第一・第二追加議定書加入 京都議定書発効 愛知で日本万国博覧会 原油価格大高騰 世界同時不況	2000 2001 2002 2004 2005 2007 2008	三宅島噴火災害救護 インド西部大地震における初のERU（緊急対応ユニット）の導入 日本赤十字社法制定50周年・創立125周年 有珠山噴火災害救護 新潟県中越地震災害救護 スマトラ島沖地震・津波災害救援 福井豪雨災害救護 愛知万博に国際赤十字・赤新月バビロンを出展 パキスタン北部地震災害救援 能登半島地震災害救護 新潟県中越地震災害救護 ミャンマー サイクロン災害救援 中国大地震災害救援 平成20年岩手・宮城内陸地震災害救護

国際赤十字・赤新月運動のあゆみ		世界と日本の動き		日本赤十字社のあゆみ	
年	出来事	年	出来事	年	出来事
2009	赤十字思想誕生150周年			2009	近衛社長がアジア人として初めて国際赤十字・赤新月社連盟会長に就任
		2010 2011	ギリシャ財政危機 独裁体制崩壊「アラブの春」	2010 2011	ハイチ大地震災害救援 ニュージーランド地震被災者支援 シリア人道危機救援
2012	昭憲皇太后基金創設100周年	2012	東京スカイツリー完成	2012 2013	東日本大震災救護・復興支援 フィリピン南部台風災害救援 フィリピン中部台風災害救援
2015	赤十字基本原則50周年	2014 2015	集団的自衛権の行使容認を閣議決定 米・キューバ国交回復	2014 2015 2016 2017 2018	近衛社長が国際赤十字・赤新月社連盟会長に再選 西アフリカ・エボラ出血熱救援 ネパール地震災害救援 熊本地震災害救護 パングラデシュ南部避難民救援
2019	国際赤十字・赤新月社連盟設立100周年	2018 2019	米朝首脳会談（史上初） 令和と改元	2019	平成30年7月豪雨災害救護 北海道胆振東部地震災害救護 令和元年台風第19号災害救護
		2020 2021 2022	新型コロナウイルス感染症のまん延 核兵器禁止条約発効 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 ウクライナ人道危機	2020 2021 2022	クルーズ船への救護班等派遣 令和2年7月豪雨災害救護 ハイチ地震災害救援 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会医療スタッフ派遣 ウクライナ人道危機救援
2023	赤十字国際委員会総裁と日本赤十字社長がG7広島サミットに向けた核兵器廃絶関連の共同声明発出	2023	新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが5類に移行 イスラエル・ガザ人道危機	2023 2024	日本赤十字社が国際赤十字・赤新月社連盟総会で理事社に選出 トルコ・シリア地震救援 イスラエル・ガザ人道危機救援 令和6年能登半島地震災害救護 台湾東部沖地震救援

# 日本赤十字社法

（昭和27年8月14日）  
（法律第305号）

## 第1章 総 則

### （目的）

第1条 日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

### （国際性）

第2条 日本赤十字社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努めなければならない。

### （自主性の尊重）

第3条 日本赤十字社の特性にかんがみ、その自主性は、尊重されなければならない。

### （法人格及び組織）

第4条 日本赤十字社は、法人とする。

2 日本赤十字社は、社員をもって組織する。

### （標章）

第5条 日本赤十字社は、その標章として、白地赤十字を使用する。

### （主たる事務所）

第6条 日本赤十字社は、主たる事務所を東京都に置く。

### （定款）

第7条 日本赤十字社は、定款をもって、左に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 社員に関する事項
- (5) 役員、理事会、代議員及び代議員会に関する事項
- (6) 業務及びその執行に関する事項
- (7) 資産及び会計に関する事項
- (8) 公告の方法

2 定款は、厚生労働大臣の認可を受けて変更することができる。

### （登記）

第8条 日本赤十字社は、主たる事務所の変更その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(解散)

第9条 日本赤十字社につき解散を必要とする事由が発生した場合において、その処置については、別に法律で定める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第10条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第4条(住所)及び第78条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、日本赤十字社について準用する。この場合において、同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「社長、副社長、理事その他の代理人」と読み替えるものとする。

## 第2章 社員

(社員の平等取扱)

第11条 何人も、社員となるにつき、及び社員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。

(社員の加入)

第12条 日本赤十字社は、社員として加入しようとする者があるときは、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

(社員の脱退)

第13条 社員は、何時でも、脱退することができる。

2 社員は、左に掲げる事由によって脱退する。

(1) 死亡

(2) 社費の未納額が定款で定める額に達したこと。

(3) 除名

3 前項第3号の除名は、定款で定める事由に該当する社員につき、定款の定めるところにより、代議員会の議決によってすることができる。

4 除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもってその社員に対抗することができない。

(社員の権利)

第14条 社員は、左に掲げる権利を有する。

(1) この法律の定めるところにより、日本赤十字社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 毎事業年度の日本赤十字社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 日本赤十字社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 日本赤十字社は、公告をもって、前項第2号の報告に代えることができる。

(社費)

第15条 社員は、定款の定めるところにより、社費を納めるものとする。

## 第3章 管理

(役員)

第16条 日本赤十字社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事61人以内及び監事3人以内を置く。

(役員の職務権限)

第17条 社長は、日本赤十字社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副社長は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、定款の定めるところにより、日本赤十字社を代表し、社長及び副社長を補佐して日本赤十字社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときは社長の職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときは社長の職務を行う。
- 4 監事は、日本赤十字社の業務を監査する。

(副社長又は理事の代表権の制限)

第17条の2 副社長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(仮理事)

第17条の3 社長、副社長及び理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第17条の4 日本赤十字社と社長、副社長又は理事との利益が相反する事項については、社長、副社長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、監事が日本赤十字社を代表する。

(役員の選出)

第18条 役員は、社員の中から、代議員会において、選出する。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、3年とする。

(理事会)

第20条 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、日本赤十字社の重要な業務の執行について審議する。

(代議員会)

第21条 日本赤十字社に代議員会を置く。

2 代議員会は、定款の定めるところにより社員の中から選出された代議員をもって組織する。

3 代議員会は、少くとも毎年1回、定款の定めるところにより、招集する。

(代議員会の議決事項)

第22条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算
- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他定款で定めた事項

(代議員の任期)

第23条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第24条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任の議決をすることができる。

(事業年度)

第25条 日本赤十字社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第26条 削除

## 第4章 業務

(業務)

第27条 日本赤十字社は、第1条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 赤十字に関する諸条約に基く業務に従事すること。
- (2) 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。
- (4) 前各号に掲げる業務のほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、第33条第1項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

(救護員の確保)

第28条 日本赤十字社は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保しておかなければならない。

(救護員の養成)

第29条 日本赤十字社は、前条の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護師その他の特殊技能者を養成しなければならない。

2 前項の養成は、日本赤十字社が学資その他の費用を負担して日本赤十字社の目的、特に日本赤十字社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

3 前2項の規定による養成を受けた者は、日本赤十字社が、これらの者が救護員として救護業務に従事するのでなければその救護業務を適正に行うことができないと認めて、救護業務に従事すべきことを求めたときは、これに応ずるように努めなければならない。

(使用者の協力)

第30条 前条第1項及び第2項の規定による養成を受けた者を雇用しようとするとき、又は雇用している場合において、使用者は、その者が、同条第3項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事する場合のあること又は従事したことの理由として、不当な取扱をしてはならない。

2 前条第1項及び第2項の規定による養成を受けた者が、同条第3項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事しようとする場合においては、使用者は、これに協力するように努めなければならない。

(実費弁償)

第31条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事した場合においては、その実費を弁償しなければならない。

#### (扶助金の支給)

第32条 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事し、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。

#### (国の救護に関する業務の委託)

第33条 国は、赤十字に関する諸条約に基く国の業務及び非常災害時における国の行う救護に関する業務を日本赤十字社に委託することができる。

- 2 前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。
- 3 国は、日本赤十字社が第1項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定があるときは、その定に従う。
- 4 国は、日本赤十字社が第1項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

#### (運送及び通信に関する便宜供与)

第34条 鉄道事業者その他運送又は運送取扱を業とする者は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務を実施することができるよう、救護員又は救護用の物資の運送に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

- 2 総務大臣、電気通信事業者又は基幹放送事業者（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者をいい、放送大学学園（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）は、日本赤十字社が迅速かつ適正に救護業務を実施することができるよう、救護業務に関する通信に関し、便宜を与えるように努めなければならない。

#### (社会福祉事業の経営)

第35条 日本赤十字社は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、同法に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業を経営するものとする。

- 2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を経営する場合においては、社会福祉法第7章（社会福祉事業）の規定及びこれに係る罰則並びに独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。

## 第5章 監督及び助成

#### (報告及び検査)

第36条 厚生労働大臣は、日本赤十字社に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を守らせるために必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の職員は、同項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (監督処分)

第37条 厚生労働大臣は、日本赤十字社が、その業務に関し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、日本赤十字社に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(解任勧告)

第38条 厚生労働大臣は、日本赤十字社の役員が、日本赤十字社の業務に関し法令、法令に基いてする行政手続若しくは定款に違反し、又は著しく公益を害する行為をしたときは、日本赤十字社に対し、その役員の解任を勧告することができる。

(助成)

第39条 国又は地方公共団体は、日本赤十字社が、その業務の実施に必要な施設又は設備を整備する場合において、必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも日本赤十字社に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法（昭和23年法律第73号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条第1項（財産の管理及び処分）並びに私立図書館の事業についての補助金の交付に関する図書館法（昭和25年法律第118号）第26条（国及び地方公共団体との関係）の規定の適用を妨げない。

2 日本赤十字社が、左の各号の一に該当するときは、前項の規定により交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 施設又は設備の全部又は一部を他の用途に供したこと。

(2) 助成の条件に違反したこと。

## 第6章 罰 則

第40条 日本赤十字社の役員又は職員が第36条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、1万円以下の罰金に処する。

第41条 日本赤十字社の役員がこの法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたときは、1万円以下の過料に処する。

## 附 則（昭和27年8月14日法律第305号）

(施行期日)

1 この法律は、附則第6項及び附則第16項から附則第26項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第6項及び附則第16項から附則第26項までの規定は、公布の日から起算して6箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第27項の規定は、昭和27年6月1日から適用する。

【註】「公布の日」=昭和27年8月14日 「政令で定める日」=昭和28年2月13日（昭和28年1月30日政令第8号）

(組織変更)

2 この法律施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）は、この法律施行の日から起算して6箇月以内に、その組織を変更してこの法律による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるものとする。この場合においては、旧法人は、定款の定めるところにより、組織変更のために必要な定款の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可があったときは、旧法人は、第18条及び第21条第2項の例により、新法人の役員及び代議員を選出するものとし、この場合において、代議員会の招集は、旧法人の社長がしなければならない。

4 附則第2項の規定による旧法人の新法人への組織変更は、前項の規定により選出された役員の全部が新法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この項の規定施行の際における他の法律中の旧法人に関する規定及び次項から附則第13項までの規定は、新法人に関する規定とする。ただし、この項の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新たな社会福祉事業の経営)

7 旧法人は、この項の規定施行後新たに社会福祉施設を設置して社会福祉法に規定する社会福祉事業を経営しようとするときは、当分の間、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(定期の寄附金募集)

8 旧法人は、当分の間、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内において、その業務（第35条第1項の社会福祉事業を除く。）を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

9 前項の規定により寄附金を募集するには、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。

10 旧法人は、附則第8項の規定による寄附金の募集を終了したときは、募集の結果を公告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(臨時の寄附金募集)

11 旧法人は、前3項の規定による場合のほか、特別の事情に基づき、附則第8項に規定する業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

12 旧法人は、前項の規定による寄附金の募集を終了したときは、厚生労働大臣に対し、募集の結果を報告しなければならない。

(罰則)

13 次の場合においては、その違反行為をした旧法人の役員又は職員を1万円以下の罰金に処する。

(1) 附則第9項若しくは附則第11項の規定による届出又は附則第10項の規定による公告を怠ったとき。

(2) 附則第10項又は前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

# 日本赤十字社定款

## 第1章 総 則

第1条 本社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づいて設立された法人とする。

第2条 本社は、日本赤十字社と称する。

第3条 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

第4条 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。

第5条 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。

第6条 本社の標章は、白地赤十字とする。

第7条 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。

第8条 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物又は電子公告によって行うほか、官報に掲載して行う。

第9条 この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。

第10条 本社は、法律によるのでなければ解散しない。

## 第2章 会 員 等

第11条 本社に会員及び協力会員を置く。

- (1) 会員 本社の目的に賛同し、運営に参画する個人又は法人
  - (2) 協力会員 会員以外の者であって、本社の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体
- 2 会員をもって日本赤十字社法上の社員とする。
- 3 協力会員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第12条 何人も、会員となるにつき、及び会員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。

第13条 会員として加入しようとする者は、別に定める規則に従って、その申込をしなければならない。

2 社長又は支部長が本社の業務に特別な貢献があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、会員とすることができます。

第14条 会員は、何時でも脱退することができる。

2 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

(1) 死亡（法人の場合にあっては、解散）

(2) 会費（日本赤十字社法の社費をいう。以下同じ。）の未納額が第16条第1項に定める額の2倍に達したこと。

(3) 除名

3 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、代議員会の議決によってこれをすることができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その会員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本社の名誉をき損した会員

(2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした会員

4 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

第15条 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 每事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 本社に対し、その業務の運営に關し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が会員となった場合は、前項に規定する会員の権利（役員に選出される権利を除く。）は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもって、代えることができる。

第16条 会員は、会費として年額2,000円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により会員となった者は、前項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第17条 多額の会費を納めた会員又は本社の業務について特別の功労のあった会員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる会員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

第18条 会員又はその他の者であって本社の業務について著しい功労のあった者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた会員は、第16条第1項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

### 第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

第19条 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

第20条 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

第21条 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

## 第4章 役員、理事会等

第22条 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事61人及び監事3人を置く。

第23条 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

- 2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときはその職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、本社の業務を監査する。

第24条 社長、副社長及び監事は、会員の中から、代議員会において、選出する。

- 2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもって代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であって会員であるものの中から、代議員会において、選出する。

第25条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1ヵ月以内にこれを補充しなければならない。

第26条 役員の任期は、3年とする。

- 2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなっても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

第27条 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

第28条 役員は、名誉職とする。

- 2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第29条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任を議決することができる。

- 2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

第30条 日本赤十字社法第38条（解任勧告）の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があった場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならぬ。

第31条 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

- 2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。
- 3 理事会は、理事会を構成する役員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 1件につき金額1億円以上の借入金（短期借入金を除く。）
- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第33条 理事会に、常任理事会を置き、業務執行上の重要な方針等の審議及び執行会議の監督を行う。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事13人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。

第33条の2 理事会に、執行会議を置き、左に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会において委任した事項
- (2) 本社の業務の執行に係る事項
- 2 執行会議は、社長、常時勤務する副社長及び常時勤務する理事5人以内をもって構成する。
- 3 執行会議の理事は、第24条第2項において規定する14名の中から理事会が指名する。
- 4 執行会議の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
- 5 理事会は、第1項の規定により執行会議に委任した事項については、執行会議の議決をもって理事会の議決とすることができます。

第34条 この定款に規定する事項のほか、理事会、常任理事会及び執行会議の運営に関する事項は、理事会で定める。

第34条の2 多年社長の職にあって、本社の事業について、著しい功労のあった者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくことができる。

## 第5章 代議員及び代議員会

第35条 本社に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、会員の中から選出された代議員をもって組織する。

第36条 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

第37条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算
- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第38条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

第40条 代議員は名誉職とする。

第41条 代議員会は、少なくとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

第42条 代議員会を招集するときは、会日の少なくとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合においては、この限りでない。

第43条 代議員会は、代議員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもって、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもって他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

第44条 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

第45条 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第46条 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもって賛否の意見を徵し、会議に代えることができる。

## 第6章 業務及びその執行

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
- (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。
- (4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

- (1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。
- (2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。
- (3) 病院及び診療所を経営すること。
- (4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。
- (5) 不慮の事故や急病に対する応急の手当等の方法を普及し、その指導を行うこと。

- (6) 高齢者の健康増進と自立を促進するための介護の方法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。
- (7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。
- (8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。
- (9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。
- (10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。
- (11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。
- (12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保する。

- 2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。
- 3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

- 2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

第51条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

第52条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

第53条 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

- 2 職員に関する事項は、別に規則をもって定める。

## 第7章 資産及び会計

第54条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 会費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

第56条 本社の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

第57条 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

第58条 本社に、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

第59条 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

第60条 資産の管理、処分その他については、別に規則をもって定める。

## 第8章 支 部

第61条 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

- 2 支部の下部機関として、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区（以下「区」という。）の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市（地区本部を置く市を除く。）若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。
- 3 政令指定都市（地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。）に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

第62条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

- 2 支部長は、支部の業務を管理する。
- 3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

第63条 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

- 2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第64条 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における会員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

- 2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

第65条 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

第66条 支部に、支部の業務につき協賛を求めるため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

第67条 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

- 2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。
- 3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

第68条 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における会員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

- 2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。
- 3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

第69条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

第70条 支部に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、支部の区域内における会員（法人が会員となった場合は、その法人を代表する役員）の中から選出された評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

第71条 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

第72条 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

第73条 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に關係のある者であつて会員であるものの中から、支部長が選出することができる。

- 2 各地区的区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。
- 3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第74条 各地区的区域において選出すべき評議員は、市若しくは区の地区又は各分区における会員の中から選出する。

- 2 前項の規定による選出に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

第75条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第76条 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

第77条 この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

別表第1 省略

別表第2 省略

## 日本赤十字社コンプライアンス行動規範

わたしたちは、赤十字の理想とする人道的任務を達成するため、日本赤十字社の役職員として次のことを行動の基本に掲げ、公私にわたり自覚と責任を持って行動します。

1. あらゆる活動の場において、法令等や社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に適合した公正で公平な良識ある行動を心がけます。
2. 人種、信条、性別、宗教、国籍、年齢、学歴、出自、その他個人的な特性に基づく差別を排除します。
3. 事業報告、財務状況など活動全般について適時適切に情報を開示し、奉仕者や寄付者等への説明責任を果たすよう透明性を確保します。
4. 各事業におけるニーズを把握し、様々な意見に耳を傾け、常に技術の研鑽および過誤・事故に対する安全対策を図り、すべての人々が安心を得られるよう、より質の高いサービスを提供します。
5. 心身の健康保持増進を図るとともに、安全で快適な職場環境を実現します。また、お互いに尊厳や人格を尊重し合い、職場におけるハラスメントを見逃しません。
6. 廃棄物の削減や資源の再利用等、日常業務において省エネルギーに取り組み、環境と経済が調和した持続可能な社会の構築に寄与します。
7. 取引先との自由で公正な取引ルールを尊重し、優越的地位の濫用は決して行いません。また、契約等に従った誠実な取引を行い、良好な取引関係を築きます。
8. 日本赤十字社の資金、物品その他の財産を事業運営のためにのみ活用し、自己、関係業者または第三者の利益のため、利用しません。
9. 業務上知り得た機密または個人情報を適正に取り扱い、在職中および退職後においても漏洩しません。
10. 反社会的勢力からの取引や金銭等の要求には毅然として対応し、不当な利益供与を行うなど、社会的に非難される関係を持ちません。
11. 官公庁や企業等との間で、不正な金銭・接待・贈答品の授受は行いません。
12. 事業活動の記録を正確に行い、会計記録や官公庁への提出書類を適正に作成します。
13. 国際的な事業活動において、国際ルールや現地の法令を遵守することはもちろんのこと、現地の文化や慣習を尊重します。
14. 社内外の通報制度を利用し、コンプライアンス違反事案の早期発見と防止に取り組みます。

## ボランティア憲章（邦訳）

我々、赤十字・赤新月のボランティアは、自らの使命のもとに結束し、いかなる場所であっても人々の苦しみを予防し、軽減し、赤十字の7原則である「人道」、「公平」、「中立」、「独立」、「奉仕」、「単一」、「世界性」を掲げ、遵守します。

我々は、いのちと健康を守り、人間の尊厳を大事にします。

我々は、人間の尊厳を守りつつ、互いに理解を深め、団結し、協力して、平和を促進します。

我々は、必要な人々に支援を届けることを妨げうるいかなる政治的、思想的または経済的な介入にも負けず、完全に独立して使命を果たします。

我々は、人々の苦痛を軽減することに努め、彼らのニーズにのみ従い、その中でも最も喫緊の課題に取り組みます。

我々は、国籍、性別、民族、宗教、階級、政治的意向やその他どんな理由においても人々を差別することはありません。

我々は、紛争当事者のいずれにも加担することなく、政治、民族、宗教、思想などのいかなる論争にも関与しません。

我々は、いかなる欲望にも駆られることはできません。

我々は、我々の（赤十字・赤新月）標章が、自らを危害から守ってくれることを信じています。しかし、それでも我々の生命は時に危険にさらされることがあります。

我々は、各国赤十字社・赤新月社に対し、我々ボランティアの参加、保護、尊厳を保障し、そして我々が人道的使命を成し遂げるために必要な手段と支援を提供するよう求めます。

我々自身が、赤十字・赤新月そのものなのです。

[2017年 国際赤十字・赤新月社連盟総会 採択]

# 日本赤十字社施設一覧表

(令和7年4月1日現在)

○ 本社     ● 支部     ○ 病院  
 ● 血液センター     ● 福祉施設     ● 学校

## 長野

- 日本赤十字社長野県支部
- 長野赤十字病院
- 諏訪赤十字病院
- 安曇野赤十字病院
- 川西赤十字病院
- 下伊那赤十字病院
- 飯山赤十字病院
- 長野県赤十字血液センター
- 松本赤十字乳児院
- 諏訪赤十字看護専門学校

## 静岡

- 日本赤十字社静岡県支部
- 静岡赤十字病院
- 浜松赤十字病院
- 伊豆赤十字病院
- 裾野赤十字病院
- 静岡県赤十字血液センター

## 三重

- 日本赤十字社三重県支部
- 伊勢赤十字病院
- 三重県赤十字血液センター

## 愛知

- 日本赤十字社愛知県支部
- 日本赤十字社愛知医療センター
- 名古屋第一病院
- 日本赤十字社愛知医療センター
- 名古屋第二病院
- 日本赤十字社
- 東海北陸ブロック血液センター
- 愛知県赤十字血液センター
- 日本赤十字豊田看護大学

## 石川

- 日本赤十字社石川県支部
- 金沢赤十字病院
- 石川県赤十字血液センター

## 滋賀

- 日本赤十字社滋賀県支部
- 大津赤十字病院
- 大津赤十字志賀病院
- 長浜赤十字病院
- 滋賀県赤十字血液センター
- 大津赤十字看護専門学校

## 大阪

- 日本赤十字社大阪府支部
- 大阪赤十字病院
- 高槻赤十字病院
- 日本赤十字社近畿ブロック血液センター
- 大阪府赤十字血液センター
- 大阪赤十字病院附属大手前整肢学園

## 兵庫

- 日本赤十字社兵庫県支部
- 姫路赤十字病院
- 多可赤十字病院
- 神戸赤十字病院
- 兵庫県赤十字血液センター
- 姫路赤十字看護専門学校

## 京都

- 日本赤十字社京都府支部
- 京都第一赤十字病院
- 京都第二赤十字病院
- 舞鶴赤十字病院
- 京都府赤十字血液センター
- 京都第一赤十字看護専門学校
- 京都第二赤十字看護専門学校

## 奈良

- 日本赤十字社奈良県支部
- 奈良県赤十字血液センター

## 和歌山

- 日本赤十字社和歌山県支部
- 日本赤十字社和歌山医療センター
- 和歌山県赤十字血液センター

## 岡山

- 日本赤十字社岡山県支部
- 岡山赤十字病院
- 岡山赤十字玉野病院
- 岡山県赤十字血液センター
- 岡山赤十字看護専門学校

## 島根

- 日本赤十字社島根県支部
- 松江赤十字病院
- 益田赤十字病院
- 島根県赤十字血液センター
- 松江赤十字乳児院

## 山口

- 日本赤十字社山口県支部
- 山口赤十字病院
- 小野田赤十字病院
- 山口県赤十字血液センター

## 広島

- 日本赤十字社広島県支部
- 広島赤十字・原爆病院
- 庄原赤十字病院
- 三原赤十字病院
- 日本赤十字社
- 中四国ブロック血液センター
- 広島県赤十字血液センター
- 日本赤十字広島看護大学

## 鳥取

- 日本赤十字社鳥取県支部
- 鳥取赤十字病院
- 鳥取県赤十字血液センター

## 長崎

- 日本赤十字社長崎県支部
- 日本赤十字社長崎原爆病院
- 日本赤十字社長崎原爆諫早病院
- 長崎県赤十字血液センター

## 福岡

- 日本赤十字社福岡県支部
- 福岡赤十字病院
- 今津赤十字病院
- 嘉麻赤十字病院
- 日本赤十字社九州ブロック血液センター
- 福岡県赤十字血液センター
- 日本赤十字社福岡県支部
- 特別養護老人ホーム大寿園
- 日本赤十字社福岡県支部
- 特別養護老人ホームやすらぎの郷
- 日本赤十字社福岡県支部
- 特別養護老人ホーム豊寿園
- 日本赤十字九州国際看護大学

## 佐賀

- 日本赤十字社佐賀県支部
- 唐津赤十字病院
- 佐賀県赤十字血液センター

## 鹿児島

- 日本赤十字社鹿児島県支部
- 鹿児島赤十字病院
- 鹿児島県赤十字血液センター
- 日本赤十字社鹿児島県支部
- 特別養護老人ホーム錦江園

## 大分

- 日本赤十字社大分県支部
- 大分赤十字病院
- 大分県赤十字血液センター

## 宮崎

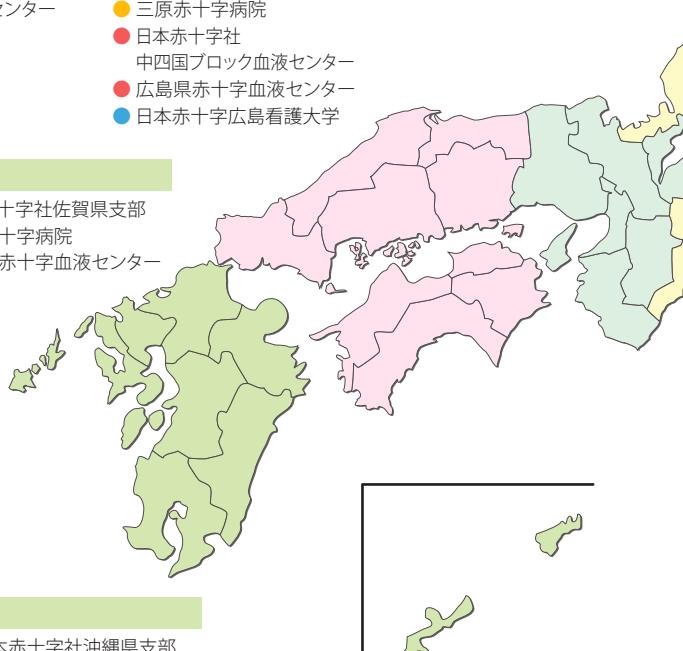
- 日本赤十字社宮崎県支部
- 宮崎県赤十字血液センター

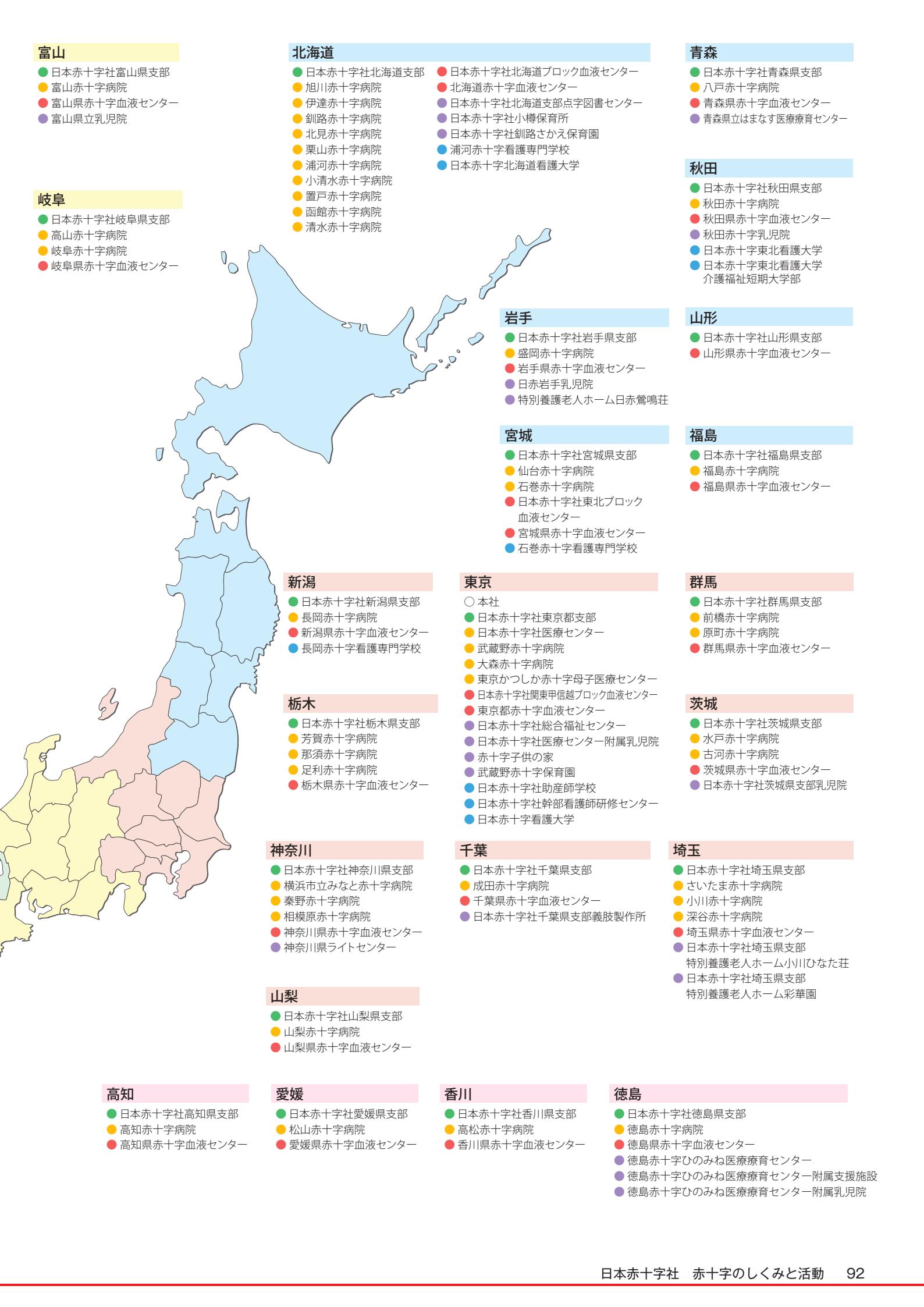
## 熊本

- 日本赤十字社熊本県支部
- 熊本赤十字病院
- 日本赤十字社熊本健康管理センター
- 熊本県赤十字血液センター

## 沖縄

- 日本赤十字社沖縄県支部
- 沖縄赤十字病院
- 沖縄県赤十字血液センター
- 日赤安謝福祉複合施設





## 各国赤十字社・赤新月社等一覧

(令和6年4月1日現在)

国際委員会承認順	国名・地域名	国際委員会承認年	マーク
1	ベルギー	1864	+
2	イタリア	1864	+
3	スウェーデン	1865	+
4	ノルウェー	1865	+
5	スイス	1866	+
6	オーストリア	1867	+
7	トルコ	1868	○
8	オランダ	1868	+
9	英國	1870	+
10	デンマーク	1876	+
11	ルーマニア	1876	+
12	ギリシャ	1877	+
13	ペルー	1880	+
14	アルゼンチン	1882	+
15	ハンガリー	1882	+
16	米国	1882	+
17	ブルガリア	1885	+
18	ポルトガル	1887	+
19	日本	1887	+
20	スペイン	1893	+
21	ベネズエラ	1896	+
22	ウルグアイ	1900	+
23	南アフリカ	1900	+
24	フランス	1907	+
25	チリ	1909	+
26	キューバ	1909	+
27	メキシコ	1912	+
28	中国	1912	+
29	ブラジル	1912	+
30	ルクセンブルク	1914	+
31	ポーランド	1919	+
32	フィンランド	1920	+
33	タイ	1920	+
34	口シア	1921	+
35	コスタリカ	1922	+
36	コロンビア	1922	+
37	パラグアイ	1922	+
38	エストニア	1922	+
39	ボリビア	1923	+
40	ラトビア	1923	+
41	エクアドル	1923	+
42	アルバニア	1923	+
43	グアテマラ	1923	+
44	リトアニア	1923	+
45	エジプト	1924	○
46	パナマ	1924	+
47	イラン	1924	○
48	アイスランド	1925	+

国際委員会承認順	国名・地域名	国際委員会承認年	マーク
49	エルサルバドル	1925	+
50	カナダ	1927	+
51	ドミニカ共和国	1927	+
52	オーストラリア	1927	+
53	インド	1929	+
54	ニュージーランド	1932	+
55	イラク	1934	○
56	ハイチ	1935	+
57	エチオピア	1935	+
58	ホンジュラス	1938	+
59	ミャンマー	1939	+
60	アイルランド	1939	+
61	リヒテンシュタイン	1945	+
62	シリア	1946	○
63	レバノン	1947	+
64	フィリピン	1947	+
65	モナコ	1948	+
66	パキスタン	1948	○
67	ヨルダン	1948	○
68	インドネシア	1950	+
69	サンマリノ	1950	+
70	スリランカ	1952	+
71	ドイツ	1952	+
72	アフガニスタン	1954	○
73	大韓民国	1955	+
74	朝鮮民主主義人民共和国	1956	+
75	ラオス	1957	+
76	チュニジア	1957	○
77	スー丹	1957	○
78	ベトナム	1957	+
79	モロッコ	1958	○
80	リビア	1958	○
81	ガーナ	1959	+
82	リベリア	1959	+
83	モンゴル	1959	+
84	カンボジア	1960	+
85	ナイジェリア	1961	+
86	トーゴ	1961	+
87	シェラレオネ	1962	+
88	ブルキナファソ	1962	+
89	コンゴ民主共和国	1963	+
90	マレーシア	1963	○
91	アルジェリア	1963	○
92	カメルーン	1963	+
93	コートジボワール	1963	+
94	サウジアラビア	1963	○
95	セネガル	1963	+
96	タンザニア	1963	+

国際委員会承認順	国名・地域名	国際委員会承認年	マーク
97	トリニダード・トバゴ	1963	+
98	ブルンジ	1963	+
99	ベナン	1963	+
100	マダガスカル	1963	+
101	ネパール	1964	+
102	ジャマイカ	1964	+
103	ウガンダ	1965	+
104	ニジェール	1965	+
105	ケニア	1966	+
106	ザンビア	1966	+
107	マリ	1967	+
108	クウェート	1968	○
109	ガイアナ	1968	+
110	ソマリア	1969	○
111	ボツワナ	1970	+
112	マラウイ	1970	+
113	レソト	1971	+
114	バーレーン	1972	○
115	モーリタニア	1973	○
116	シンガポール	1973	+
117	バングラデシュ	1973	○
118	フィジー	1973	+
119	中央アフリカ	1973	+
120	ガンビア	1974	+
121	コンゴ共和国	1976	+
122	バハマ	1976	+
123	パプアニューギニア	1977	+
124	モーリシャス	1977	+
125	エスワティニ	1979	+
126	トンガ	1981	+
127	カタール	1981	○
128	イエメン	1982	○
129	ルワンダ	1982	+
130	ジンバブエ	1983	+
131	ベリーズ	1984	+
132	サモア	1984	+
133	バルバドス	1984	+
134	カーボベルデ	1985	+
135	サントメ・プリンシペ	1985	+
136	ギニアビサウ	1986	+
137	アラブ首長国連邦	1986	○
138	セントルシア	1986	+
139	ギニア	1986	+
140	アンゴラ	1986	+
141	スリナム	1986	+
142	ジブチ	1986	○
143	グレナダ	1987	+
144	チヤド	1988	+

国際委員会承認順	国名・地域名	国際委員会承認年	マーク
145	モザンビーク	1988	+
146	ドミニカ国	1989	+
147	セントビンセント及びグレナディーン諸島	1989	+
148	ソロモン諸島	1991	+
149	セーシェル	1992	+
150	セントクリストファー・ネービス	1992	+
151	アンティグア・バーブーダ	1992	+
152	ナミビア	1993	+
153	スロバキア	1993	+
154	チエコ	1993	+
155	スロベニア	1993	+
156	クロアチア	1993	+
157	セルビア	1993	+
158	ウクライナ	1993	+
159	バヌアツ	1993	+
160	マルタ	1993	+
161	アンドラ	1994	+
162	赤道ギニア	1994	+
163	トルクメニスタン	1995	○
164	ウズベキスタン	1995	○
165	アルメニア	1995	+
166	アゼルバイジャン	1995	○
167	ベラルーシ	1995	+
168	北マケドニア共和国	1995	+
169	ブルネイ	1996	○
170	キルギス共和国	1997	○
171	キリバス	1997	+
172	パラオ	1997	+
173	タジキスタン	1997	○
174	ジョージア	1997	+
175	ガボン	1999	+
176	ボスニア・ヘルツegovina	2001	+
177	モルドバ	2001	+
178	クック諸島	2002	+
179	カザフスタン	2003	○
180	ミクロネシア	2003	+
181	コモロ	2005	○
182	東ティモール	2005	+
183	イスラエル	2006	◊
184	パレスチナ	2006	○
185	モンテネグロ	2006	+
186	モルディブ	2011	○
187	キプロス	2012	+
188	南スー丹	2013	+
189	ツバル	2015	+
190	マーシャル諸島	2017	+
191	ブータン	2019	+

+ は赤十字社(156社) ○ は赤新月社(34社)(※) ◊ はイスラエル・ダビデの赤盾社

※標章としての赤新月の向きについては、特に定めはない。それぞれの社が設立時に右向き又は左向きを定める。

---

## 赤十字のしくみと活動

2000年3月1日 初版発行  
2001年3月1日 第2版発行  
2002年4月1日 第3版発行  
2002年9月1日 第4版発行  
2003年4月1日 第5版発行  
2003年12月1日 第6版発行  
2004年4月1日 第7版発行  
2004年11月1日 第8版発行  
2005年4月1日 第9版発行  
2005年10月1日 第10版発行  
2006年4月1日 第11版発行  
2006年10月1日 第12版発行  
2007年4月1日 第13版発行  
2007年10月1日 第14版発行  
2008年4月1日 第15版発行  
2008年10月1日 第16版発行  
2009年4月1日 第17版発行  
2010年4月1日 第18版発行  
2011年4月1日 第19版発行  
2012年4月1日 第20版発行  
2013年4月1日 第21版発行  
2014年4月1日 第22版発行  
2015年4月1日 第23版発行  
2016年4月1日 第24版発行  
2017年4月1日 第25版発行  
2018年4月1日 第26版発行  
2019年4月1日 第27版発行  
2020年4月1日 第28版発行  
2021年4月1日 第29版発行  
2022年4月1日 第30版発行  
2023年4月1日 第31版発行  
2024年4月1日 第32版発行  
2025年4月1日 第33版発行

発行：日本赤十字社  
〒105-8521  
東京都港区芝大門一丁目1番3号  
電話 03-3438-1311（代表）

事務局：総務局 人事部 人材開発課

---



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.